

款 工 条	款 行
<p>建設工事請負契約書</p> <p>一 工事名</p> <p>二 工事場所</p> <p>三 工期自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日</p> <p>四 工事を測工しなく日 工事を測工しなく商標等 四 工事を測工しなく日又は商標等及び商標等 五 請取代金額 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）</p> <p>六 契約保証金 四 請取金（B）を無用とする場合は、「(B)」を記入する。</p> <p>七 請取人 四 請取人を信用するに同意し、保証書及び保証書受取人となることに同意する場合は「(B)」を記入する。</p> <p>八 解体工事に関する費用等 四 一の工事名、建設工事に係る取組の建設費に該当する工事（以下「建設費」という。）及び解体工事に関する費用等（以下「解体工事に関する費用」という。）の合計額を算出する場合は、（一）建設費に該当する工事、（二）解体工事に関する費用、（三）解体工事に関する費用、（四）解体工事に関する費用の合計額及び消費税にそれぞれ記入する。</p> <p>九 住宅建設費取組保証責任保険 四 住宅建設費取組保証責任の履行の保証に同意する場合は、（以下十九年保証費六十万円）第一号欄に記入する。住宅建設費取組保証責任を履行する場合は、住宅建設費取組保証責任を負入する場合は、（一）保証費の名称、（二）保証期間、（三）保証期間に</p>	<p>建設工事請負契約書</p> <p>一 工事名</p> <p>二 工事場所</p> <p>三 工期自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>(新設)</p> <p>四 請取代金額 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）</p> <p>五 契約保証金 四 請取金（B）を無用とする場合は、「(B)」を記入する。</p> <p>六 請取人 四 請取人を信用するに同意し、保証書及び保証書受取人となることに同意する場合は「(B)」を記入する。</p> <p>七 解体工事に関する費用等 四 一の工事名、建設工事に係る取組の建設費に該当する工事（以下「建設費」という。）及び解体工事に関する費用等（以下「解体工事に関する費用」という。）の合計額を算出する場合は、（一）建設費に該当する工事、（二）解体工事に関する費用、（三）解体工事に関する費用、（四）解体工事に関する費用の合計額及び消費税にそれぞれ記入する。</p> <p>八 住宅建設費取組保証責任保険 四 住宅建設費取組保証責任の履行の保証に同意する場合は、（以下十九年保証費六十万円）第一号欄に記入する。住宅建設費取組保証責任を履行する場合は、住宅建設費取組保証責任を負入する場合は、（一）保証費の名称、（二）保証期間、（三）保証期間に</p>

<p>とそれぞれ記入する。なお、住宅建設費取組保証責任の保証を行う場合は、受取会社、保証書の所在地及び名称、保証期間等の事項をそれぞれ別紙に添付し、保証書受取人となる旨を記載し、添付しなければならない。</p> <p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の役割を立脚における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を締結している場合は、受注者は、別紙の共同企業体協定書による契約書記載の工事を共同担持して請け負う。</p> <p>本契約の項として本書 理を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を捺印する。</p> <p>発注者 住所 氏名 印</p> <p>受注者 住所 氏名 印</p> <p>受注者が共同企業体を締結している場合には、受注者の住所及び名称の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の住所及びその他の情報又は住所及び名称を記入する。</p> <p>(総則)</p> <p>第一条 発注者及び受注者は、この契約（契約書を名目。以下同じ。）に基づき、設計図書（図面・図面・仕様書、現物説明書及び現物説明に付する質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目</p>	<p>とそれぞれ記入する。なお、住宅建設費取組保証責任の保証を行う場合は、受取会社、保証書の所在地及び名称、保証期間等の事項をそれぞれ別紙に添付し、保証書受取人となる旨を記載し、添付しなければならない。</p> <p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の役割を立脚における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を締結している場合は、受注者は、別紙の共同企業体協定書による契約書記載の工事を共同担持して請け負う。</p> <p>本契約の項として本書 理を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を捺印する。</p> <p>発注者 住所 氏名 印</p> <p>受注者 住所 氏名 印</p> <p>受注者が共同企業体を締結している場合には、受注者の住所及び名称の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の住所及びその他の情報又は住所及び名称を記入する。</p> <p>(総則)</p> <p>第一条 発注者及び受注者は、この契約（契約書を名目。以下同じ。）に基づき、設計図書（図面・図面・仕様書、現物説明書及び現物説明に付する質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目</p>
---	---

の物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、掘土工事その他工事的物を完成するために必要な一切の手段（以下「掘土工事等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者がその責任において定める。

4 発注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める報告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金額の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、日本法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に抵触するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専断的管轄裁判所とする。

12 発注者が共同企業体を締結している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行われるものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を連帯して行われなければならない。

(掘土工事の調整)

の物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、掘土工事その他工事的物を完成するために必要な一切の手段（以下「掘土工事等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者がその責任において定める。

4 発注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める報告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金額の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、日本法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に抵触するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専断的管轄裁判所とする。

12 発注者が共同企業体を締結している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行われるものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を連帯して行われなければならない。

(掘土工事の調整)

第二条 発注者は、受注者の掘工する工事及び発注者の発注に係る第三者の掘工する他の工事が掘土工事調整に関連する場合において、必要があるときは、その掘工につき、調整を行うものとする。この場合においては、発注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の田舎な掘工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第三条 (A) 発注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

■ (B) は、契約の内容及び調整業務の多い段階に使用する。

第三条 (B) 発注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第四条 (A) 発注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

第二条 発注者は、受注者の掘工する工事及び発注者の発注に係る第三者の掘工する他の工事が掘土工事調整に関連する場合において、必要があるときは、その掘工につき、調整を行うものとする。この場合においては、発注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の田舎な掘工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第三条 (A) 発注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

■ (B) は、契約の内容及び調整業務の多い段階に使用する。

第三条 (B) 発注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第四条 (A) 発注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証者が請求と認めらる金融機関等の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に基きる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第五項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の〇以上としなければならない。

3 発注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる原因を事由とする場合は、当該保証は第五十五条第三項各号に規定する範囲による契約の解除の場合に限りて保証するものとなつてはならない。

4 第一項の規定により、発注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われなければならない。同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額は変更後の請負代金額の十分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、発注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（イ）は、金銭的賠償を請求する場合は相対するものとし、〇の部分は、たゞせば、一と記入する。

第四条（ロ） 発注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（別名額）と工事目的物を譲渡又は留保に因して契約の目的物の所有権（以下「譲渡不適合」という。）である場合に限り当該譲渡不適合を保証する特約を付したものと認め、これをなすはならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の〇以上としなければならない。

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証者が請求と認めらる金融機関等の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に基きる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第五項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の〇以上としなければならない。

（新設）

3 第一項の規定により、発注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われなければならない。同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額は変更後の請負代金額の十分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、発注者は、保証の額の減額を請求するることができる。

（イ）は、金銭的賠償を請求する場合は相対するものとし、〇の部分は、たゞせば、一と記入する。

第四条（ロ） 発注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（別名額）と工事目的物の譲渡又は留保に因して契約の目的物の所有権（以下「譲渡不適合」という。）である場合に限り当該譲渡不適合を保証する特約を付したものと認め、これをなすはならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の〇以上としなければならない。

3 第一項の規定により発注者が付す保証は、第五十五条第三項各号に規定する契約の解除による場合に限りて保証するものとなつてはならない。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の十分の〇に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、発注者は、保証金額の減額を請求するることができる。

（ロ）は、金銭的賠償を請求する場合は相対するものとし、〇の部分は、たゞせば、一と記入する。

（権利義務の譲渡等）

第五条 発注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継を許すはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（イ）は、権利を公共工事以外のものに譲渡する場合は、（イ）に「建設費を担保する権利を譲渡する」として、「建設費を担保する権利」として記載する。また「建設費を担保する権利」として記載する場合は、「建設費を担保する権利」として記載する。また「建設費を担保する権利」として記載する場合は、「建設費を担保する権利」として記載する。

2 発注者は、工事目的物並びに工事材料（工機製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第三項の規定による譲渡に合致したものを及び第三十八條第三項の規定による部分承継のための譲渡を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は持分譲渡その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 発注者が保証金の増額を請求する場合に限りてこの契約の目的物の譲渡に同意し、当該同意は、発注者の請負代金額の減額に限りて、第三項に規定する事項をなすはならない。

4 発注者は、前項の規定により、第一項に規定する保証を改められた場合は

（新設）

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の十分の〇に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、発注者は、保証金額の減額を請求するることができる。

（ロ）は、金銭的賠償を請求する場合は相対するものとし、〇の部分は、たゞせば、一と記入する。

（権利義務の譲渡等）

第五条 発注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継を許すはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（イ）は、権利を公共工事以外のものに譲渡する場合は、（イ）に「建設費を担保する権利を譲渡する」として、「建設費を担保する権利」として記載する。また「建設費を担保する権利」として記載する場合は、「建設費を担保する権利」として記載する。また「建設費を担保する権利」として記載する場合は、「建設費を担保する権利」として記載する。

2 発注者は、工事目的物並びに工事材料（工機製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第三項の規定による譲渡に合致したものを及び第三十八條第三項の規定による部分承継のための譲渡を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は持分譲渡その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（新設）

3 発注者は、工事目的物並びに工事材料（工機製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第三項の規定による譲渡に合致したものを及び第三十八條第三項の規定による部分承継のための譲渡を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は持分譲渡その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（新設）

「建設作業の種類により種別を定むる」の政令の目的物に係る工事の種目以外は適用し」はならず、またその趣意を適用する趣意を添付書類に提出しなからなければならない。

【〇無条件に「なし」と記入し、同欄及び後開欄を空白とする。】

(一 発注者又は一 発注請負人の禁止)

第六条 発注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から抽出してその総括を遂行する工作物の工事を「抽出」発注者に発注し、又は請ね取らなければならない。

【 本法五章の入れ及び取除の適用上の便宜に關する事項（第六十二條第五項（以下七章）の適用を要しない）建設者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該抽出の義務がないものを除く。以下「建設業者等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。】とのただし書きを適用することはない。

(二 下請負人の通知)

第七条 発注者は、発注者に対し、下請負人の種名又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第七條之二（イ） 発注者は、次の各号に掲げる抽出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該抽出の義務がないものを除く。以下「建設業者等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條の規定による雇出
二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七條の規定による雇出
三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七條の規定による雇出

(一 発注者又は一 発注請負人の禁止)

第六條 発注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から抽出してその総括を遂行する工作物の工事を一括して発注者に発注し、又は請ね取らなければならない。

【 本法五章の入れ及び取除の適用上の便宜に關する事項（第六十二條第五項（以下七章）の適用を要しない）建設者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該抽出の義務がないものを除く。以下「建設業者等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。】とのただし書きを適用することはない。

(二 下請負人の通知)

第七條 発注者は、発注者に対し、下請負人の種名又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第七條之二（イ） 発注者は、次の各号に掲げる抽出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該抽出の義務がないものを除く。以下「建設業者等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條の規定による雇出
二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七條の規定による雇出
三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七條の規定による雇出

2 同項の規定にかかわらず、発注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 発注者と直接下請負契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる雇出をし、当該事実を通知することのできる書類（以下「雇出書類」という。）を、発注者が発注者に提出した場合
二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者が発注者に対し雇出書類の提出を求める通知をした日から〇日（発注者が、発注者に対し雇出書類を当該期間内に提出することのできない相済の理由がある）を除き、当該期間を満了したとき、その延長後の期間）以内に、発注者が当該雇出書類を発注者に提出した場合

【〇無条件に「なし」と記入し、同欄及び後開欄を空白とする。】

3 (イ) 発注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基き、雇出額として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合に於いて、同号に定める特別の事情があると認められたとき、または発注者が同号に定める期間内に雇出書類を提出しなかつたとき、発注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請負契約の最後の請負代金額の十分の〇に相当する額

2 同項の規定にかかわらず、発注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 発注者と直接下請負契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる雇出をし、当該事実を通知することのできる書類（以下「雇出書類」という。）を、発注者が発注者に提出した場合
二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者が発注者に対し雇出書類の提出を求める通知をした日から〇日（発注者が、発注者に対し雇出書類を当該期間内に提出することのできない相済の理由がある）を除き、当該期間を満了したとき、その延長後の期間）以内に、発注者が当該雇出書類を発注者に提出した場合

【〇無条件に「なし」と記入し、同欄及び後開欄を空白とする。】

3 (イ) 発注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基き、雇出額として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合に於いて、同号に定める特別の事情があると認められたとき、または発注者が同号に定める期間内に雇出書類を提出しなかつたとき、発注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請負契約の最後の請負代金額の十分の〇に相当する額

一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請人である場合に於いて、同号に定める特別の事情があると認められず、かつ、発注者が同号に定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額

3 (ロ) 発注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請人である場合に於いて、同号に定める特別の事情があると認められなかつたとき又は同号に定める期間内に確認書類を提出しなかつたときは、発注者の請求に基づき、発注者として、発注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

【ロ】の限外には、たとえは「一」が入らず、「百〇〇〇〇〇〇」の部には、たとえは「五」が入らず。

(ロ) は、下請契約の相手方のみを社会保険等未加入建設業者と認定する事に適用する。発注者が指定する場合は、(ロ)又は(ロ)を適用して使用し、指定しない場合は、第三号を適用する。

第七条の二(ロ) 発注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百一十号)第二条第三項に定める建設業者をいふ。当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」といふ。)を下請契約(発注者が直接締結する下請契約に限る。以下二の条において同じ。)の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法(天正十一年法律第七十号)第四十八条の規定による届出
二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定による届出
三 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工場の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると認め

一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請人である場合に於いて、同号に定める特別の事情があると認められず、かつ、発注者が同号に定める期間内に確認書類を提出しなかつたとき、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額

3 (ロ) 発注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請人である場合に於いて、同号に定める特別の事情があると認められなかつたとき又は同号に定める期間内に確認書類を提出しなかつたときは、発注者の請求に基づき、発注者として、発注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

【ロ】の限外には、たとえは「一」が入らず、「百〇〇〇〇〇〇」の部には、たとえは「五」が入らず。

(ロ) は、下請契約の相手方のみを社会保険等未加入建設業者と認定する事に適用する。発注者が指定する場合は、(ロ)又は(ロ)を適用して使用し、指定しない場合は、第三号を適用する。

第七条の二(ロ) 発注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百一十号)第二条第三項に定める建設業者をいふ。当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」といふ。)を下請契約(発注者が直接締結する下請契約に限る。以下二の条において同じ。)の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法(天正十一年法律第七十号)第四十八条の規定による届出
二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条の規定による届出
三 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工場の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると認め

注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることとする。この場合において、発注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」といふ。)を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかつた場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかつた場合は、発注者の請求に基づき、発注者として、発注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

【ロ】の限外には、たとえは「一」が入らず。

(ロ) は、下請契約の相手方のみを社会保険等未加入建設業者と認定する事に適用する。発注者が指定する場合は、第三号を適用する。

(特許権等の使用) 第八条 発注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」といふ。)の対象となつてゐる工事材料、施工方法を指定するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図面に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、発注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、発注者がその使用に關して取した費用を負担しなければならない。

(監理員)

第九条 発注者は、監理員を選んだときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。監理員を変更したときも同様とする。

2 監理員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づき発注者の権限とせられる事項のうち発注者が発取と認め、監理員に委任したもののほか、設計図面に定めるところにより、次に掲げる権限を有する

注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることとする。この場合において、発注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」といふ。)を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかつた場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかつた場合は、発注者の請求に基づき、発注者として、発注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

【ロ】の限外には、たとえは「一」が入らず。

(ロ) は、下請契約の相手方のみを社会保険等未加入建設業者と認定する事に適用する。発注者が指定する場合は、第三号を適用する。

(特許権等の使用) 第八条 発注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」といふ。)の対象となつてゐる工事材料、施工方法を指定するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図面に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、発注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、発注者がその使用に關して取した費用を負担しなければならない。

(監理員)

第九条 発注者は、監理員を選んだときは、その氏名を発注者に通知しなければならない。監理員を変更したときも同様とする。

2 監理員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づき発注者の権限とせられる事項のうち発注者が発取と認め、監理員に委任したもののほか、設計図面に定めるところにより、次に掲げる権限を有する

一 この契約の履行についての発注者又は発注者の現場代理人に対する指示、承認又は協議

二 設計図書に基づき工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は発注者が作成した詳細図等の承認

三 設計図書に基づき工事の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、二名以上の監理員を置き、前項の権限を分担せよと定め、あつてはそれぞれの監理員の有する権限の内容を、監理員にこの約款に基づき発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、発注者に通知しなければならない。

4 第三項の規定に基づく監理員の指示又は承認は、原則として、書面により行われなければならない。

5 発注者が監理員を置いたときは、この約款に定める指示、報告、承認、報告、申出、承認及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監理員を経由して行うものとする。この場合においては、監理員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監理員を置かないときは、この約款に定める監理員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者を)

第十条 発注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めることにより、その任命その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を承認したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者
(B) [] 監理技術者
(C) 監理技術者補佐 (建設業法第二十六条第三項ただし書に規定する者をいふ。以下同じ。)

一 この契約の履行についての発注者又は発注者の現場代理人に対する指示、承認又は協議

二 設計図書に基づき工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は発注者が作成した詳細図等の承認

三 設計図書に基づき工事の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、二名以上の監理員を置き、前項の権限を分担せよと定め、あつてはそれぞれの監理員の有する権限の内容を、監理員にこの約款に基づき発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、発注者に通知しなければならない。

4 第三項の規定に基づく監理員の指示又は承認は、原則として、書面により行われなければならない。

5 発注者が監理員を置いたときは、この約款に定める指示、報告、承認、報告、申出、承認及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監理員を経由して行うものとする。この場合においては、監理員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監理員を置かないときは、この約款に定める監理員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者を)

第十条 発注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めることにより、その任命その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を承認したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者
(B) [] 監理技術者

三 専門技術者 (建設業法第二十六条の二に規定する技術者をいふ。以下同じ。)

四 (B) は、建設業法第二十六条第三項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合は適用する。(C) は、(B) を適用する場合に、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定を適用し、監理技術者を経由して行われなければならない。

五 (C) の場合は、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定に「主任技術者」の語を挿入する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に滞在し、その運営、取組みを行うほか、請負代金額の受取、請負代金の請求及び受取、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく発注者の一切の権限を行使するものとみなす。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取組み及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における権限を狭小し、又は縮小することとするものとする。

4 発注者は、第三項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者 (監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいふ。以下同じ。) 及び専門技術者は、これを承認したときである。

(履行報告)

第十一条 発注者は、設計図書に定めることにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する権限請求)

第十二条 発注者は、現場代理人とその職務 (主任技術者 (監理技術者)

三 専門技術者 (建設業法第二十六条の二に規定する技術者をいふ。以下同じ。)

四 (B) は、建設業法第二十六条第三項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合は適用する。(C) は、(B) を適用する場合に、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定を適用し、主任技術者を経由して行われなければならない。

五 (C) の場合は、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定に「主任技術者」の語を挿入する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に滞在し、その運営、取組みを行うほか、請負代金額の受取、請負代金の請求及び受取、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく発注者の一切の権限を行使するものとみなす。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取組み及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における権限を狭小し、又は縮小することとするものとする。

4 発注者は、第三項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者 (監理技術者) 及び専門技術者は、これを承認したときである。

(履行報告)

第十一条 発注者は、設計図書に定めることにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する権限請求)

第十二条 発注者は、現場代理人とその職務 (主任技術者 (監理技術者)

者も兼業主の職務代理人に於ては、それらの者の職務を命ぜらるる。）の執行につき著しく不測測と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずべきことを請求する（ことが）できる。

2 発注者は、監理員は、監理員職務等、甲種建築者（これらの者と別項代理人を兼任する者を除く。）その他発注者が工事を進捗させるために採用している上請負人、労働者等が工事の施工又は管理につき著しく不測測と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずべきことを請求する（ことが）できる。

3 発注者は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、監理員はその職務の執行につき著しく不測測と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずべきことを請求する（ことが）できる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第十二条 工事材料の品質については、設計図書に定められていることと、設計図書にその品質が明示されていない場合は、甲種の品質を有するものとする。

2 発注者は、設計図書に於いて監理員の検査（確認を含む。以下この条に於いて同じ。）を要する事項につき著しく不測測と認められた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合に於いて、当該検査に合格する監理員は、発注者の責任とする。

3 監理員は、発注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から〇日以内に検出しなければならない。

又は甲種建築者と兼任する職務代理人に於ては、それらの者の職務を命ぜらるる。）の執行につき著しく不測測と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずべきことを請求する（ことが）できる。

2 発注者は、監理員は、甲種建築者（監理員職務等）、甲種建築者（これらの者と別項代理人を兼任する者を除く。）その他発注者が工事を進捗させるために採用している上請負人、労働者等が工事の施工又は管理につき著しく不測測と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずべきことを請求する（ことが）できる。

3 発注者は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、監理員はその職務の執行につき著しく不測測と認められるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を講ずべきことを請求する（ことが）できる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定められていることと、設計図書にその品質が明示されていない場合は、甲種の品質を有するものとする。

2 発注者は、設計図書に於いて監理員の検査（確認を含む。以下この条に於いて同じ。）を要する事項につき著しく不測測と認められた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合に於いて、当該検査に合格する監理員は、発注者の責任とする。

3 監理員は、発注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から〇日以内に検出しなければならない。

4 発注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監理員の承認を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から〇日以内に工事現場外に搬出してはならない。

(監理員の立会い及び工事記録の維持等)

第十四条 発注者は、設計図書に於いて監理員の立会いの土調合し、又は照合について原本検査を受けるものとして指定された工事材料については、当該立会いを要して照合し、又は当該原本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 発注者は、設計図書に於いて監理員の立会いの土調合するものとして指定された工事については、当該立会いを要して施工しなければならない。

3 発注者は、前二項の規定するほか、発注者が他に必要であると認め、設計図書に於いて原本又は工事記録等の記録を維持すべきものとして指定した工事材料の照合又は工事の施工をするときは、設計図書に定められていることと、当該原本又は工事記録等の記録を維持し、監理員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から〇日以内に提出しなければならない。

4 監理員は、発注者から第一項又は第二項の立会い又は原本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から〇日以内に検出しなければならない。

5 前項の場合に於いて、監理員が正当な理由なく発注者の請求に〇日以内に検出しないため、その後の工程に支障をきたすときは、発注者は、監理員に通知した上、当該立会いを又は原本検査を受ける（こと）なく、工事材料を照合して使用し、又は工事を施工する（こと）もできる。この場合に於いて、発注者は、当該工事材料の照合又は当該工事の施工を完了した後に、当該原本又は工事記録等の記録を維持し、監理員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から〇日以内に提出しなければならない。

4 発注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監理員の承認を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 発注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から〇日以内に工事現場外に搬出してはならない。

(監理員の立会い及び工事記録の維持等)

第十四条 発注者は、設計図書に於いて監理員の立会いの土調合し、又は照合について原本検査を受けるものとして指定された工事材料については、当該立会いを要して照合し、又は当該原本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 発注者は、設計図書に於いて監理員の立会いの土調合するものとして指定された工事については、当該立会いを要して施工しなければならない。

3 発注者は、前二項の規定するほか、発注者が他に必要であると認め、設計図書に於いて原本又は工事記録等の記録を維持すべきものとして指定した工事材料の照合又は工事の施工をするときは、設計図書に定められていることと、当該原本又は工事記録等の記録を維持し、監理員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から〇日以内に提出しなければならない。

4 監理員は、発注者から第一項又は第二項の立会い又は原本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から〇日以内に検出しなければならない。

5 前項の場合に於いて、監理員が正当な理由なく発注者の請求に〇日以内に検出しないため、その後の工程に支障をきたすときは、発注者は、監理員に通知した上、当該立会いを又は原本検査を受ける（こと）なく、工事材料を照合して使用し、又は工事を施工する（こと）もできる。この場合に於いて、発注者は、当該工事材料の照合又は当該工事の施工を完了した後に、当該原本又は工事記録等の記録を維持し、監理員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から〇日以内に提出しなければならない。

6 第一項、第三項又は前項の場合において、日本建築又は日本若しくは土木等其等の記載の範囲に直接及ぼす教用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第十五条 発注者は受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は仕様、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めることによる。

2 監理員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、受注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の請求、その品名、数量、品質又は規格若しくは仕様が設計図書に定められたり、又は使用に不適当であると認められたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から〇日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第一項の検査により発見するに困難であった隠れた瑕疵がある旨を通知しないと認められたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 受注者は、受注者から第二項検査又は前項の規定による検査を受けた場合において、必要があると思われるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは仕様を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 受注者は、前項に規定するほか、必要があると思われるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは仕様、引渡場所又は引

6 第一項、第三項又は前項の場合において、日本建築又は日本若しくは土木等其等の記載の範囲に直接及ぼす教用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第十五条 発注者は受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は仕様、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めることによる。

2 監理員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、受注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の請求、その品名、数量、品質又は規格若しくは仕様が設計図書に定められたり、又は使用に不適当であると認められたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から〇日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第一項の検査により発見するに困難であった隠れた瑕疵がある旨を通知しないと認められたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 受注者は、受注者から第二項検査又は前項の規定による検査を受けた場合において、必要があると思われるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは仕様を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 受注者は、前項に規定するほか、必要があると思われるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは仕様、引渡場所又は引

7 発注者は、前二項の場合において、必要があると思われるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要教用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の発交等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、検査又は調査により支給材料又は貸与品が滅失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期限内に代替品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監理員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工に必要なる用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工に必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の発交等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するときは、当該工事用地等を確保し、取り去らなければ、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期限内に当該

7 発注者は、前二項の場合において、必要があると思われるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要教用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の発交等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、検査又は調査により支給材料又は貸与品が滅失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期限内に代替品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監理員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工に必要なる用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工に必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の発交等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するときは、当該工事用地等を確保し、取り去らなければ、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期限内に当該

物件を撤去せず、又は工事用地等の修繕若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修繕若しくは取片付けを行わなければならない。この場合において、発注者は、受注者の処分又は修繕若しくは取片付けについて取壊を申し出ることはできず、また、発注者の処分又は修繕若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の取壊業務及び撤去業務等)

第十七条 発注者は、工事の施工部分が設計図面に適合しない場合において、監理員がその取壊を指示したときは、当該指示に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監理員の指示によるものか、発注者の取壊に附すべき事由によるものかは、発注者は、必要があるとき認められるときは工事若しくは構造物を撤去し、又は受注者に取壊を及ぼしたときは必要の費用を負担しなければならない。

2 監理員は、発注者が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があるとき認められるときは、工事の施工部分を撤去して修繕することができる。

3 前項に規定するほか、監理員は、工事の施工部分が設計図面に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があるとき認められるときは、当該相当の理由を発注者に通知して、工事の施工部分を最小限度撤去して修繕することができる。

4 前二項の場合において、撤去及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第十八条 発注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事項を発見したときは、その旨を直ちに監理員に通知し、その取壊を請求しなければならない。

物件を撤去せず、又は工事用地等の修繕若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修繕若しくは取片付けを行わなければならない。この場合において、発注者は、受注者の処分又は修繕若しくは取片付けについて取壊を申し出ることはできず、また、発注者の処分又は修繕若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の取壊業務及び撤去業務等)

第十七条 発注者は、工事の施工部分が設計図面に適合しない場合において、監理員がその取壊を指示したときは、当該指示に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監理員の指示によるものか、発注者の取壊に附すべき事由によるものかは、発注者は、必要があるとき認められるときは工事若しくは構造物を撤去し、又は受注者に取壊を及ぼしたときは必要の費用を負担しなければならない。

2 監理員は、発注者が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があるとき認められるときは、工事の施工部分を撤去して修繕することができる。

3 前項に規定するほか、監理員は、工事の施工部分が設計図面に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があるとき認められるときは、当該相当の理由を発注者に通知して、工事の施工部分を最小限度撤去して修繕することができる。

4 前二項の場合において、撤去及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第十八条 発注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事項を発見したときは、その旨を直ちに監理員に通知し、その取壊を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図面に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監理員は、前項の規定による取壊を指示されたとき又は自ら取壊を命ずるべき事項を発見したときは、発注者の立会いの上、直ちに取壊を行わなければならない。ただし、発注者が立会いに応じない場合には、発注者の立会いを待ずるに付らなければならない。

3 発注者は、発注者の意見を聴いて、取壊の指示（これは被りとしてるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまわす。取壊の終了後〇日以内は、その結果を発注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に取壊できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ発注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の取壊の結果において第一項の事項が確認された場合において、必要があるとき認められるときは、次の各号に掲げるものについては、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの、発注者が行う。

二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を発注する場合で工事目的物の取壊を伴うもの、発注者が行う。

三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を発注する場合で工事目的物の取壊を伴わないもの、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図面に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監理員は、前項の規定による取壊を指示されたとき又は自ら取壊を命ずるべき事項を発見したときは、発注者の立会いの上、直ちに取壊を行わなければならない。ただし、発注者が立会いに応じない場合には、発注者の立会いを待ずるに付らなければならない。

3 発注者は、発注者の意見を聴いて、取壊の指示（これは被りとしてるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまわす。取壊の終了後〇日以内は、その結果を発注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に取壊できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ発注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の取壊の結果において第一項の事項が確認された場合において、必要があるとき認められるときは、次の各号に掲げるものについては、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの、発注者が行う。

二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を発注する場合で工事目的物の取壊を伴うもの、発注者が行う。

三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を発注する場合で工事目的物の取壊を伴わないもの、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、

発注者は、必要があると思われるときは工期若しくは請負代金額を改訂し、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第十九条 発注者は、必要があると思われるときは、設計図書の変更内容を発注者に通知し、設計図書を変更することとなる。この場合において、発注者は、必要があると思われるときは工期若しくは請負代金額を改訂し、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第二十條 工事開始等の遅延ができない等のため又は急風、豪雨、洪水、延焼、地震、地すべり、落石、火災、騒音、振動その他の自然的又は人為的な事故（以下「天災等」という。）であつて発注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の危険が顕著したため、発注者が工事を中止できると認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに発注者に通知し、工事の全部又は一部の工事を一時中止せなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると思われるときは、工事の中止内容を発注者に通知し、工事の全部又は一部の工事を一時中止せしめなければならない。

3 発注者は、前二項の規定により工事の工事を一時中止せしめさせた場合において、必要があると思われるときは工期若しくは請負代金額を改訂し、又は発注者が工事の履行に備へ工事現場を維持し若しくは設備を、避難機材等を維持するための費用その他の工事の工事を一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(詳しく見る) 工期の禁止

発注者は、必要があると思われるときは工期若しくは請負代金額を改訂し、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第十九条 発注者は、必要があると思われるときは、設計図書の変更内容を発注者に通知し、設計図書を変更することとなる。この場合において、発注者は、必要があると思われるときは工期若しくは請負代金額を改訂し、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第二十條 工事開始等の遅延ができない等のため又は急風、豪雨、洪水、延焼、地震、地すべり、落石、火災、騒音、振動その他の自然的又は人為的な事故（以下「天災等」という。）であつて発注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の危険が顕著したため、発注者が工事を中止できると認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに発注者に通知し、工事の全部又は一部の工事を一時中止せなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると思われるときは、工事の中止内容を発注者に通知し、工事の全部又は一部の工事を一時中止せしめなければならない。

3 発注者は、前二項の規定により工事の工事を一時中止せしめさせた場合において、必要があると思われるときは工期若しくは請負代金額を改訂し、又は発注者が工事の履行に備へ工事現場を維持し若しくは設備を、避難機材等を維持するための費用その他の工事の工事を一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第二十一条 発注者は、工期の遅延又は短縮をたいへんせし、この工期に準ずる者の設備等その他の設備条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工期等の採算が困難であると認められる旨を通知しなければならない。

(発注者の請求による工期の変更)

第二十二條 発注者は、天候の不具合、第二十一条の規定に基づく限定的工期の遅延その他の発注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると思われるときは、工期を短縮しなければならない。発注者は、その工期の遅延が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる改訂を行い、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第二十三條 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を発注者に請求することができる。

(罰則)

21 発注者は、前項の場合において、必要があると思われるときは請負代金額を改訂し、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十四條 工期の変更については、発注者と発注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が成れない場合には、発注者が定め、発注者に通知する。

(罰則)

(発注者の請求による工期の変更)

第二十二條 発注者は、天候の不具合、第二十一条の規定に基づく限定的工期の遅延その他の発注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると思われるときは、工期を短縮しなければならない。発注者は、その工期の遅延が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる改訂を行い、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第二十三條 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を発注者に請求することができる。

21 発注者は、この契約の他の条項の規定により工期を短縮すべき場合において、特別の理由があるときは、短縮する工期について、明瞭な通知をしなければならない。工期の短縮を請求するときは、

3 発注者は、前二項の場合において、必要があると思われるときは請負代金額を改訂し、又は発注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十三條 工期の変更については、発注者と発注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が成れない場合には、発注者が定め、発注者に通知する。

第 19 条 〇の部分は、工期及び請負代金額を調整し十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の延長事由が生じた日（第二十一条の発令に基いては発注者が工期延長の請求を要した日）、前条の発令に基いては発注者が工期延長の請求を要した日）から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合は、発注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知するものとする。

第 20 条 〇の部分は、工期を調整して十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

(請負代金額の修正方法等)

第二十四条 (A) 請負代金額の修正については、発注の増減が内訳書記載の数量の百分の〇を超えた場合、増工案件が或る場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不明な場合で特別な理由がないときは、発注者が未だ承認を受けていない場合は、その他の発注の増減を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合は、内訳書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、発注者に通知する。

第 21 条 (A) は、第三十条 (A) を準用する場合に適用する。
「百分の〇」の部分は、ただし、二十と記入する。「〇日」の部分は、工期及び請負代金額を調整し十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

第二十五条 (B) 請負代金額の修正については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、発注者に通知する。

第 22 条 (B) は、第三十条 (B) を準用する場合に適用する。
〇の部分は、工期及び請負代金額を調整し十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

第 19 条 〇の部分は、工期及び請負代金額を調整し十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の延長事由が生じた日（第二十一条の発令に基いては発注者が工期延長の請求を要した日）、前条の発令に基いては発注者が工期延長の請求を要した日）から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合は、発注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知するものとする。

第 20 条 〇の部分は、工期を調整して十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

(請負代金額の修正方法等)

第二十四条 (A) 請負代金額の修正については、発注の増減が内訳書記載の数量の百分の〇を超えた場合、増工案件が或る場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不明な場合で特別な理由がないときは、発注者が未だ承認を受けていない場合は、その他の発注の増減を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合は、内訳書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、発注者に通知する。

第 21 条 (A) は、第三十条 (A) を準用する場合に適用する。
「百分の〇」の部分は、ただし、二十と記入する。「〇日」の部分は、工期及び請負代金額を調整し十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

第二十五条 (B) 請負代金額の修正については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、発注者に通知する。

第 22 条 (B) は、第三十条 (B) を準用する場合に適用する。
〇の部分は、工期及び請負代金額を調整し十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

第 23 条 〇の部分は、工期を調整して十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の修正事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合は、発注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知するものとする。

第 24 条 〇の部分は、工期を調整して十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

3 この約款の規定により、発注者が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(資金又は物価の変動に基づく請負代金額の修正)

第二十六条 発注者又は受注者は、工期内、請負契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における資金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不償還となることを認め、相手方に対して請負代金額の修正を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、発動前竣工単代金額（請負代金額から当該請求時の出来発給分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と発動後竣工単代金額（発動後の資金又は物価を基礎として算出した発動前竣工単代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額の百分の十五を超えない範囲で、請負代金額の修正に同意しなければならない。

3 発動前竣工単代金額及び発動後竣工単代金額は、請求のあった日を基準とし、(内訳書及び)
(A) [] に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
(B) 物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、発注者に通知する。

第 25 条 (B) の部分は、第三十条 (B) を準用する場合に適用する。

第 23 条 〇の部分は、工期を調整して十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の修正事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合は、発注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知するものとする。

第 24 条 〇の部分は、工期を調整して十分な協議が行われるよう留意して数字を記入する。

3 この約款の規定により、発注者が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(資金又は物価の変動に基づく請負代金額の修正)

第二十六条 発注者又は受注者は、工期内、請負契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における資金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不償還となることを認め、相手方に対して請負代金額の修正を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、発動前竣工単代金額（請負代金額から当該請求時の出来発給分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と発動後竣工単代金額（発動後の資金又は物価を基礎として算出した発動前竣工単代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額の百分の十五を超えない範囲で、請負代金額の修正に同意しなければならない。

3 発動前竣工単代金額及び発動後竣工単代金額は、請求のあった日を基準とし、(内訳書及び)
(A) [] に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
(B) 物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、発注者に通知する。

第 25 条 (B) の部分は、第三十条 (B) を準用する場合に適用する。

(4) は、労働組合法第百七条の規定の適用を受けるべきときは、その旨、労働者及び労使双方に具体的に知らせる機会を確保する。
〔〕の語句には、この条に当該規定の名称（以下「旧法」と呼ぶ）に用いられる語句を指し、労働組合法に用いられる語句の名称（以下「新法」と呼ぶ）を記入する。
○の語句には、旧法及び新法の名称を記載し、十分な説明を付するよう留意して数字を記入する。

4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の返還を行つた後再度行つてよい。この場合において、旧法中「請負契約締結の日」とあるのは、「旧法のこの条に基づいて請負代金額返還の請求をした日」とするものとする。

5 特別な原因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の返還を請求することができよう。

6 予測するところのでない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の返還を請求することができよう。

7 前二項の場合において、請負代金額の返還額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者は同意する。

四 ○の語句には、工期及び請負代金額を記載し、十分な説明を付するよう留意して数字を記入する。

8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者か受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行つた日又は受けた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができよう。

四 ○の語句には、工期を記載し、十分な説明を付するよう留意して数字を記入する。

(4) は、労働組合法第百七条の規定の適用を受けるべきときは、その旨、労働者及び労使双方に具体的に知らせる機会を確保する。
〔〕の語句には、この条に当該規定の名称（以下「旧法」と呼ぶ）に用いられる語句を指し、労働組合法に用いられる語句の名称（以下「新法」と呼ぶ）を記入する。
○の語句には、旧法及び新法の名称を記載し、十分な説明を付するよう留意して数字を記入する。

4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の返還を行つた後再度行つてよい。この場合において、旧法中「請負契約締結の日」とあるのは、「旧法のこの条に基づいて請負代金額返還の請求をした日」とするものとする。

5 特別な原因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の返還を請求することができよう。

6 予測するところのでない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の返還を請求することができよう。

7 前二項の場合において、請負代金額の返還額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者は同意する。

四 ○の語句には、工期及び請負代金額を記載し、十分な説明を付するよう留意して数字を記入する。

8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者か受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行つた日又は受けた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができよう。

四 ○の語句には、工期を記載し、十分な説明を付するよう留意して数字を記入する。

(協議の指図)

第二十七条 発注者は、災害防止等のため必要であると認めるときは、協議の指図をとなすことができる。この場合において、必要であると認めるときは、発注者は、あらかじめ監督官の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、発注者は、そのつた指図の内容を監督官に直ちに通知しなければならない。

3 監督官は、災害防止その他工事の進捗に必要であると認めるときは、発注者に対して協議の指図をとなすことを請求することができよう。

4 発注者が第一項又は前項の規定により協議の指図をとなした場合において、当該指図に取つた費用のうち、発注者が請負代金額の返還において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

(一般の損害)

第二十八条 工事目的物の引渡し前日、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の進捗に關して生じた損害（以下「損害」と呼ぶ）は、第三項又は第三十條第一項に規定する損害を除く。）については、発注者かその費用を負担する。ただし、その損害（第三十條第一項の規定により付された保険等によりて補填された部分を除く。）のうち発注者の責任に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十九條 工事の進捗について第三者に損害を及ぼしたときは、発注者かその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第三十條第一項の規定により付された保険等によりて補填された部分を除く。以下「この条において同じ。）」のうち発注者の責任に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(協議の指図)

第二十七條 発注者は、災害防止等のため必要であると認めるときは、協議の指図をとなすことができる。この場合において、必要であると認めるときは、発注者は、あらかじめ監督官の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、発注者は、そのつた指図の内容を監督官に直ちに通知しなければならない。

3 監督官は、災害防止その他工事の進捗に必要であると認めるときは、発注者に対して協議の指図をとなすことを請求することができよう。

4 発注者が第一項又は前項の規定により協議の指図をとなした場合において、当該指図に取つた費用のうち、発注者が請負代金額の返還において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

(一般の損害)

第二十八條 工事目的物の引渡し前日、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の進捗に關して生じた損害（以下「損害」と呼ぶ）は、第三項又は第三十條第一項に規定する損害を除く。）については、発注者かその費用を負担する。ただし、その損害（第三十條第一項の規定により付された保険等によりて補填された部分を除く。）のうち発注者の責任に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十九條 工事の進捗について第三者に損害を及ぼしたときは、発注者かその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第三十條第一項の規定により付された保険等によりて補填された部分を除く。以下「この条において同じ。）」のうち発注者の責任に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の竣工に伴い調査すべきでない障害、振動、地盤沈下、地下水の湧出等の事由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の竣工につき発注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、発注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の竣工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に努めなければならない。

(不可抗力による損害)

- 第三十条 工事目的物の引渡し前日、天災等（設計図書で基礎を定めたるものにあつては、当該基礎を越えるものに限る。）発注者及受注者のいずれの責めに帰することとならざるもの（以下この条において「不可抗力」といふ。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者は、その事故の発生後恒時にその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、回復の措置（発注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第五十一条第一項の規定によりせられた仮設物によりと補われた部分を除く。以下この条において「損害」といふ。）の状況を把握し、その結果を発注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の規定による損害の状況が把握されるときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の種類（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による損害、立会いその他の発注者の工事に関する設備等により生ずることとならざるものに限る。）及び当該損害の取付付けに要する費用の額の合計額（第六項において「損害合計額」といふ。）のうち賠償代金額の百分

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の竣工に伴い調査すべきでない障害、振動、地盤沈下、地下水の湧出等の事由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の竣工につき発注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、発注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の竣工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に努めなければならない。

(不可抗力による損害)

- 第二十九条 工事目的物の引渡し前日、天災等（設計図書で基礎を定めたるものにあつては、当該基礎を越えるものに限る。）発注者及受注者のいずれの責めに帰することとならざるもの（以下この条において「不可抗力」といふ。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者は、その事故の発生後恒時にその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、回復の措置（発注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第五十一条第一項の規定によりせられた仮設物によりと補われた部分を除く。以下この条において「損害」といふ。）の状況を把握し、その結果を発注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の規定による損害の状況が把握されるときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の種類（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による損害、立会いその他の発注者の工事に関する設備等により生ずることとならざるものに限る。）及び当該損害の取付付けに要する費用の額の合計額（第六項において「損害合計額」といふ。）のうち賠償代金額の百分

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定める率により、（当該率に基き）算定する。
 - Ⅰ 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相当する賠償代金額とし、残存価値がある場合にはその賠償額を差し引いた額とする。
 - Ⅱ 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常取扱い認められるものに相当する賠償代金額とし、残存価値がある場合にはその賠償額を差し引いた額とする。
 - Ⅲ 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常取扱い認められるものについて、当該工事で使用するものとしている償却額の額から損害を受けた時点における工事目的物に相当する償却額の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することとならざるもの、修繕額の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕額の額とする。
- 6 敷金にわたる不可抗力により損害合計額が算出した場合における第二項以下の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」とし、「当該損害の取付付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取付付けに要する費用の額の累計」とし、「賠償代金額の百分の一を越える額」とあるのは「賠償代金額の百分の一を越える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(賠償代金額の算定に代る設計図書の算定)

第三十一条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十六條から第二十八條まで、四十八條又は第

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定める率により、（当該率に基き）算定する。
 - Ⅰ 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相当する賠償代金額とし、残存価値がある場合にはその賠償額を差し引いた額とする。
 - Ⅱ 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常取扱い認められるものに相当する賠償代金額とし、残存価値がある場合にはその賠償額を差し引いた額とする。
 - Ⅲ 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常取扱い認められるものについて、当該工事で使用することとしている償却額の額から損害を受けた時点における工事目的物に相当する償却額の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することとならざるもの、修繕額の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕額の額とする。
- 6 敷金にわたる不可抗力により損害合計額が算出した場合における第二項以下の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」とし、「当該損害の取付付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取付付けに要する費用の額の累計」とし、「賠償代金額の百分の一を越える額」とあるのは「賠償代金額の百分の一を越える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(賠償代金額の算定に代る設計図書の算定)

第三十条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十二條まで、第二十五條から第二十七條まで、四十八條又は第三十三條の規定により算定

第三十回条の規定により積立金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、積立金額の増額又は減額の一部又は一部に代えて設計図書を変更する」とすることができる。この場合において、設計図書の変更又は、発注者と発注者との協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、発注者に通知する。

四 〇の場合には、工費及び積立金額を増減し十分を協議するよう旨を通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が発注者の意見を聴いて定め、発注者に通知しなければならない。ただし、発注者が積立金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、発注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

四 〇の場合には、工費を調整して十分な額に増減を旨とする旨を通知する。

(検査及び引渡し)

第三十二条 発注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に発注者の立会いの上、設計図書に定めることにより、工事の完成を確認するための検査を行い、当該検査の結果を発注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を認められるときは、その理由を発注者に通知して、工事目的物を最小限の瑕疵を除去して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、発注者の負担とする。

4 発注者は、第二項の検査によつて工事の完成を確認した後、発注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを完了しなければならない。

代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、積立金額の増額又は減額の一部又は一部に代えて設計図書を変更する」とすることができる。この場合において、設計図書の変更又は、発注者と発注者との協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、発注者に通知する。

四 〇の場合には、工費及び積立金額を増減し十分を協議するよう旨を通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が発注者の意見を聴いて定め、発注者に通知しなければならない。ただし、発注者が積立金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、発注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

四 〇の場合には、工費を調整して十分な額に増減を旨とする旨を通知する。

(検査及び引渡し)

第三十一条 発注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に発注者の立会いの上、設計図書に定めることにより、工事の完成を確認するための検査を行い、当該検査の結果を発注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を認められるときは、その理由を発注者に通知して、工事目的物を最小限の瑕疵を除去して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、発注者の負担とする。

4 発注者は、第二項の検査によつて工事の完成を確認した後、発注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを完了しなければならない。

5 発注者は、発注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを積立金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 発注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前項の規定を適用する。

(積立金の支払い)

第三十三条 発注者は、前条第二項（同条第三項を除く）の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）の検査に合格したときは、積立金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に積立金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を満了した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数を約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第三十四条 発注者は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を発注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意を以て使用しなければならない。

3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて発注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

5 発注者は、発注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを積立金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 発注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前項の規定を適用する。

(積立金の支払い)

第三十二条 発注者は、前条第二項（同条第三項を除く）の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）の検査に合格したときは、積立金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に積立金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を満了した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数を約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第三十三条 発注者は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を発注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意を以て使用しなければならない。

3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて発注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金及び中間前払金)

第三十五条(ア) 政庁等は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、政庁等記録の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証取約(以下「保証取約」という。)を締結し、その保証取約を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

四 政庁等の取金期限は、前項の保証取約(ア)の項を準用する。

〇の部分には、ただし、四と記入する。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
3 政庁等は、第一項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証取約を締結し、その保証取約を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

四 〇の部分には、ただし、二と記入する。

- 4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。
5 政庁等は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇(第三項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十七条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

四 〇の部分には、ただし、四(第三項の〇の部分には、ただし、六)と記入する。

- 6 政庁等は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の〇(第三項の規定により中間前

(前払金及び中間前払金)

第三十四条(ア) 政庁等は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、政庁等記録の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証取約(以下「保証取約」という。)を締結し、その保証取約を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

四 政庁等の取金期限は、前項の保証取約(ク)の項を準用する。

〇の部分には、ただし、四と記入する。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
3 政庁等は、第一項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証取約を締結し、その保証取約を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

四 〇の部分には、ただし、二と記入する。

- 4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。
5 政庁等は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇(第三項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十六條までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

四 〇の部分には、ただし、四(第三項の〇の部分には、ただし、六)と記入する。

- 6 政庁等は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の〇(第三項の規定により中間前

払金の支払いを受けているときは十分の〇)を超過するときは、政庁等は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

四 〇の部分には、ただし、五(第三項の〇の部分には、ただし、六)と記入する。

- 7 前項の超過額が前項の額に達し、返還すること前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と政庁等とは協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、政庁等が定め、発注者に通知する。

四 〇の部分には、三十五條の数字を記入する。

- 8 発注者は、政庁等が前項の範囲内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を起算した日から返還をする日までの期間について、その日数に達し、年〇パーセントの割合で計算した額の超過利息の支払いを請求することができる。

四 〇の部分には、ただし、政庁等の返還義務発生に関する法律第八條の規定により前払金が定められる日を記入する。

第三十五条(イ) 政庁等は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、政庁等記録の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証取約(以下「保証取約」という。)を締結し、その保証取約を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

四 〇の部分には、ただし、四と記入する。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
3 政庁等は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合

払金の支払いを受けているときは十分の〇)を超過するときは、政庁等は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

四 〇の部分には、ただし、五(第三項の〇の部分には、ただし、六)と記入する。

- 7 前項の超過額が前項の額に達し、返還すること前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と政庁等とは協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から〇日以内に協議が整わない場合には、政庁等が定め、発注者に通知する。

四 〇の部分には、三十五條の数字を記入する。

- 8 発注者は、政庁等が前項の範囲内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を起算した日から返還をする日までの期間について、その日数に達し、年〇パーセントの割合で計算した額の超過利息の支払いを請求することができる。

四 〇の部分には、ただし、政庁等の返還義務発生に関する法律第八條の規定により前払金が定められる日を記入する。

第三十四条(イ) 政庁等は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、政庁等記録の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証取約(以下「保証取約」という。)を締結し、その保証取約を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

四 〇の部分には、ただし、四と記入する。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。
3 政庁等は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合

において、前項の規定を適用する。

○の部分には、たとえば、記入する。

4 受託者は、前項金額が著しく減額された場合に於いて、受託者の前払金額が減額後の前払金額の十分の〇を超えるときは、受託者は、前払金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

○の部分には、たとえば、記入する。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不透明であると認められるときは、受託者と受託者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、前払金額が減額された日から〇日以内には確保がなれない場合には、受託者が定め、受託者に通知する。

○の部分には、三十条の数字を記入する。

6 受託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に及び、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

○の部分には、たとえば、保証契約の保証期間中等に於ける受託者又は受託者の財産又は利益を記入する。

(保証契約の変更)

第三十條 受託者は、前条第〇項の規定により受託者の前払金に連帯して前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証監督を受託者に委託しなければならない。

○の部分には、第三十條(ア)を適用する場合は五、第三十條(イ)を適用する場合は三と記入する。

2 受託者は、前項に定める場合のほか、前項金額が減額された場合に於いて、保証契約を変更したときは、変更後の保証監督を直ちに受託者に委託しなければならない。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない工場の変更が行われた場合には

において、前項の規定を適用する。

○の部分には、たとえば、記入する。

4 受託者は、前項金額が著しく減額された場合に於いて、受託者の前払金額が減額後の前払金額の十分の〇を超えるときは、受託者は、前払金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

○の部分には、たとえば、記入する。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不透明であると認められるときは、受託者と受託者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、前払金額が減額された日から〇日以内には確保がなれない場合には、受託者が定め、受託者に通知する。

○の部分には、三十条の数字を記入する。

6 受託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に及び、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

○の部分には、たとえば、保証契約の保証期間中等に於ける受託者又は受託者の財産又は利益を記入する。

(保証契約の変更)

第三十條 受託者は、前条第〇項の規定により受託者の前払金に連帯して前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証監督を受託者に委託しなければならない。

○の部分には、第三十條(ア)を適用する場合は五、第三十條(イ)を適用する場合は三と記入する。

2 受託者は、前項に定める場合のほか、前項金額が減額された場合に於いて、保証契約を変更したときは、変更後の保証監督を直ちに受託者に委託しなければならない。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない工場の変更が行われた場合には

受託者に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。

第三十條 受託者は、保証事業会社又は保証監督の選定を受託者に代り委託する場合には、

(前払金の使用等)

第三十條 受託者は、前払金をその工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る)、動力費、支払利息、雑費、原動機、設備費、労働者及び労働者家族及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充ててはならない。

(部分払)

第三十條 受託者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に納入済みの工事材料〔及び建設工事等による工事設備〕(第三十條第〇項の規定により監督員の検査を受けるもの)については当該検査に合格したものの、監督員の検査を受けるものについては設計図書で部分払の対象とするものを指定し、その旨を、)に相応する前払金額の十分の〇以内の額について、次項から第七項までに定めることにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えないことではない。

○の部分には、部分払の回数及び前払金額を記載して変更を受けるべき数字を記入する。

2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該部分払に係る出来形部分又は工事現場に納入済みの工事材料〔若しくは建設工事等による工事設備〕の確保を受託者に請求しなければならない。

○の部分には、部分払の回数及び前払金額を記入する。

3 受託者は、前項の場合に於いて、当該部分払を改めた日から十四日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めることにより、同項の確保

受託者に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。

第三十條 受託者は、保証事業会社又は保証監督の選定を受託者に代り委託する場合には、

(前払金の使用等)

第三十條 受託者は、前払金をその工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る)、動力費、支払利息、雑費、原動機、設備費、労働者及び労働者家族及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充ててはならない。

(部分払)

第三十條 受託者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に納入済みの工事材料〔及び建設工事等による工事設備〕(第三十條第〇項の規定により監督員の検査を受けるもの)については当該検査に合格したものの、監督員の検査を受けるものについては設計図書で部分払の対象とするものを指定し、その旨を、)に相応する前払金額の十分の〇以内の額について、次項から第七項までに定めることにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えないことではない。

○の部分には、部分払の回数及び前払金額を記載して変更を受けるべき数字を記入する。

2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該部分払に係る出来形部分又は工事現場に納入済みの工事材料〔若しくは建設工事等による工事設備〕の確保を受託者に請求しなければならない。

○の部分には、部分払の回数及び前払金額を記入する。

3 受託者は、前項の場合に於いて、当該部分払を改めた日から十四日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めることにより、同項の確保

をすため必要を行い、当該権限の請求を受益者に通知しなければならぬ。この場合において、受益者は、必要なものと認められるときは、その理由を受益者に通知して、出払部分の最大限を確保して格納するに努めなければならない。

4 前項の場合において、帳簿又は帳目に記載する費用は、受益者の負担とする。

5 受益者は、第三項の規定による権限があつたときは、部分金を請求するに努めなければならない。この場合において、受益者は、当該請求を受けた日から十四日以内に部分金を支払わなければならない。

6 部分金の額は、次の式により算定する。この場合において第一項の請負代金相当額は、

(A) 内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、受益者と受益者と協議して定める。

(B) 受益者と受益者と協議して定める。

ただし、受益者が前項の請求を受けた日から〇日以内に協議が整わない場合には、受益者が定め、受益者に通知する。

$$\text{部分金の額} = \text{第一項の請負代金相当額} \times \frac{\text{〇} - \text{I}}{\text{I} + \text{部分金額} / \text{請負代金額}}$$

四 (A) は第三条 (A) を使用する場合は、(B) は第三条 (B) を使用する場合は使用する。

〇は、〇〇部分又は、十四条額の数字を記入する。〇+I、〇〇

部分又は、第一項の〇+I、〇〇部分と同じ数字を記入する。

7 第五項の規定により部分金の支払があつた後、年度部分金の請求をす場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分金の効果となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第三十二条 工事目的物について、受益者が設計図書において工事の完成に当たって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」

をすため必要を行い、当該権限の請求を受益者に通知しなければならぬ。この場合において、受益者は、必要なものと認められるときは、その理由を受益者に通知して、出払部分の最大限を確保して格納するに努めなければならない。

4 前項の場合において、帳簿又は帳目に記載する費用は、受益者の負担とする。

5 受益者は、第三項の規定による権限があつたときは、部分金を請求するに努めなければならない。この場合において、受益者は、当該請求を受けた日から十四日以内に部分金を支払わなければならない。

6 部分金の額は、次の式により算定する。この場合において第一項の請負代金相当額は、

(A) 内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、受益者と受益者と協議して定める。

(B) 受益者と受益者と協議して定める。

ただし、受益者が前項の請求を受けた日から〇日以内に協議が整わない場合には、受益者が定め、受益者に通知する。

$$\text{部分金の額} = \text{第一項の請負代金相当額} \times \frac{\text{〇} - \text{I}}{\text{I} + \text{部分金額} / \text{請負代金額}}$$

四 (A) は第三条 (A) を使用する場合は、(B) は第三条 (B) を使用する場合は使用する。

〇は、〇〇部分又は、十四条額の数字を記入する。〇+I、〇〇

部分又は、第一項の〇+I、〇〇部分と同じ数字を記入する。

7 第五項の規定により部分金の支払があつた後、年度部分金の請求をす場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分金の効果となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第三十二条 工事目的物について、受益者が設計図書において工事の完成に当たって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」

といふ。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十二条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第五項及び第三十二条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替へて、これらの規定を適用する。

2 第三項の規定により採用される第三十二条第一項の規定により請求するに努めなければならない部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相当する請負代金の額は、

(A) 内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、受益者と受益者と協議して定める。

(B) 受益者と受益者と協議して定める。

ただし、受益者が前項の規定により採用される第三十二条第一項の請求を受けた日から〇日以内に協議が整わない場合には、受益者が定め、受益者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相当する請負代金の額} \times \frac{\text{I} - \text{部分金額} / \text{請負代金額}}{\text{I}}$$

四 (A) は第三条 (A) を使用する場合は、(B) は第三条 (B) を使用する場合は使用する。

〇の部分又は、工費及び請負代金額を相加して十分を割算するものとして数字を記入する。

(債務履行行為に係る契約の特則)

第四十条 債務履行行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」といふ。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に於ける各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

といふ。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十二条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第五項及び第三十二条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替へて、これらの規定を適用する。

2 第三項の規定により採用される第三十二条第一項の規定により請求するに努めなければならない部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相当する請負代金の額は、

(A) 内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、受益者と受益者と協議して定める。

(B) 受益者と受益者と協議して定める。

ただし、受益者が前項の規定により採用される第三十二条第一項の請求を受けた日から〇日以内に協議が整わない場合には、受益者が定め、受益者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相当する請負代金の額} \times \frac{\text{I} - \text{部分金額} / \text{請負代金額}}{\text{I}}$$

四 (A) は第三条 (A) を使用する場合は、(B) は第三条 (B) を使用する場合は使用する。

〇の部分又は、工費及び請負代金額を相加して十分を割算するものとして数字を記入する。

(債務履行行為に係る契約の特則)

第四十条 債務履行行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」といふ。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に於ける各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第一項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務履行行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則)

第四十一条 債務履行行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第三十五条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、会計年度末）」と、同条及び第三十八条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第三十八条第一項の請負代金額相当額（以下この条及び次条において「請負代金額相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超過した場合には、当該会計年度の当初に前払金をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替へて、これらの規定を適用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約締結年度」という。）以外の会計年度においては、発注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約締結年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により適用される第三十五条第一項及び第三十三項の規定にかかわらず、発注者は、契約締結年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

3 第一項の場合において、契約締結年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を令めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により適用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、発注者は、契約締結年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中

年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第一項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務履行行為に係る契約の前払金及び中間前払金の特則)

第四十条 債務履行行為に係る契約の前払金及び中間前払金については、第三十回条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、会計年度末）」と、同条及び第三十三回条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第三十七回条第一項の請負代金額相当額（以下この条及び次条において「請負代金額相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超過した場合には、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替へて、これらの規定を適用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約締結年度」という。）以外の会計年度においては、発注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約締結年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により適用される第三十回条第一項及び第三十三項の規定にかかわらず、発注者は、契約締結年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

3 第一項の場合において、契約締結年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を令めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定により適用される第三十回条第一項の規定にかかわらず、発注者は、契約締結年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中

中間前払金相当分（ 田以次）を令めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により適用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、発注者は、請負代金額相当分が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の支払期限を遅延するものとする。この場合においては、第三十三回条第三項の規定を適用する。

【 1 】の部分に、第三十五回条（五）を準用する場合は、同項とする。

(債務履行行為に係る契約の前払金の特則)

第四十二条 債務履行行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金額相当分が前会計年度までの出来高予定額を超過した場合には、発注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約締結年度以外の会計年度においては、発注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第三十八回条第一項及び第七項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

【 1 】の部分に、第三十五回条（五）を準用する場合は、同項とする。
(a) 部分払金の額=請負代金額相当額×0.10-前会計年度までの支払金額-（請負代金額相当額-前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額）÷当該会計年度までの出来高予定額

【 2 】は、中間前払金を控除した場合には適用する。
○部分には、第三十八回条第一項の「十〇〇」〇〇部分を同じく改

中間前払金相当分（ 田以次）を令めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により適用される第三十回条第一項の規定にかかわらず、発注者は、請負代金額相当分が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の支払期限を遅延するものとする。この場合においては、第三十三回条第三項の規定を適用する。

【 1 】の部分に、第三十四回条（五）を準用する場合は、同項とする。

(債務履行行為に係る契約の前払金の特則)

第四十一条 債務履行行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金額相当分が前会計年度までの出来高予定額を超過した場合には、発注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約締結年度以外の会計年度においては、発注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第三十七回条第一項及び第七項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

【 1 】の部分に、第三十四回条（五）を準用する場合は、同項とする。
(a) 部分払金の額=請負代金額相当額×0.10-前会計年度までの支払金額-（請負代金額相当額-前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額）÷当該会計年度までの出来高予定額

【 2 】は、中間前払金を控除した場合には適用する。
○部分には、第三十七回条第一項の「十〇〇」〇〇部分を同じく改

字を記入する。
(6) 部分基金の額(請負代金相当額×0.10) (前会計年度までの
支払金額+当会計年度の部分基金額) - (請負代金相当額 - (前
会計年度までの出来降付定額+出来降付定額)) × 当該会計年度
前基金額/当該会計年度の出来降付定額

【注】(6)部分には、第三十八条第一項の「十の〇」の〇〇部を同じ数字を記入する。

3 各会計年度において、部分金を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回数
年度	回数
年度	回数

(第三十二条による代理受領)

第四十三条 発注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の支払に
際して、第三十二条を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により発注者が第三十二条を代理人とした場合において、
発注者の提出する支払請求書に当該第三十二条が発注者の代理人である旨の
記載がなされていないときは、当該第三十二条に就いて第三十二条(第三
十八条)において使用する場合を含む。)又は第三十八条の規定に基き
て支払をしなければならない。

(前基金等の不払に対する工事中止)

第四十四条 発注者は、発注者が第三十二条、第三十八条又は第三十九条
に基づき使用する第三十二条の規定に基き支払を滞りし、相当の
期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、
工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合
に於ては、発注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨
を発注者に通知しなければならない。

字を記入する。
(6) 部分基金の額(請負代金相当額×0.10) (前会計年度までの
支払金額+当会計年度の部分基金額) - (請負代金相当額 - (前
会計年度までの出来降付定額+出来降付定額)) × 当該会計年度
前基金額/当該会計年度の出来降付定額

【注】(6)部分には、第三十八条第一項の「十の〇」の〇〇部を同じ数字を記入する。

3 各会計年度において、部分金を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回数
年度	回数
年度	回数

(第三十二条による代理受領)

第四十三条 発注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の支払に
際して、第三十二条を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により発注者が第三十二条を代理人とした場合において、
発注者の提出する支払請求書に当該第三十二条が発注者の代理人である旨の
記載がなされていないときは、当該第三十二条に就いて第三十二条(第三
十八条)において使用する場合を含む。)又は第三十八条の規定に基き
て支払をしなければならない。

(前基金等の不払に対する工事中止)

第四十三条 発注者は、発注者が第三十二条、第三十七条又は第三十八条
に基づき使用する第三十二条の規定に基き支払を滞りし、相当の
期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、
工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合
に於ては、発注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨
を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により発注者が工事の施工を中止した場合にお
いて、必要であると認められるときは工期若しくは請負代金額を差引、
又は発注者が工事の履行に備え工事現場を維持し若しくは新機材、機
器機具等を使用するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴
う増加費用を差引し若しくは発注者に損害を及ぼしたときは必要な取
引を処理しなければならない。

(仮設仮置保管)

第四十五条(ウ) 発注者は、引き渡された工事目的物が仮設又は品置に
関し、その後の場合をいふもの(以下「仮設仮置」といふ。)であ
るときは、発注者に就き、目的物の維持又は代換物の引渡しによる履行
の滞りを防止する必要がある。ただし、その履行の滞りに過分の取
引を要するときは、発注者は履行の滞りを請求することができない。

第四十五条(四) 発注者は、引き渡された工事目的物が仮設仮置である
ときは、(仮設若しくは)目的物の維持又は代換物の引渡しによる履行
の滞りを防止する必要がある。ただし、その履行の滞りに過分の取
引を要するときは、発注者は履行の滞りを請求することができない。

【注】(ウ)は第四十五条(ウ)を準用する。 (四)は第四十五条(四)を
準用する。

2 前項の場合に於て、発注者は、発注者に工期若しくは請負代金額を差引するもの
をしなければならない。発注者は、引渡し後発生する工期若しくは履行の滞りを
防止する必要がある。

3 第一項の場合に於て、発注者は前項の滞りを防止し履行の滞りを防止す
る。その滞りに過分の取引を要するときは、発注者は、その滞りに
過分の取引を要する必要がある。ただし、その滞りに過分の取引を要する
ときは、発注者は履行の滞りを請求することができない。直ちに代金の滞
りを請求する必要がある。

2 発注者は、前項の規定により発注者が工事の施工を中止した場合にお
いて、必要であると認められるときは工期若しくは請負代金額を差引、
又は発注者が工事の履行に備え工事現場を維持し若しくは新機材、機
器機具等を使用するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴
う増加費用を差引し若しくは発注者に損害を及ぼしたときは必要な取
引を処理しなければならない。

(仮設保管)

第四十四条(ウ) (B) 発注者は、工事目的物が仮設保管であるときは、仮
設若しくは保管に際し、その滞りを防止し若しくは履行の滞りを防止す
る必要がある。ただし、その滞りに過分の取引を要するときは、発注者は
履行の滞りを請求することができない。直ちに代金の滞りを請求する
必要がある。

【注】(ウ)は、第四十四条(ウ)を準用する。 (B)は、第四十四条(ウ)を
準用する。

(仮設)

(仮設)

- 丁 廢止の制限を不適用とする。
- ㉒ 政令が施行期日の開始を遅延する場合は賠償を受ける。
- ㉓ 工事開始の制限又は禁止等の期間延長は、後述の四條又は一四の制限に違反した場合は除外とし、その旨を通知するものとする。
- ㉔ 前二條に據る場合の限、政令が施行期日の開始を遅延する場合は賠償を受ける。

(前條)

(採択者の任意解除)

- 第四十六條 採択者は、工事を行なうまでの間は、又条又は第四十八條の規定によるほか、任意であるときは、この政令を解除するものとする。
- 2 採択者は、前項の規定によりこの政令を解除した場合に於て、政令に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(採択者の強制による解除)

- 第四十七條 採択者は、政令が長官の命令のうけられた後、工事を行なう期間に制限を受けるものとなる。その制限に違反したときは、この政令を解除するものとする。ただし、その制限を超過した時に於て、政令の不遵守が、この政令及び政令上の社会利益の保護に必要であると認められるときは、この限りでない。

- 一 第五十條第四項に規定する期間を超過せず、又は超過の程度を十分と認められるものとする。

■ 第五十條第四項第三号を適用する場合は、前項を適用する。

第四十條 (イ) (3)

- 5 採択者は、工事開始の制限一區の制限に違反したときは、後述の四條又は一四の制限に違反した場合は除外とし、その旨を通知するものとする。

(採択者の任意解除)

- 第四十八條 採択者は、工事を行なうまでの間は、第四十七條の規定によるほか、任意であるときは、この政令を解除するものとする。
- 2 採択者は、前項の規定によりこの政令を解除した場合に於て、政令に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(採択者の解除)

- 第四十九條 採択者は、政令が長官の命令のうけられた後、工事を行なう期間に制限を受けるものとする。

(後條)

- ㉒ 正当な理由なく、工事を着手すべき期日を過ぎても工事を着手しない。
- ㉓ 工期に遅延したとき又は工期超過後、前項の工期に工事を定済する見込みがないと認められるとき。
- ㉔ 第五十條第一項第二号に規定する者を認めたこと。
- ㉕ 正当な理由なく、第四十條第一項の制限を遅延させたこと。
- ㉖ 前二條に據る場合の限、この政令を解除した。

(採択者の強制による解除)

- 第四十八條 採択者は、政令が長官の命令のうけられた後、工事を行なう期間に制限を受けるものとなる。その制限に違反したときは、この政令を解除するものとする。

- 一 第五十條第一項の制限に違反し、又は超過の程度を十分と認められるものとする。
- 二 第五十條第四項に規定する期間を超過せず、又は超過の程度を十分と認められるものとする。

■ 第五十條第四項第三号を適用する場合は、前項を適用する。

- ㉒ 工事を着手した日、工事開始の制限又は禁止等の期間延長は、後述の四條又は一四の制限に違反した場合は除外とし、その旨を通知するものとする。
- ㉓ 前二條に據る場合の限、政令が長官の命令のうけられた後、工事を行なう期間に制限を受けるものとなる。その制限に違反したときは、この政令を解除するものとする。ただし、その制限を超過した時に於て、政令の不遵守が、この政令及び政令上の社会利益の保護に必要であると認められるときは、この限りでない。
- ㉔ 採択者は、政令が長官の命令のうけられた後、工事を行なう期間に制限を受けるものとなる。その制限に違反したときは、この政令を解除するものとする。ただし、その制限を超過した時に於て、政令の不遵守が、この政令及び政令上の社会利益の保護に必要であると認められるときは、この限りでない。
- ㉕ 採択者は、政令が長官の命令のうけられた後、工事を行なう期間に制限を受けるものとなる。その制限に違反したときは、この政令を解除するものとする。ただし、その制限を超過した時に於て、政令の不遵守が、この政令及び政令上の社会利益の保護に必要であると認められるときは、この限りでない。
- ㉖ 採択者は、政令が長官の命令のうけられた後、工事を行なう期間に制限を受けるものとなる。その制限に違反したときは、この政令を解除するものとする。ただし、その制限を超過した時に於て、政令の不遵守が、この政令及び政令上の社会利益の保護に必要であると認められるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、工事を着手すべき期日を過ぎても工事を着手しない。
- 二 工期に遅延したとき又は工期超過後、前項の工期に工事を定済する見込みがないと認められるとき。
- 三 第五十條第一項第二号に規定する者を認めたこと。
- 四 正当な理由なく、第四十條第一項の制限を遅延させたこと。
- 五 前二條に據る場合の限、この政令を解除した。

(後條)

命令に従ふ」と、取捨を行使しなかつたの時期が経過したとき。

八 別名を以てする命令の目的が、受託者がその職務の履行を怠り、業務執行の便宜を以てして取捨を以て目的を達するの目的を以てして行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

九 受託者（受託者個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支配者として法律上職務執行の便宜を以てして取捨する事務上の代表者をいう。以下この条において同じ。）が受託者として行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

十 第五十一条又は第五十二条の規定によらなかつたこの取捨の効果を主張し得ない。

十一 受託者（受託者個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支配者として法律上職務執行の便宜を以てして取捨する事務上の代表者をいう。以下この条において同じ。）が受託者として行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

イ 受託者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加ふる目的を以て、受託者又は受託者個人として行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

ロ 受託者又は受託者個人が職務執行の便宜を以てして行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

ハ 受託者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加ふる目的を以て、受託者又は受託者個人として行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

ニ 受託者が、受託者又は受託者個人に対して資金等を供給し、又は取捨を供するに同意したときは、受託者又は受託者個人が職務執行の便宜を以てして行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

ホ 受託者が受託者又は受託者個人と社会的に非難せらるる関係を持つ

第四十七条 受託者が、受託者が次の命令のいずれかに該当するときは、この取捨を無効とすることが出来る。

五 第四十九条第一項の規定によらなかつたこの取捨の効果を主張し得ない。

六 受託者（受託者個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支配者として法律上職務執行の便宜を以てして取捨する事務上の代表者をいう。以下この条において同じ。）が受託者として行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

ロ 受託者（受託者個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支配者として法律上職務執行の便宜を以てして取捨する事務上の代表者をいう。以下この条において同じ。）が受託者として行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

ハ 受託者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加ふる目的を以て、受託者又は受託者個人として行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

ニ 受託者が、受託者又は受託者個人に対して資金等を供給し、又は取捨を供するに同意したときは、受託者又は受託者個人が職務執行の便宜を以てして行つたことである限り、この取捨は有効と認められる。

ホ 受託者が受託者又は受託者個人と社会的に非難せらるる関係を持つ

として認められるとき。

ハ 下請契約又は買付、原料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が、いからなままでのいずれかに該当することを知らなかつた、当該相手と契約を締結したと認められるとき。

イ 受託者が、いからなままでのいずれかに該当することを下請契約又は買付、原料等の購入契約その他の契約の相手方としてした場合（ハに該当する場合は除く。）に、受託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつたとき。

(受託者の取捨に準ずる事由による命令の無効の制限)

第四十九條 第四十七條命令又は別名を以てする命令が受託者の取捨に準ずる事由に当たらないときは、受託者は、前二條の規定による取捨の無効を主張することが出来ない。

(公衆工事履行保証証券による保証の請求)

第五十條 第四十九條第一項の規定によりこの取捨による取捨の履行を保証する公衆工事履行保証証券による保証が付された場合において、受託者が第四十七條命令又は第四十八條命令のいずれかに該当するときは、受託者は、当該公衆工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の保証義務を履行し、工事を完成せしめようとする事が出来る。

二 受託者は、前項の規定により保証人が履行し、受託者が履行し得ない保証義務（以下この条において「代務履行義務」という。）から受託者に対して、この取捨に基づく次の命令に定める受託者の権利及び義務を承継する目的で取捨された場合には、代務履行義務に対して当該権利及び義務を承継せしめる。

一 賠償代金債権（前項を指しては中間預金）、部分金又は部分引当しに係る債権を以てし、受託者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 取捨に連帯を担担する債権（受託者が施工した当該部分の契約に

として認められるとき。

ハ 下請契約又は買付、原料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が、いからなままでのいずれかに該当することを知らなかつた、当該相手と契約を締結したと認められるとき。

イ 受託者が、いからなままでのいずれかに該当することを下請契約又は買付、原料等の購入契約その他の契約の相手方としてした場合（ハに該当する場合は除く。）に、受託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつたとき。

(保証)

(公衆工事履行保証証券による保証の請求)

第四十六條 第四十九條第一項の規定によりこの取捨による取捨の履行を保証する公衆工事履行保証証券による保証が付された場合において、受託者が当該公衆工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の保証義務を履行し、工事を完成せしめようとする事が出来る。

二 受託者は、前項の規定により保証人が履行し、受託者が履行し得ない保証義務（以下この条において「代務履行義務」という。）から受託者に対して、この取捨に基づく次の命令に定める受託者の権利及び義務を承継する目的で取捨された場合には、代務履行義務に対して当該権利及び義務を承継せしめる。

一 賠償代金債権（前項を指しては中間預金）、部分金又は部分引当しに係る債権を以てし、受託者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 取捨に連帯を担担する債権（受託者が施工した当該部分の契約に係るものを除

項名に係るものを除く。)

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務(第二十九條の規定により発注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

【この項名は 第三十四條(五)を適用する場合には削除する。】

3 発注者は、前項の通知を代務履行業者から受けた場合には、代務履行業者が同項各号に規定する発注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して発注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる遅延金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の権利に関する解除権)

第四十一條 発注者は、前項各号の契約に違反したとき、権利の範囲を定めてその履行の滞りをし、その期間内に竣工しないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を満了した時における債務の不履行がこの契約及び取付上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(発注者の権利に関する解除権)

第四十二條 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前号にこの契約を解除することができる。

- 一 第三十九條の規定により設計図書を変更したため積算代金額が三分の二以上減少したとき。
- 二 第二十條の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の一(工期の十分の一が〇日を超えるときは、〇日)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみであるときは、その一部を除いた他の部分の工事が

完了した後〇月を超過しても、なおその中止が解除されないとき。

(発注者の権利に関する解除権の制限)

第四十三條 第四十一條又は前項各号に定める場合若しくは発注者の権利に侵害する事由に該当するものであるときは、発注者は、第二十二條の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第四十四條 発注者は、この契約が工事の契約に解除された場合においては、出来形部分の発注の工事、当該発注者に命じた部分及び部分別の対象となつた工事発注の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する積算代金を発注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があるとき認められるときは、その理由を発注者に通知して、出来形部分を最小限度で撤去して検査することができ。

2 前項の場合において、撤去又は復旧に要する費用は、発注者の負担とする。

3 第一項の場合において、第三十五條(第四十一條において準用する場合を含む。)の規定による前払金(又は中間前払金)があつたときは、当該前払金の額(及び中間前払金の額)(第三十八條及び第四十二條の規定による部分払をしていないときは、その部分払において償却した前払金(及び中間前払金)の額を控除した額)を同項各号の出来形部分に相当する積算代金額から控除する。この場合において、当該部分の前払金(及び中間前払金)となる金額があるときは、発注者は、第四十條(第四十一條及び第二十二條)第三項の規定によるものとして、その金額額に前払金(又は中間前払金)の支払の日から発注の日までの日数に年〇(一)パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第四十六條、第四十七條又は第四十三條の規定によるときは、その金額額を発注者に返還しなければならない。

【この項名は 第三十四條(五)を適用する場合には削除する。】

く。)

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務(第二十八條の規定により発注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

【この項名は 第三十四條(五)を適用する場合には削除する。】

3 発注者は、前項の通知を代務履行業者から受けた場合には、代務履行業者が同項各号に規定する発注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して発注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる遅延金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の権利)

第四十五條 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によつてこの契約の履行が不可能となつたとき。

(発注者の権利)

第四十六條 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第三十九條の規定により設計図書を変更したため積算代金額が三分の二以上減少したとき。
- 二 第二十條の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の一(工期の十分の一が〇日を超えるときは、〇日)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみであるときは、その一部を除いた他の部分の工事が

完了した後〇月を超過しても、なおその中止が解除されないとき。

(解除)

(解除に伴う措置)

第四十七條 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分の発注の工事、当該発注者に命じた部分及び部分別の対象となつた工事発注の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する積算代金を発注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があるとき認められるときは、その理由を発注者に通知して、出来形部分を最小限度で撤去して検査することができ。

2 前項の場合において、撤去又は復旧に要する費用は、発注者の負担とする。

3 第一項の場合において、第三十四條(第四十條において準用する場合を含む。)の規定による前払金(又は中間前払金)があつたときは、当該前払金の額(及び中間前払金の額)(第三十七條及び第四十一條の規定による部分払をしていないときは、その部分払において償却した前払金(及び中間前払金)の額を控除した額)を同項各号の出来形部分に相当する積算代金額から控除する。この場合において、当該部分の前払金(及び中間前払金)となる金額があるときは、発注者は、第四十條(第四十一條及び第二十二條)第三項の規定によるものとして、その金額額に前払金(又は中間前払金)の支払の日から発注の日までの日数に年〇(一)パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第二十二條の規定によるときは、その金額額を発注者に返還しなければならない。

【この項名は 第三十四條(五)を適用する場合には削除する。】

○の語句は、これらに、取締者の又は取締者等に因する取締者本人の責任に由来する責任を負ふべきものとす。

- 4 取締者は、この取約が工事の完成前に解除された場合において、取約を解除するときは、第一項の出来形部分の修繕に合格した部分に使用せられたりするものを、取締者に返還しなければならぬ。この場合において、取約を解除するときは、取締者より取締者として扱われ、又は出来形部分の修繕に合格した部分に使用せられたりするものを、代金を納め、若しくは取締者に返して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならぬ。
- 5 取締者は、この取約が工事の完成前に解除された場合において、取約を解除するときは、取締者より取締者として扱われ、又は出来形部分の修繕に合格した部分に使用せられたりするものを、代金を納め、若しくは取締者に返して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならぬ。
- 6 取締者は、この取約が工事の完成前に解除された場合において、工事用機器が取締者の所有又は管理する工事用機器、建設機械器具、仮設物その他の物件（工務員等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）にあるときは、取締者は、当該物件を撤去するときは、工事用機器を修復し、取り片付け、取締者に明け渡さなければならぬ。
- 7 取締者は、この取約が工事の完成前に解除された場合において、取締者は、取締者に代わって当該物件を処分し、工事用機器を修復し、取り片付けを行うこととする。この場合において、取締者は、取締者の処分又は修復若しくは取片付けについて取締者を申し出ることを要し、また、取締者の処分又は修復若しくは取片付けに取した費用を負担しなければならぬ。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する取締者のとるべき措置の期限、方法等については、この取約の附則第四十七条、第四十八条又は第五十一條の規定によるものは取締者が定め、第四十九條、第五十條又は第五十一條の規定によるものは取締者が取締者の意見を聽いて定めるものとする。

○の語句は、これらに、取締者の又は取締者等に因する取締者本人の責任に由来する責任を負ふべきものとす。

- 4 取締者は、この取約が解除された場合において、取約を解除するときは、第一項の出来形部分の修繕に合格した部分に使用せられたりするものを、取締者に返還しなければならぬ。この場合において、取約を解除するときは、取締者より取締者として扱われ、又は出来形部分の修繕に合格した部分に使用せられたりするものを、代金を納め、若しくは取締者に返して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならぬ。
- 5 取締者は、この取約が解除された場合において、取約を解除するときは、取締者より取締者として扱われ、又は出来形部分の修繕に合格した部分に使用せられたりするものを、代金を納め、若しくは取締者に返して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならぬ。
- 6 取締者は、この取約が解除された場合において、工事用機器が取締者の所有又は管理する工事用機器、建設機械器具、仮設物その他の物件（工務員等の所有又は管理するこれらの物件を含む。）にあるときは、取締者は、当該物件を撤去するときは、工事用機器を修復し、取り片付け、取締者に明け渡さなければならぬ。
- 7 取締者は、この取約が工事の完成前に解除された場合において、取締者は、取締者に代わって当該物件を処分し、工事用機器を修復し、取り片付けを行うこととする。この場合において、取締者は、取締者の処分又は修復若しくは取片付けについて取締者を申し出ることを要し、また、取締者の処分又は修復若しくは取片付けに取した費用を負担しなければならぬ。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する取締者のとるべき措置の期限、方法等については、この取約の附則第四十七条、第四十八条又は第五十一條の規定によるものは取締者が定め、第四十九條、第五十條又は第五十一條の規定によるものは取締者が取締者の意見を聽いて定めるものとする。

のとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する取締者のとるべき措置の期限、方法等については、取締者が取締者の意見を聽いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの取約が解除された場合、解除に伴い生じる取約の処理については取締者及び取締者が取締者の規定に従って処理されるものとする。

(取締者の取約解除後)

第四十五條 取締者は、取締者本人の命令により取約を解除するときは、これにより生じた取約の損害を賠償するものとする。

一 工務員は工事に従事するに当たっては、

- 一 この工事目的物に取約解除があるときは、
- 二 第四十七條又は第四十八條の規定により、工事目的物の取約解除にこの取約が適用されること。
- 三 前二項に規定する場合は、取約の本旨に照つて履行をしないときは、又は債務の履行が不能となること。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、取約の取約解除は、取締者は、取約解除の十分の〇に相当する額を賠償金として取締者の規定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第四十七條又は第四十八條の規定により工事目的物の取約解除にこの取約が適用されたとき。
- 二 工事目的物の取約解除に、取締者がその義務の履行を拒否し、又は取締者の取約に照つて取締者本人の命令により取締者の義務について履行不能となつた場合。

ひ第六項に規定する取締者のとるべき措置の期限、方法等については、取締者が取締者の意見を聽いて定めるものとする。

(取約)

(取約解除の取約に付する取約金等) 【取約解除金】

第四十五條 取締者の取約に照つて取約解除により工事目的物を取約解除するに当たっては、取締者は、取約金の支払にこの取約に照つて取約するものとする。

(取約)

(取約解除の取約に付する取約金等) 【取約解除金】

第四十五條 取締者の取約に照つて取約解除により工事目的物を取約解除するに当たっては、取締者は、取約金の支払にこの取約に照つて取約するものとする。

(取約解除の取約に付する取約金等) 【取約解除金】

第四十七條(一) 次の各号のいずれかに該当する場合は、取締者は、取約解除の十分の〇に相当する額を賠償金として取締者の規定する期間内に支払わなければならない。

- 一 取約解除にこの取約が適用されたとき。
- 二 取締者がその義務の履行を拒否し、又は取締者の取約に照つて取約解除により取締者の義務について履行不能となつた場合。

○の語句は、これらに、取締者の又は取締者等に因する取締者本人の責任に由来する責任を負ふべきものとす。

31 次の各号に掲げる各号の契約を解除した場合、前項第二号に該当する場合は、次に掲げる場合をいふ。

- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管理人
- 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管理人
- 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第三十二号）の規定により選任された再生債務者

4 第一項各号又は第二項各号に定める場合（この規定により第三項第一号に該当する場合は、これを除く。）が、この契約及び附帯上の社会理會に照らし、受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。

5 (A) 第一項第一号の場合においては、受託者は、借負代金額から出来形部分に相当する借負代金額を控除した額につき、遅延目数に及び、年〇・一パーセントの割合で計算した額を控除することとなる。

14 〇の語は、たゞ、破産法の改正施行期日に関する法律第八号の規定により改正されたものを指す。

5 (B) 第一項第一号の場合においては、受託者は、借負代金額から部分引減しを致した部分に相当する借負代金額を控除した額につき、遅延目数に及び、年〇・一パーセントの割合で計算した額を控除することとなる。

14 (B) は、受託者が引減しを致した部分に相当する借負代金額をいふことを指す。

31 次の各号に掲げる各号の契約を解除した場合、前項第一号に該当する場合は、次に掲げる場合をいふ。

- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管理人
- 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管理人
- 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第三十二号）の規定により選任された再生債務者

(履行開始の場合に於ける取極金等)

第四十條

2 (イ) 前項の取極金の額が、借負代金額から出来形部分に相当する借負代金額を控除した額につき、遅延目数に及び、年〇・一パーセントの割合で計算した額とする。

14 〇の語は、たゞ、破産法の改正施行期日に関する法律第八号の規定により改正されたものを指す。

2 (ロ) 前項の取極金の額が、借負代金額から部分引減しを受けた部分に相当する借負代金額を控除した額につき、遅延目数に及び、年〇・一パーセントの割合で計算した額とする。

14 (ロ) は、受託者が引減しを致した部分に相当する借負代金額をいふことを指す。

〇の語は、たゞ、破産法の改正施行期日に関する法律第八号の規定により改正されたものを指す。

61 第二項の場合（第四十八條第九号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四條の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がなされたときは、受託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の取極金に充当することとなる。

14 受託者は、第四條（イ）を適用する場合は、この規定を適用する。

(受託者の取極金控除金等)

第四十七條 受託者は、履行期が次の各号のうちいずれに該当する場合は、次に掲げる引減しの取極金の額を控除することとなる。

- 一 第五十一條又は第五十二條の規定によりこの契約が解除されたとき
- 二 借負が履行された場合のほか、債務の全額に達した履行をしたとき又は債務の履行が完了したとき

2 第三十三條第一項（第三十九條に於て「引用する場合は含む。」の規定による借負代金の支払がなされた場合においては、受託者は、未取極金額につき、遅延目数に及び、年〇・一パーセントの割合で計算した額の遅延目数の支払を業主に請求することとなる。

〇の語は、たゞ、破産法の改正施行期日に関する法律第八号の規定により改正されたものを指す。

第四十七條の二

31 第一項の場合（借負代金の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四條の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がなされたときは、受託者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の取極金に充当することとなる。

14 受託者は、第四條（イ）を適用する場合は、この規定を適用する。

第四十九條

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の額を業主に請求することとなる。

(履行開始の場合に於ける取極金等)

第四十條

31 受託者の責めに帰すべき事由により、第三十三條第一項（第三十八條において引用する場合は含む。）の規定による借負代金の支払がなされた場合においては、受託者は、未取極金額につき、遅延目数に及び、年〇・一パーセントの割合で計算した額の遅延目数の支払を業主に請求することとなる。

〇の届出は、たとへば、家賃改定の通知書提出に因する居住者等の届出により行なはるべきものと見做す。

(家賃不払い取立保証) (新設)

第三十七条 保証者は、前条の規定に準じて、第三十一條第四項又は第五項(第三十二條に於ては、同項の規定を準ずるものとする。)の取扱いによる保証(以下「保証」といふ。)を設けたときは、〇年以内ならば、家賃不払いを理由として履行の遅延の請求、損害賠償の請求、代金の取立の請求又は取立の義務(以下「請求」といふ。)をすることができなくなる。

〇の届出は、前条により行なはる。

2 担保の提供に妨げられる、債権譲渡の本件等の取立不払いとして、前条の規定、保証請求材料として用いられる履行の遅延の請求は、保証者は、その取立を要する。ただし、当該保証は第三十一條第四項の下の規定に妨げられる取立不払いとして、前条の規定による〇年以内ならば、請求をすることができなくなる。

〇の届出は、前条により行なはる。請求書の提出は、前条の規定による保証書の提出に準じて行なはる。

3 同一の請求書は、専ら同一取立不払いの取立、請求する取立の請求の取立等当該請求書の取立を以て、保証者の取立不払い取立を以て、保証を担保に供するものとす。

4 保証者は第一項又は第二項に規定する取立不払いに係る請求書が前項の保証(以下「保証」といふ)に於て第三十二條に於ては「取立不払い取立保証」といふ。)の取立不払いを以て、その取立を以て担保として請求を以て、保証請求書から一年が経過する日までに担保に規定する取立不払いの請求を以て、保証、取立不払い取立保証の取立請求を以て、その取立

〇の届出は、たとへば、家賃改定の通知書提出に因する居住者等の届出により行なはるべきものと見做す。

第四十回系(イ)【本文】

2 担保の取立に妨げられる、債権譲渡の本件等の取立不払いとして、第三十一條第四項又は第五項(第三十二條に於ては、同項の規定を準ずるものとする。)の取扱いによる保証(以下「保証」といふ。)を設けたときは、〇年以内ならば、家賃不払いを理由として履行の遅延の請求、損害賠償の請求、代金の取立の請求又は取立の義務(以下「請求」といふ。)を設けたときは、〇年以内ならば、請求をすることができなくなる。

本文〇の届出は、前条により、本条の規定は第三十二條に於ては「保証」といふ。請求書の提出は、前条の規定による保証書の提出に準じて行なはる。

(新設)

(新設)

(新設)

5 保証者は、第一項又は第二項の請求書を送り、たとへば、当該請求書の取立となる取立不払いに因して、当該請求書の提出に因して、当該請求書以外に必要と認めらるべき請求書を送ることができなくなる。

6 担保の提供は、家賃不払い取立保証者の請求又は取立請求により生じたものとする。担保の提供は、家賃不払い取立保証者の取立請求により生じたものとする。

7 民法第六百三十七條第一項の規定は、取立不払い取立保証に於ては適用しない。

8 保証者は、工賃目的物の引渡しの際に担保があることを知たときは、第一項の規定は妨げられず、その旨を以て受託者に通知しなければ、当該担保の取立に因する請求をすることができなくなる。ただし、保証者がその担保に担保があることを知たときは、この限りでない。

9 この取立が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四條第一項に規定する住宅瑕疵担保契約となる場合は、工賃目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五條に定める部分の瑕疵(構造耐力又は耐水の欠損に該當しないものを除く。)について請求をすることができなくなる。この場合において、前各項の規定は適用しない。

取立不払い取立保証の取立等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第三

(新設)

第四十回系(イ) (ただし書)

ただし、その取立が受託者の請求又は取立請求により生じた場合は、担保を以て担保に供する期間は〇年以内。

(新設)

第四十回系(イ)

9 保証者は、工賃目的物の引渡しの際に担保があることを知たときは、第一項の規定は妨げられず、その旨を以て受託者に通知しなければ、当該担保の取立に因する請求をすることができなくなる。ただし、保証者がその担保に担保があることを知たときは、この限りでない。

第四十回系(イ)

4 この取立が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四條第一項に規定する住宅瑕疵担保契約である場合には、工賃目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五條に定める部分の瑕疵(構造耐力又は耐水の欠損に該當しないものを除く。)について請求を以て担保に供する期間は、十年とする。

10 引当額を以て工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監理員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を認めないとして、調査等を行うことなからず、ただし、発注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(火災保険等)

第五十八条 発注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付保しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
3 発注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(おつせん又は調停)

第五十九条 (A) この約款の各条項において発注者と発注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに発注者が不服がある場合その他この契約に關して発注者と発注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び発注者は、契約書記職の調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と発注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と発注者とがそれぞれ負担する。

2 発注者及び発注者は、前項の調停人があつせん又は調停を打ち切つたときは、建設業法による「」建設工事紛争審査会（以下「審査会」と

第四十四條 (A) (B)

6 第一項の規定は、工事目的物の形質が支給材料の性質又は発注者若しくは監理員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、発注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(火災保険等)

第五十八條 発注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付保しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
3 発注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(おつせん又は調停)

第五十九條 (A) この約款の各条項において発注者と発注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに発注者が不服がある場合その他この契約に關して発注者と発注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び発注者は、契約書記職の調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と発注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と発注者とがそれぞれ負担する。

2 発注者及び発注者は、前項の調停人があつせん又は調停を打ち切つたときは、建設業法による「」建設工事紛争審査会（以下「審査会」と

いう。)のおつせん又は調停によりその解決を図る。

31 「」の別は、「中」の字又は通称の字を記す。
第一項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に關する紛争、監理技術者等、専門技術者その他発注者が工事を進捗するために使用している下請人、労働者等の工事の進捗又は管理に關する紛争及び監理員の職務の執行に關する紛争については、第十二条第三項の規定により発注者が決定を行つた後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行つた後、又は発注者若しくは発注者が決定を行つた後、又は第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び発注者は、第一項のおつせん又は調停を請求することなからず。

4 発注者又は発注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行つた発注者と発注者との間の協議に第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に進行しなかつた場合又は必要が認められるときは、この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を適用する。

5 前項の規定により調停人の立ち会ひのもとで行われた協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに発注者が不服がある場合、発注者又は発注者の一方又は双方が第一項の調停人のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び発注者は、審査会のおつせん又は調停によりその解決を図る。

「」第五項及び第六項は、「中」の字又は通称の字を記す。
「」第五十九條 (B) この約款の各条項において発注者と発注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに発注者が不服がある場合その他この契約に關して発注者と発注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び発注者は、建設業法による「」建設工事紛争審査会（以下「審査会」といふ。）のおつせん又は調停によりその解決を図る。

「」(B)は、あらかじめ調停人を指定せず、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に適用する。

いう。)のおつせん又は調停によりその解決を図る。

31 「」の別は、「中」の字又は通称の字を記す。
第一項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に關する紛争、主任技術者（監理技術者等）、専門技術者その他発注者が工事を進捗するために使用している下請人、労働者等の工事の進捗又は管理に關する紛争及び監理員の職務の執行に關する紛争については、第十二条第三項の規定により発注者が決定を行つた後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行つた後、又は発注者若しくは発注者が決定を行つた後、又は第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び発注者は、第一項のおつせん又は調停を請求することなからず。

4 発注者又は発注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行つた発注者と発注者との間の協議に第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に進行しなかつた場合又は必要が認められるときは、この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を適用する。

5 前項の規定により調停人の立ち会ひのもとで行われた協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに発注者が不服がある場合、発注者又は発注者の一方又は双方が第一項の調停人のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び発注者は、審査会のおつせん又は調停によりその解決を図る。

「」第五項及び第六項は、「中」の字又は通称の字を記す。
「」第五十九條 (B) この約款の各条項において発注者と発注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに発注者が不服がある場合その他この契約に關して発注者と発注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び発注者は、建設業法による「」建設工事紛争審査会（以下「審査会」といふ。）のおつせん又は調停によりその解決を図る。

「」(B)は、あらかじめ調停人を指定せず、建設業法による建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合に適用する。

【】の部分は「中」の字又は括弧内の名を記入する。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他の発注者が工事を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監理業務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは発注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後となれば、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(申裁)

第六十条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の「調停人又は」仲裁委员会のあつせん又は調停により紛争を解決する旨の申込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、仲裁委员会の仲裁に付し、その仲裁判断に限する。

四 【】の部分は、第六十条(五)を参照する場合には削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第六十一条 この約款において書面により行われなければならないこととされている通函、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び請求は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理機構を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(備置)

第六十二条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者又は受注者が協議して定める。

【】の部分は「中」の字又は括弧内の名を記入する。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等(監理技術者)、専門技術者等の発注者が工事を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監理業務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは発注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後となれば、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(申裁)

第五十三条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の「調停人又は」仲裁委员会のあつせん又は調停により紛争を解決する旨の申込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、仲裁委员会の仲裁に付し、その仲裁判断に限する。

四 【】の部分は、第六十二條(五)を参照する場合には削除する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十四条 この約款において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び請求は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理機構を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(備置)

第五十五条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者又は受注者が協議して定める。

改正案	現行
<p>民間建設工事標準請負契約書</p> <p>発注者 と 受注者 とは</p> <p>この契約書、民間建設工事標準請負契約書(甲)(平成二十二年七月二十六日中東建設業協会決定)と、設計図書(設計図 枚、仕様書 冊、設備説明書 枚、概算図書 枚)とにより、工事請負契約を締結する。</p> <p>一、工事名 二、工事場所 三、工期 着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日 引渡 令和 年 月 日</p> <p>四、工事完成日 五、引渡日 六、支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。 七、支払期日 八、支払場所</p>	<p>民間建設工事標準請負契約書</p> <p>発注者 と 受注者 とは</p> <p>この契約書、民間建設工事標準請負契約書(甲)(平成二十二年七月二十六日中東建設業協会決定)と、設計図書(設計図 枚、仕様書 冊、設備説明書 枚、概算図書 枚)とにより、工事請負契約を締結する。</p> <p>一、工事名 二、工事場所 三、工期 着手 平成 年 月 日 完成 平成 年 月 日 引渡 平成 年 月 日</p> <p>四、請負代金額 五、支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。 六、支払期日 七、支払場所</p>

<p>七、調停人 八、その他</p> <p>この契約の証として本条二項を作り、発注者及び受注者並びに保証人が記名押印して発注者及び受注者が各一通を保存する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 発注者 印 住所 関係証人 印 住所 保証人の代表者 (保証人を立てる場合に記載する)</p>	<p>六、調停人 七、その他</p> <p>この契約の証として本条二項を作り、発注者及び受注者並びに保証人が記名押印して発注者及び受注者各一通を保存する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所 発注者 印 住所 関係証人 印 住所 保証人の代表者 (保証人を立てる場合に記載する)</p>
--	---

受注者 印
住所
保証人 印
保証の種別
(保証人を以てする場合に記載する)

- 1 保証人の住所が保証人住所から二十五キロメートル以内である場合は、保証人の住所を以てする場合に記載する。保証人が、保証人の住所の種別を記載する。
- 2 保証人(個人を除く、以下の文に於て「同」)が以てする場合に保証人は、保証人の住所が保証人住所から二十五キロメートル以内である場合は保証人を以てする場合に記載する。

上記工事に関し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務(建築士法(昭和二十五号法律第二十二号)第二十三条第一項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監理者 印

(総則)

第一条 発注者及び受注者は、各々が本等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(発付の設計図、仕様書、現場説明書及びその領収書を含む。以下同じ。)に基づき、誠実にこの契約(この約款及び設計図書を内容とする請負契約をい、その内容を基とした場合を含む。以下同じ。)を履行する。

2 受注者は、この契約に基づいて、工事を完成し、この契約の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金の支払いを完了す

受注者 印
住所
保証人 印
(保証人を以てする場合に記載する)

- 1 保証人の住所が保証人住所から二十五キロメートル以内である場合は、保証人の住所を以てする場合に記載する。保証人が、保証人の住所の種別を記載する。
- 2 保証人(個人を除く、以下の文に於て「同」)が以てする場合に保証人は、保証人の住所が保証人住所から二十五キロメートル以内である場合は保証人を以てする場合に記載する。

上記工事に関し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務(建築士法(昭和二十五号法律第二十二号)第二十三条第一項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監理者 印

(総則)

第一条 発注者及び受注者は、各々が本等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信義を守り、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(発付の設計図、仕様書、現場説明書及びその領収書を含む。以下同じ。)に基づき、誠実にこの契約(この約款及び設計図書を内容とする請負契約をい、その内容を基とした場合を含む。以下同じ。)を履行する。

2 受注者は、この契約に基づいて、工事を完成し、この契約の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金の支払いを完了す

- 3 この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、報告、請求等は、この約款に別に定めるもののほか、原則として、書面により行われ、
- 4 発注者は、この契約とは別に発注者と監理者との間で締結されたこの工事に係る監理業務(建築士法第二十一条第一項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。以下同じ。)の委託契約(以下「監理契約」といふ。)に基づいて、この契約は日本国に履行されるように発注者(個人を除く)を定める。
- 5 発注者は、第九条第一項各号に掲げる事項その他この契約に定めのある事項と異なることを監理者に委託したときは、速やかに書面をもって発注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者の求め又は設計図書の作成者の求めにより、設計図書の作成者が行う設計図書を正確に伝えるための複製料又は説明の内容等を発注者に通知する。

(工事用地の確保等)

第二条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供するものとして定められた掘削工事用地等を、掘削工事と認められる日(設計図書に別段の定めがあるときは、その定められた日)までに確保し、発注者の使用に供する。

(工期工事の調整)

第三条 発注者は、その発注に係る第三者の掘削する他の工事と受注者の掘削する工事と調整に關するもの(以下「調整工事」といふ。)について、必要があるときは、それらの掘削につき、調整を行ふものとする。この場合において、発注者は、発注者の調整に従い、第三者の掘削は、日時に遅滞し、調整するよう協力しなければならない。

2 前項において、発注者が調整工事の調整を監理者又は第三者に委託した場合には、発注者は、遅やかに書面をもって発注者に通知する。

- 3 この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、この約款に別に定められるもののほか、原則として、書面により行われ、
- 4 発注者は、この契約とは別に発注者と監理者との間で締結された監理業務(建築士法第二十一条第一項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。以下同じ。)に關する委託契約(以下「監理契約」といふ。)に基づいて、この契約は日本国に履行されるように発注者(個人を除く)を定める。
- 5 発注者は、第九条第一項各号に掲げる事項その他この契約に定めのある事項と異なることを監理者に委託したときは、速やかに書面をもって発注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者の求め又は設計図書の作成者の求めにより、設計図書の作成者が行う設計図書を正確に伝えるための複製料又は説明の内容等を発注者に通知する。

(工事用地の確保等)

第二条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供するものとして定められた掘削工事用地等を、掘削工事と認められる日(設計図書に別段の定めがあるときは、その定められた日)までに確保し、発注者の使用に供する。

(調整工事の調整)

第三条 発注者は、その発注に係る第三者の掘削する他の工事と受注者の掘削する工事と調整に關するもの(以下「調整工事」といふ。)について、必要があるときは、それらの掘削につき、調整を行ふものとする。この場合において、発注者は、発注者の調整に従い、第三者の掘削は、日時に遅滞し、調整するよう協力しなければならない。

2 前項において、発注者が調整工事の調整を監理者又は第三者に委託した場合には、発注者は、遅やかに書面をもって発注者に通知する。

(前貸代金内訳書及び工事書)

第四條 受注者は、この契約を締結した後、遅くは前貸代金内訳書及び工事書を発注者に、それぞれの写しを随時提出し、前貸代金内訳書については、監理者の承認を受ける。

2 前貸代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定額を明示するものとする。

(一 委任又は一括下請負の禁止)

第五條 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、共同発注の新築工事以外の工事であつて、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第六條 (A) 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾せざることはできない。

【 承諾せざる旨をいふこととは、たとえば、受注者が前十三條第三項又は第四項の條に準じて前貸代金内訳書を提出する際、工事に関する前貸代金内訳書を提出し、且受取金が入らぬとする旨を（受注者が、「前借金」トキヤトキキ等）に添付し、且二十五日以内に前貸代金内訳書（受取金）に受取金が入らぬとする旨を）を提出する。

2 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに健康保険の工事材料及び建設設備の機材（いずれも譲渡工事等による譲渡を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は譲渡理その他の担保の目的に供することはできない。

第六條 (B) 発注者及び受注者は、この契約により生ずる権利又は義務

(前貸代金内訳書及び工事書)

第四條 受注者は、この契約を締結した後、遅くは前貸代金内訳書及び工事書を発注者に提出し、前貸代金内訳書については、監理者の承認を受ける。

2 前貸代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定額を明示するものとする。

(一 委任又は一括下請負の禁止)

第五條 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。ただし、共同発注の新築工事以外の工事であつて、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第六條 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾せざることはできない。

【 承諾せざる旨をいふこととは、たとえば、受注者が前十三條第三項又は第四項の條に準じて前貸代金内訳書を提出し、且受取金が入らぬとする旨を（受注者が、「前借金」トキヤトキキ等）に添付し、且二十五日以内に前貸代金内訳書（受取金）に受取金が入らぬとする旨を）を提出する。

2 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに健康保険の工事材料及び建設設備の機材（いずれも譲渡工事等による譲渡を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は譲渡理その他の担保の目的に供することはできない。

(新設)

を第三者に譲渡し、又は承諾せざることはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この契約の目的物に係る工事を譲渡する目的で健康保険の目的は前貸代金内訳書を提出するもの（前貸代金内訳書を提出したあつても、且受取金が入らぬとする旨を（受注者が、「前借金」トキヤトキキ等）に添付し、且二十五日以内に前貸代金内訳書（受取金）に受取金が入らぬとする旨を）を提出する。）を、この限りとする。

【 承諾せざる旨をいふこととは、たとえば、受注者が前十三條第三項又は第四項の條に準じて前貸代金内訳書を提出する際、工事に関する前貸代金内訳書を提出し、且受取金が入らぬとする旨を（受注者が、「前借金」トキヤトキキ等）に添付し、且二十五日以内に前貸代金内訳書（受取金）に受取金が入らぬとする旨を）を提出する。

2 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに健康保険の工事材料及び建設設備の機材（いずれも譲渡工事等による譲渡を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は譲渡理その他の担保の目的に供することはできない。

3 受注者は、第一項ただし書の取扱いにより、この契約の目的物に係る工事を譲渡する目的で健康保険の目的は前貸代金内訳書を提出するもの（前貸代金内訳書を提出したあつても、且受取金が入らぬとする旨を（受注者が、「前借金」トキヤトキキ等）に添付し、且二十五日以内に前貸代金内訳書（受取金）に受取金が入らぬとする旨を）を提出する。）を、この限りとする。

4 受注者は、当該旨をいふ旨を、受注者に知し、前項に違反していることを認明する書類の提出などの報告を求めらるるべきである。

(特許権等の使用)

第七條 受注者は、特許権、实用新型権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となつてゐる工事材料、建設設備の機材、施工方法を採用するときは、その使用に關する一切の責任を負ふなければならない。ただし、発注者がその工事材料、建設設備の機材、施工方法を指定した場合において、特許権等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に關して致した費用を負担しなければならない。

(保証人)

第八條 保証人は、保証人を立てた発注者又は受注者（以下この項におい

を第三者に譲渡し、又は承諾せざることはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この契約の目的物に係る工事を譲渡する目的で健康保険の目的は前貸代金内訳書を提出するもの（前貸代金内訳書を提出したあつても、且受取金が入らぬとする旨を（受注者が、「前借金」トキヤトキキ等）に添付し、且二十五日以内に前貸代金内訳書（受取金）に受取金が入らぬとする旨を）を提出する。）を、この限りとする。

【 承諾せざる旨をいふこととは、たとえば、受注者が前十三條第三項又は第四項の條に準じて前貸代金内訳書を提出する際、工事に関する前貸代金内訳書を提出し、且受取金が入らぬとする旨を（受注者が、「前借金」トキヤトキキ等）に添付し、且二十五日以内に前貸代金内訳書（受取金）に受取金が入らぬとする旨を）を提出する。

2 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに健康保険の工事材料及び建設設備の機材（いずれも譲渡工事等による譲渡を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は譲渡理その他の担保の目的に供することはできない。

3 受注者は、第一項ただし書の取扱いにより、この契約の目的物に係る工事を譲渡する目的で健康保険の目的は前貸代金内訳書を提出するもの（前貸代金内訳書を提出したあつても、且受取金が入らぬとする旨を（受注者が、「前借金」トキヤトキキ等）に添付し、且二十五日以内に前貸代金内訳書（受取金）に受取金が入らぬとする旨を）を提出する。）を、この限りとする。

4 受注者は、当該旨をいふ旨を、受注者に知し、前項に違反していることを認明する書類の提出などの報告を求めらるるべきである。

(特許権等の使用)

第七條 受注者は、特許権、实用新型権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となつてゐる工事材料、建設設備の機材、施工方法を採用するときは、その使用に關する一切の責任を負ふなければならない。ただし、発注者がその工事材料、建設設備の機材、施工方法を指定した場合において、特許権等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に關して致した費用を負担しなければならない。

(保証人)

第八條 保証人は、保証人を立てた発注者又は受注者（以下この項におい

て「主たる債務者」として債務不履行に陥るべきときは、この契約から生ずる金銭債務について、主たる債務者と連帯して保証の責めを負う。

- 2 保証人がその義務を怠らざらんことを期せらるべきときは、保証者又は保証者は、相手方に対してその責任を定めることのできる。
- 3 この契約に前項の定めをする場合においては、保証者は、保証者が債務の不履行に因りて生ずる損害金の支払いを償還する保証人を立てることを求めることのできる。
- 4 前項とする前に、保証者が前項の保証人を立てないときは、保証者はその支払いを拒むことのできる。

四 保証人を立てない場合は、罰する。

(通則)

第九條 通則者は、通則契約に基づいて保証者の義務を定め、この契約に別段の定めのあるほか、次のことを行う。

- 一 該国債権の取得を証明し、該国債権が認められた本質、種類、額、不償還の条件その他を説明し、該契約に同意する。
- 二 該国債権を返還する保証者として「通則」の二項を記載し、該国債権に該通則国債を対抗権として行使する。
- 三 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

四 通則国債、通則国債、日本国債等は該通則者の二項に記載するものとし、かつ、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

て「主たる債務者」として債務不履行に陥るべきときは、この契約から生ずる金銭債務について、主たる債務者と連帯して保証の責めを負う。

- 2 保証人がその義務を怠らざらんことを期せらるべきときは、保証者又は保証者は、相手方に対してその責任を定めることのできる。
- 3 この契約に前項の定めをする場合においては、保証者は、保証者が債務の不履行に因りて生ずる損害金の支払いを償還する保証人を立てることを求めることのできる。
- 4 前項とする前に、保証者が前項の保証人を立てないときは、保証者はその支払いを拒むことのできる。

四 保証人を立てない場合は、罰する。

(通則)

第九條 通則者は、通則契約に基づいて保証者の義務を定め、この契約に別段の定めのあるほか、次のことを行う。

- 一 該国債権を証明し、該国債権が認められた本質、種類、額、不償還の条件その他を説明し、該契約に同意する。
- 二 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。
- 三 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

四 通則国債、通則国債、日本国債等は該通則者の二項に記載するものとし、かつ、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

五 この二項を該通則者の二項に記載するものとし、かつ、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

六 この二項を該通則者の二項に記載するものとし、かつ、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

七 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

八 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

九 この二項を該通則者の二項に記載するものとし、かつ、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

十 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

十一 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

五 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

六 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

七 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

八 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

九 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

十 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

十一 該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還し、該通則者の二項に記載する事項が誤りであるときは、該通則者を返還する。

12.11.11
十二 この工事の仕様、工期又は請負代金額の取扱いに関する事項を詳細に記述するもの。

十三 発注者から発注者へのこの契約の目的物の引渡しに付するもの。

(前條)

2 発注者又は受注者は、この工事について発注者、受注者間で通知、協議を行つた場合は、この契約に別段の定めのあるものを除き、原則として、通知は発注者を通じ、協議は発注者を通じて行ふ。

3 発注者は、監理業務の担当者の氏名及び担当業務を発注者に通知する。

4 発注者の承諾を得て監理者が監理業務の一部を第三者に委託するときは、発注者は、当該第三者の氏名又は名称及び当該第三者に担当業務を委託者に通知する。

(前條)

(監事代理人及び監理技術者等)

第十條 発注者は、工事現場における工事の指揮上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を定め、書面をもつてその氏名を発注者に通知する。また、監理技術者等(建設業法(昭和二十四年法律第四号)第二十六條第三項をたゞし再掲する者をいふ。以下同じ。)又は専門技術者(建設業法第二十六條の二に規定する技術者をいふ。以下同じ。)を定める場合、書面をもつてその氏名を発注者に通知する。

2 発注者は、専門技術者を定め、書面をもつてその氏名を発注者に通知する。

3 監事代理人は、この契約の履行に関し、工事現場の調査、取締りを行ふほか、次の各号に定める権限を除き、この契約に基づく発注者の一切

9
(前條)

(前條)

2 発注者は、この契約に基づく監理者からなる調査、検査、監理、協議、取締り、取締り等を定め、書面をもつて、監理者に通知する。

3 発注者又は発注者は、この取扱いに別段の定めのある場合は、工事について発注者、発注者との間で通知又は協議を行つた場合は、原則として、通知は発注者を通じ、協議は発注者を通じて行ふ。

4 発注者は、監理業務の担当者の氏名及び担当業務を発注者に通知する。

5 監理者から発注者の承諾を得て監理業務の一部を第三者に委託するときは、発注者は、当該第三者の氏名又は名称及び当該第三者に担当業務を委託者に通知する。

6 監理者の発注者に対する調査、検査、取締り等は、原則として書面によらる。

(監事代理人及び監理技術者等)

第十條 発注者は、工事現場における工事の指揮上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を定め、書面をもつてその氏名を発注者に通知する。また、専門技術者(建設業法(昭和二十四年法律第四号)第二十六條の二に規定する技術者をいふ。以下同じ。)を定める場合、書面をもつてその氏名を発注者に通知する。

2 発注者は、専門技術者を定め、書面をもつてその氏名を発注者に通知する。

3 監事代理人は、この契約の履行に関し、工事現場の調査、取締りを行ふほか、次の各号に定める権限を除き、この契約に基づく発注者の一切

の権限を行はざることとする。

一 請負代金額の取扱い

二 工期の取扱い

三 請負代金の請求又は取扱い

四 第十二条第一項の請求の取扱い

五 工事の中止、この契約の解除及び損害賠償の請求

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、自己の所有する権限のうち監事代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 監事代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者等又は主任技術者をいふ。第十二条において同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることとする。

(履行報告)

第十一條 発注者は、この契約の履行報告につき、設計図書に定めのあるときは、その定めるところにより発注者に報告しなければならない。

(工事関係者についての取扱い)

第十二條 発注者は、監理者の意見に基づく、発注者の監事代理人、監理技術者等、専門技術者及び従業員並びに請負者及びその作業員のうち、この工事の進捗又は管理について特に通知すべき事項があるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面をもつて、当該事項の取扱いに付するものとする。

2 発注者は、前条第三項に定められた事項又は同条第四項に定められた第三者の取扱いに付して通知せしめられたときは、発注者に対し、その理由を明示した書面をもつて、当該事項の取扱いに付するものとする。

3 発注者は、監理者の取扱いに付して通知せしめられたときは、発注者に対し、取扱いを申し立てるものとする。

の権限を行はざることとする。

一 請負代金額の取扱い

二 工期の取扱い

三 請負代金の請求又は取扱い

四 第十二条第一項の請求の取扱い

五 工事の中止、この契約の解除及び損害賠償の請求

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、自己の所有する権限のうち監事代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 監事代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者等又は主任技術者をいふ。第十二条において同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることとする。

(履行報告)

第十一條 発注者は、この契約の履行報告につき、設計図書に定めのあるときは、その定めるところにより発注者に報告しなければならない。

(工事関係者についての取扱い)

第十二條 発注者は、監理者の意見に基づく、発注者の監事代理人、監理技術者等、専門技術者及び従業員並びに請負者及びその作業員のうち、この工事の進捗又は管理について特に通知すべき事項があるときは、発注者に対し、その理由を明示した書面をもつて、当該事項の取扱いに付するものとする。

2 発注者は、前条第三項に定められた事項又は同条第四項に定められた第三者の取扱いに付して通知せしめられたときは、発注者に対し、その理由を明示した書面をもつて、当該事項の取扱いに付するものとする。

3 発注者は、監理者の取扱いに付して通知せしめられたときは、発注者に対し、取扱いを申し立てるものとする。

(工事材料及び建築設備の検査等)

第十三条 発注者は、設計図書において監理者の検査を受けて使用するものとして指定された工事材料又は建築設備の検査については、当該検査に合格したものを限り、設計図書に基づき試験を受けて使用するものとして指定された工事材料又は建築設備の検査については、当該試験に合格したものを限り使用する。

2 前項の検査又は試験に合格しない取用は、発注者の責任とする。ただし、設計図書に別段の定めのない検査又は試験が必要と認められる場合には、これらを行つたときは、当該検査又は試験に及ぶ費用及び特別に及ぶ費用は、発注者の負担とする。

3 検査又は試験に合格しなかつた工事材料又は建築設備の検査は、発注者の責任においてこれを引き取る。

4 工事材料又は建築設備の検査の品名については、設計図書に定められているとする。設計図書にその品名が明示されていないものがあるときは、中身の品名のものをとする。

5 発注者は、工事現場に搬入した工事材料又は建築設備の検査を工事現場外に行ふときは、発注者（発注者がこの項の業務を監理者に委託した場合は、監理者）の承認を受ける。

6 監理者（発注者がこの項の業務を監理者に委託した場合は、監理者）は、施工現場について明らかに検査できないと認められるものがあるときは、発注者に對してその交換を求めらるゝこととなる。

(文書材料及び貨物)

第十四条 発注者が支給する工事材料若しくは建築設備の機軸（以下これを「支給材料」といふ。）又は貨物等は、発注者の責任と責任であるかじめ検査又は試験に合格したものをとする。

2 発注者は、前項の検査又は試験の結果について取替があるときは、発注者に對して、その理由を述べてその再検査又は再試験を求めらるゝこととなる。

3 発注者は、支給材料又は貨物の引渡しを受けた後、種類、品名又は

(工事材料及び建築設備の検査等)

第十三条 発注者は、設計図書において監理者の検査を受けて使用するものとして指定された工事材料又は建築設備の検査については、当該検査に合格したものを限り、設計図書に基づき試験を受けて使用するものとして指定された工事材料又は建築設備の検査については、当該試験に合格したものを限り使用する。

2 前項の検査又は試験に合格しない取用は、発注者の責任とする。ただし、設計図書に別段の定めのない検査又は試験が必要と認められる場合には、これらを行つたときは、当該検査又は試験に及ぶ費用及び特別に及ぶ費用は、発注者の負担とする。

3 検査又は試験に合格しなかつた工事材料又は建築設備の検査は、発注者の責任においてこれを引き取る。

4 工事材料又は建築設備の検査の品名については、設計図書に定められているとする。設計図書にその品名が明示されていないものがあるときは、中身の品名のものをとする。

5 発注者は、工事現場に搬入した工事材料又は建築設備の検査を工事現場外に行ふときは、監理者の承認を受ける。

6 監理者は、施工現場について明らかに検査できないと認められるものがあるときは、発注者に對してその交換を求めらるゝこととなる。

(文書材料及び貨物)

第十四条 発注者が支給する工事材料若しくは建築設備の機軸（以下これを「支給材料」といふ。）又は貨物等は、発注者の責任と責任であるかじめ検査又は試験に合格したものをとする。

2 発注者は、前項の検査又は試験の結果について取替があるときは、発注者に對して、その理由を述べてその再検査又は再試験を求めらるゝこととなる。

3 発注者は、支給材料又は貨物の引渡しを受けた後、前項の検査又は

試験に關してこの契約の目的に適合しないこと（前二項の検査又は試験により認められた工事材料若しくは機軸（以下これを「支給材料」といふ。）等が明らかになつたとき、これを取替するに及ぶ費用を要しない限り）と認められる理由があるときは、直ちにその旨を発注者（発注者が前二項の検査又は試験を監理者に委託した場合は、監理者）に通知し、その取替を求めらるゝ。

4 支給材料又は貨物の取替期日は工程表によるものとし、その取替場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。

5 発注者は、支給材料又は貨物について、種別を管理することの義務をもち、検査し、使用する。

6 支給材料の使用法について、設計図書に別段の定めのないときは、発注者（発注者がこの項の業務を監理者に委託した場合は、監理者）の指示による。

7 不用となつた支給材料（破損を含む、有償支給材料を除く。）又は使用済の貨物の運送場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。

(監理者の立会い及び工事取替の検査)

第十五条 発注者は、設計図書に監理者の立会いの工事（以下「発注者等」といふ。）の立会いの工事を行うことが定められた工事を行うときは、監理者に通知する。

2 発注者は、監理者等の指示があつたときは、前項の規定にかかわらず、監理者等の立会いなく施工することとなる。この場合、発注者は、工事取替等の記録を準備して監理者等に提出する。

(設計、施工条件の取替、取替等)

第十六条 発注者は、次の各号のいずれかに該当することを察見したときは、直ちに書面をもちて監理者に通知する。

一 図面若しくは仕様書の要求が明確でないこと又は図面と仕様書とが矛盾、誤謬又は困難があること。

二 工事現場の状況、地質、湧水、施工上の制約等について、設計図書

は試験により取替するに及ぶ費用を要しない限り）と認められる理由があるときは、直ちにその旨を発注者（発注者が前二項の検査又は試験を監理者に委託した場合は、監理者）に通知し、その取替を求めらるゝ。

4 支給材料又は貨物の取替期日は工程表によるものとし、その取替場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。

5 発注者は、支給材料又は貨物について、種別を管理することの義務をもち、検査し、使用する。

6 支給材料の使用法について、設計図書に別段の定めのないときは、監理者の指示による。

7 不用となつた支給材料（破損を含む、有償支給材料を除く。）又は使用済の貨物の運送場所は、設計図書に別段の定めのないときは工事現場とする。

(監理者の立会い及び工事取替の検査)

第十五条 発注者は、設計図書に監理者の立会いの工事を行うことが定められた工事を行うときは、監理者に通知する。

2 発注者は、監理者の指示があつたときは、前項の規定にかかわらず、監理者の立会いなく施工することとなる。この場合、発注者は、工事取替等の記録を準備して監理者に提出する。

(設計、施工条件の取替、取替等)

第十六条 発注者は、次の各号のいずれかに該当することを察見したときは、直ちに書面をもちて監理者に通知する。

一 図面若しくは仕様書の要求が明確でないこと又は図面と仕様書とが矛盾、誤謬又は困難があること。

二 工事現場の状況、地質、湧水、施工上の制約等について、設計図書

に示された施工条件が実際に相違すること。

三 工事現場において、土壌汚染、地中埋設物の発見、埋蔵文化財の発掘その他施工の支障となる事項が生じたときは、発注者は、その旨を速に発注者に通知する。

2 発注者は、図面若しくは仕様書又は監理者の指示により施工することとなり、発注者が、直ちに書面をもって発注者に通知する。

3 発注者は、前二項の通知を受けたときは、自ら第一取合書のいずれかに記載するよう発注し、直ちに書面をもって発注者に報告し、指示を受ける。

4 前項の場合、発注者及び発注者は、相手方に就き、公取と認められる工種の取合又は取合金額の取合を求めなければならない。

(図面及び仕様書に適合しない施工)

第十七条 施工については、図面及び仕様書のとおりに実施されていない部分があるとき、発注者は、監理者の指示により、発注者は、その費用を負担して速やかに対応し、又は改善する。このために発注者は、工期の延長を求めない。

2 発注者は、図面及び仕様書のとおりに実施されていない部分のある施工については、公取と認められる相当の理由があるときは、その理由を発注者に通知し、公取を撤回し、又は改善する。

3 前項の取合検査の結果、図面及び仕様書のとおりに実施されていないと認められる場合は、取合検査に要する費用は発注者の負担とする。また、図面及び仕様書のとおりに実施されていないと認められる場合は、取合検査及びその復旧に要する費用は発注者の負担とし、発注者は、発注者に対し、その理由を明示し、公取と認められる工期の延長を請求する。

4 次の各号のいずれかの場合に生じた図面及び仕様書のとおりに実施さ

に示された施工条件が実際に相違すること。

三 工事現場において、土壌汚染、地中埋設物の発見、埋蔵文化財の発掘その他施工の支障となる事項が生じたときは、発注者は、その旨を速に発注者に通知する。

2 発注者は、図面若しくは仕様書又は監理者の指示により施工することとなり、発注者が、直ちに書面をもって発注者に通知する。

3 発注者は、前二項の通知を受けたときは、自ら第一取合書のいずれかに記載するよう発注し、直ちに書面をもって発注者に報告し、指示を受ける。

4 前項の場合、発注者及び発注者は、相手方に就き、公取と認められる工種の取合又は取合金額の取合を求めなければならない。

(図面及び仕様書に適合しない施工)

第十七条 施工については、図面及び仕様書のとおりに実施されていない部分があるとき、発注者は、監理者の指示により、発注者は、その費用を負担して速やかに対応し、又は改善する。このために発注者は、工期の延長を求めない。

2 発注者は、図面及び仕様書のとおりに実施されていない部分のある施工については、公取と認められる相当の理由があるときは、その理由を発注者に通知し、監理者の書面による同意を得、公取を撤回し、又は改善する。

3 前項の取合検査の結果、図面及び仕様書のとおりに実施されていないと認められる場合は、取合検査に要する費用は発注者の負担とする。また、図面及び仕様書のとおりに実施されていないと認められる場合は、取合検査及びその復旧に要する費用は発注者の負担とし、発注者は、発注者に対し、その理由を明示し、公取と認められる工期の延長を請求する。

4 次の各号のいずれかの場合に生じた図面及び仕様書のとおりに実施さ

れていないと認められる施工については、発注者は、その取合を負担しない。

一 取合検査等の指示による場合。

二 取合検査、発注者、図面及び仕様書に指定された工事材料若しくは建築設備の性能又は図面及び仕様書に指定された施工方法による場合。

三 第十三条第一項又は第十四条第一項の検査又は試験に合格した工事材料又は建築設備の性能による場合。

四 その他施工について発注者又は監理者の取合に準ずる事由による場合。

5 前項の規定にかかわらず、施工について発注者の取合又は重大な過失による場合は、発注者はその過失を自ら負うものとする。ただし、発注者がその過失を自ら負うものとするときは、発注者は、その取合を認めない。ただし、発注者がその過失を自ら負うものとするときは、発注者は、その取合を認めない。

6 発注者は、監理者から工事を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちにその理由を書面にて発注者に報告しなければならない。

(取合の防止)

第十八条 発注者は、工事の取合を防止し、自己の費用で、この取合の目的物、工事材料、建築設備の性能又は取合する工作物若しくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書及び関係法令に基づき、工事と取合に相違した取合を処置する。

2 この取合の目的物に近接する工作物の取合又はこれに近接する取合で、発注者、発注者及び監理者が協議して、前項の取合の範囲を超え、取合に含むこととなり、発注者は、その費用を負担する。

3 発注者は、取合防止のため他に必要と認めるときは、あらかじめ監理者の意見を求め、取合の処置を受ける。ただし、急を要するときは、

れていないと認められる施工については、発注者は、その取合を負担しない。

一 発注者又は監理者の指示による場合。

二 取合検査、発注者、図面及び仕様書に指定された工事材料若しくは建築設備の性能又は図面及び仕様書に指定された施工方法による場合。

三 第十三条第一項又は第十四条第一項の検査又は試験に合格した工事材料又は建築設備の性能による場合。

四 その他施工について発注者又は監理者の取合に準ずる事由による場合。

5 前項の規定にかかわらず、施工について発注者の取合又は重大な過失による場合は、発注者はその過失を自ら負うものとする。ただし、発注者がその過失を自ら負うものとするときは、発注者は、その取合を認めない。ただし、発注者がその過失を自ら負うものとするときは、発注者は、その取合を認めない。

6 発注者は、監理者から工事を設計図書のとおりに実施するよう求められた場合において、これに従わない理由があるときは、直ちにその理由を書面にて発注者に報告しなければならない。

(取合の防止)

第十八条 発注者は、工事の取合を防止し、自己の費用で、この取合の目的物、工事材料、建築設備の性能又は取合する工作物若しくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書及び関係法令に基づき、工事と取合に相違した取合を処置する。

2 この取合の目的物に近接する工作物の取合又はこれに近接する取合で、発注者、発注者及び監理者が協議して、前項の取合の範囲を超え、取合に含むこととなり、発注者は、その費用を負担する。

3 発注者は、取合防止のため他に必要と認めるときは、あらかじめ監理者の意見を求め、取合の処置を受ける。ただし、急を要するときは、

処置をした後、発注者等に通知する。

4 発注者等が公差と認められた機器の処置を求めたときは、発注者は、直ちにこれに答える。

5 前二項の処置に致した費用のうち、賠償代金額に含むことが適当でないと思われるものの費用は発注者の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第十九条 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、施工について発注者が善良な管理者としての注意を払つておらずに生じた損害、瑕疵、損傷、地盤沈下、地下水の湧出等の事由により第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する。

3 前二項の場合その他施工について第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者がその処理解決に当たる。ただし、発注者だけで解決し難いときは、発注者は、発注者に協力する。

4 この契約の目的物に及ぼす日照障害、風害、煙霧障害その他発注者の責めに帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき又は損害を第三者に与えたときは、発注者がその処理解決に当たり、必要があるときは、発注者は、発注者に協力する。この場合に於いて、第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する。

5 第一項ただし書又は前二項の場合において、発注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工費の増減を請求することができ、

(施工一般の損害)

第二十条 工事の完成引渡しまでに、この契約の目的物、工事材料、建築設備の機器、支線材料、貨物品その他施工一般について生じた損害は、

発注者等に通知する。

4 発注者又は監理者が公差と認められた機器の処置を求めたときは、発注者は、直ちにこれに答える。

5 前二項の処置に致した費用の負担については、発注者、発注者及び監理者が協議して、賠償代金額に含むことが適当でないと思われるものの費用は発注者の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第十九条 施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、施工について発注者が善良な管理者としての注意を払つておらずに生じた損害、瑕疵、損傷、地盤沈下、地下水の湧出等の事由により第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する。

3 前二項の場合その他施工について第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者がその処理解決に当たる。ただし、発注者だけで解決し難いときは、発注者は、発注者に協力する。

4 この契約の目的物に及ぼす日照障害、風害、煙霧障害その他発注者の責めに帰すべき事由により、第三者との間に紛争が生じたとき又は損害を第三者に与えたときは、発注者がその処理解決に当たり、必要があるときは、発注者は、発注者に協力する。この場合に於いて、第三者に与えた損害を補償するときは、発注者がこれを負担する。

5 第一項ただし書又は前二項の場合において、発注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工費の増減を請求することができ、

(施工一般の損害)

第二十条 工事の完成引渡しまでに、この契約の目的物、工事材料、建築設備の機器、支線材料、貨物品その他施工一般について生じた損害は、

発注者の負担とし、工期は延長しない。

2 前項の損害のうち、次の各号のいずれかの場合に生じたものは、発注者の負担とし、発注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求め、ることができる。

- 一 発注者の都合によつて、発注者が着手期日までに工事に着手できなかったとき又は発注者が工事を繰返して遅くは中止したとき。
- 二 支線材料又は貨物品の取扱いが遅れたため、発注者が工事の着手又は中止をしたとき。
- 三 前払又は部分払が遅れたため、発注者が工事に着手せず、又は工事を中止したとき。
- 四 その他発注者等の責めに帰すべき事由によること。

(不可抗力による損害)

第二十一条 天災その他自然的又は人的な事故であつて、発注者又は発注者のいずれにもその責めを帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器（支線材料を含む。）又は施工用機器について損害が生じたときは、発注者は、事故発生後遅くかはその内容を発注者に通知する。

2 前項の規定について、発注者及び発注者が協議して重大なものと認め、かつ、発注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。

3 火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の発注者の負担額から控除する。

(損害控除)

第二十二条 発注者は、工事中、工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器等に火災保険又は建設工事保険を付し、それらの証券の手しを発注者に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても、同様とする。

発注者の負担とし、工期は延長しない。

2 前項の損害のうち、次の各号のいずれかの場合に生じたものは、発注者の負担とし、発注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求め、ることができる。

- 一 発注者の都合によつて、発注者が着手期日までに工事に着手できなかったとき又は発注者が工事を繰返して遅くは中止したとき。
- 二 支線材料又は貨物品の取扱いが遅れたため、発注者が工事の着手又は中止をしたとき。
- 三 前払又は部分払が遅れたため、発注者が工事に着手せず、又は工事を中止したとき。
- 四 その他発注者又は監理者の責めに帰すべき事由によること。

(不可抗力による損害)

第二十一条 天災その他自然的又は人的な事故であつて、発注者又は発注者のいずれにもその責めを帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器（支線材料を含む。）又は施工用機器について損害が生じたときは、発注者は、事故発生後遅くかはその内容を発注者に通知する。

2 前項の規定について、発注者、発注者及び監理者が協議して重大なものと認め、かつ、発注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。

3 火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の発注者の負担額から控除する。

(損害控除)

第二十二条 発注者は、工事中、工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器等に火災保険又は建設工事保険を付し、それらの証券の手しを発注者に提出する。設計図書に定められたその他の損害保険についても、同様とする。

2 発注者は、この契約の目的物又は工事材料、建設設備の機能等に前項の規定による保険以外の保険を付したときは、遅やかにその旨を発注者に通知する。

(完成及び修繕)

第二十三条 発注者は、工事を完了したときは、設計図書のとおりに完成されていることを確認し、発注者に対し、修繕（発注者が仕入るを監理者に委託した場合は、監理者が仕入るものに行う修繕）を要する。

2 修繕に合致しないときは、発注者は、工期又は監理者の指定する期間内に、修繕し、又は改修して発注者に対し、修繕（発注者が仕入るを監理者に委託した場合は、監理者が仕入るものに行う修繕）を要する。

3 発注者は、工期又は設計図書の指定する期間内に、仮設物の取扱い、撤去等々の処置を行う。ただし、処置の方法について監理者（発注者が）の項の業務を監理者に委託した場合は、監理者の指示があるときは、当該指示に従って処置する。

4 前項の処置が完了するまでに発生した、修繕しても正当な理由がなく行われなければならないときは、発注者（発注者がこの項の業務を監理者に委託した場合は、監理者）が、代わってこれを行い、その費用を発注者に請求するものとする。

(指定修繕)

第二十四条 前条の規定にかかわらず、発注者は、指定修繕（建設標準法（昭和二十五法律第百一十号）第七条から第七条の四までに規定する修繕その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機器による修繕のうち、発注者が申請することとなるものをいう。以下同じ。）に先立ち適切な時期に、工事の内容が設計図書のとおりに実施されていることを確認し、発注者に対し、修繕（発注者が仕入るを監理者に委託した場合は、監理者が仕入るものに行う修繕）を要する。

2 前項の修繕に合致しないときは、発注者は、工期又は監理者の指定

2 発注者は、この契約の目的物又は工事材料、建設設備の機能等に前項の規定による保険以外の保険を付したときは、遅やかにその旨を発注者に通知する。

(完成及び修繕)

第二十三条 発注者は、工事を完了したときは、設計図書のとおりに完成されていることを確認し、監理者に修繕を要する。監理者は、遅やかにその旨に発注者の注意し、発注者に対し、修繕（発注者が仕入るを監理者に委託した場合は、監理者が仕入るものに行う修繕）を要する。

2 修繕に合致しないときは、発注者は、工期又は監理者の指定する期間内に、修繕し、又は改修して監理者の修繕を要する。

3 発注者は、工期又は監理者の指定する期間内に、仮設物の取扱い、撤去等々の処置を行う。ただし、処置の方法について監理者の指示があるときは、当該指示に従って処置する。

4 前項の処置が完了するまでに発生した、修繕しても正当な理由がなく行われなければならないときは、発注者が、代わってこれを行い、その費用を発注者に請求するものとする。

(指定修繕)

第二十四条 前条の規定にかかわらず、発注者は、指定修繕（建設標準法（昭和二十五法律第百一十号）第七条から第七条の四までに規定する修繕その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機器による修繕のうち、発注者が申請することとなるものをいう。以下同じ。）に先立ち適切な時期に、工事の内容が設計図書のとおりに実施されていることを確認し、監理者に対し、修繕（発注者が仕入るを監理者に委託した場合は、監理者が仕入るものに行う修繕）を要する。

2 前項の修繕に合致しないときは、発注者は、工期又は監理者の指定

する期間内に、修繕し、又は改修して監理者の修繕を要する。

3 発注者（発注者が仕入るを監理者に委託した場合は、監理者）及び発注者は、指定修繕には含まれない。この場合において、発注者は、必要となる。

4 指定修繕に合致しないときは、発注者は、修繕、改修その他必要な処置を行い、その後については、前三項の規定を適用する。

5 第二項及び前項の規定にかかわらず、前定修繕に合致しないが原因が発注者の責めに帰することとなる事由によるときは、必要修繕内容につき、発注者及び発注者が協議して定める。

6 発注者は、発注者に対し、前項の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して修繕を要せられる工期の延長又は請負代金の増収を要求することができる。

(その他の修繕)

第二十五条 発注者は、前二条に定めるほか、設計図書に発注者又は監理者の修繕を要するに規定されているときは、当該修繕に先立ち、工事の内容が設計図書のとおりに実施されていることを確認し、発注者又は監理者に通知し、発注者又は監理者は、遅やかに発注者の注意し、発注者に対し、修繕を要する。

2 前項の修繕に合致しないときは、発注者は、遅やかに修繕し、又は改修し、監理者等の修繕を要する。

(部分使用)

第二十六条 工事中におけるこの契約の目的物の一部の発注者による使用（以下「部分使用」という。）については、取壊書及び設計図書の定めるところによる。取壊書及び設計図書に取壊の定めのない場合、発注者は、部分使用に関する監理者の技術的審査を受けた後、工期の延長及び請負代金の増収に関する発注者との事前協議を経て、発注者の同意

する期間内に、修繕し、又は改修して監理者の修繕を要する。

3 発注者（発注者が仕入るを監理者に委託した場合は、監理者）及び発注者は、指定修繕には含まれない。この場合において、発注者は、必要となる。

4 指定修繕に合致しないときは、発注者は、修繕、改修その他必要な処置を行い、その後については、前三項の規定を適用する。

5 第二項及び前項の規定にかかわらず、前定修繕に合致しないが原因が発注者の責めに帰することとなる事由によるときは、必要修繕内容につき、発注者、発注者及び監理者が協議して定める。

6 発注者は、発注者に対し、前項の協議で定められた処置の内容に応じて、その理由を明示して修繕を要せられる工期の延長又は請負代金の増収を要求することができる。

(その他の修繕)

第二十五条 発注者は、前二条に定めるほか、設計図書に発注者又は監理者の修繕を要するに規定されているときは、当該修繕に先立ち、工事の内容が設計図書のとおりに実施されていることを確認し、発注者又は監理者に通知し、発注者又は監理者は、遅やかに発注者の注意し、発注者に対し、修繕を要する。

2 前項の修繕に合致しないときは、発注者は、遅やかに修繕し、又は改修し、監理者又は監理者の修繕を要する。

(部分使用)

第二十六条 工事中におけるこの契約の目的物の一部の発注者による使用（以下「部分使用」という。）については、取壊書及び設計図書の定めるところによる。取壊書及び設計図書に取壊の定めのない場合、発注者は、部分使用に関する監理者の技術的審査を受けた後、工期の延長及び請負代金の増収に関する発注者との事前協議を経て、発注者の同意

- による同意を得なければならない。
- 2 発注者は、部分使用をする場合は、受注者の指示に従って使用しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の指示に違反し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 4 部分使用につき、法令に基づいて必要となる手続（以下この項において「手続」という。）は、発注者（発注者が手続を監理者に委託した場合は、監理者）が行い、受注者は、これに協力する。また、手続に要する費用は、発注者の負担とする。

(部分引渡し)

- 第二十七条 工事の完成に先立つこの契約の目的物の一部の発注者への引渡し（以下「部分引渡し」という。）については、契約書及び設計図書の内容をもちきり、契約書及び設計図面に別段の定めのない場合は、発注者は、部分引渡しに關して監理者の技術的審査を受け、部分引渡しを受ける部分（以下「引渡し部分」という。）に相當する積算金額（以下「引渡し部分相当額」という。）の決定に關する受注者との事前協議を経た上、受注者の書面による同意を得なければならない。
- 2 発注者は、引渡し部分の工事が完了したときは、設計図書のとおりに実施していることを確認し、瑕疵にない、瑕疵（発注者が立会い、監理者に委託した場合は、監理者立会いのもとに行う検査）を求める。
 - 3 前項の検査に合格しないときは、発注者は、瑕疵を是正し、又は改善して瑕疵に対処し、瑕疵（発注者が立会い、監理者に委託した場合は、監理者立会いのもとに行う検査）を求める。
 - 4 引渡し部分の工事が前二項の検査に合格したときは、発注者は、引渡し部分相当額全額の支払いを完了すると同時に、その引渡しを受けることができる。
 - 5 部分引渡しにつき、法令に基づいて必要となる手続（以下この項において「手続」という。）は、発注者（発注者が手続を監理者に委託した場合は、監理者）が行い、受注者は、これに協力する。また、手続に要する費用は、発注者の負担とする。

- による同意を得なければならない。
- 2 発注者は、部分使用をする場合は、受注者の指示に従って使用しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の指示に違反し、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 4 部分使用につき、法令に基づいて必要となる手続（以下この項において「手続」という。）は、発注者（発注者が手続を監理者に委託した場合は、監理者）が行い、受注者は、これに協力する。また、手続に要する費用は、発注者の負担とする。

(部分引渡し)

- 第二十七条 工事の完成に先立つこの契約の目的物の一部の発注者への引渡し（以下「部分引渡し」という。）については、契約書及び設計図書の内容をもちきり、契約書及び設計図面に別段の定めのない場合は、発注者は、部分引渡しに關する監理者の技術的審査を受け、部分引渡しを受ける部分（以下「引渡し部分」という。）に相當する積算金額（以下「引渡し部分相当額」という。）の決定に關する受注者との事前協議を経た上、受注者の書面による同意を得なければならない。
- 2 発注者は、引渡し部分の工事が完了したときは、設計図書のとおりに実施していることを確認し、瑕疵にない、瑕疵（発注者が立会い、監理者に委託した場合は、監理者立会いのもとに行う検査）を求める。
 - 3 前項の検査に合格しないときは、発注者は、瑕疵を是正し、又は改善して瑕疵に対処し、瑕疵（発注者が立会い、監理者に委託した場合は、監理者立会いのもとに行う検査）を求める。
 - 4 引渡し部分の工事が前二項の検査に合格したときは、発注者は、引渡し部分相当額全額の支払いを完了すると同時に、その引渡しを受けることができる。
 - 5 部分引渡しにつき、法令に基づいて必要となる手続（以下この項において「手続」という。）は、発注者（発注者が手続を監理者に委託した場合は、監理者）が行い、受注者は、これに協力する。また、手続に要する費用は、発注者の負担とする。

する費用は、発注者の負担とする。

(請求及び支払い)

- 第二十八条 第二十三条第一項又は第二項の検査に合格したときは、契約書に別段の定めのある場合を除き、発注者は、受注者にこの契約の目的物を引き渡し、同時に、発注者は、受注者に積算金額の支払いを完了する。
- 2 発注者は、契約書に定めるところにより、工事の完成前に部分払を請求することができる。この場合、出来払いとするときは、発注者の請求額は契約書に別段の定めのある場合を除き、監理者の検査に合格した工事の出来形部分並びに検査済の工事材料及び建築設備の構築に対する積算金額相当額の十分の九に相當する額とする。
 - 3 発注者が前項の出来払いの支払いを求めるときは、その額について監理者の審査を経た上、支払請求権期日までに発注者に請求する。
 - 4 前項を受けているときは、第二項の出来払いの請求額は、次の式によって算出する。
請求額 = 第二項による金額 × [(積算金額 - 前払金額) / 積算金額]
 - 5 発注者が第一項の引渡しを受けることを拒否し、又は引渡しを受けることができない場合は、発注者は、引渡しを申し出たときからその引渡しを受けるまで、自己の危険に供するものとして引渡しをせよと、その物を確保しなければならない。
 - 6 前項の場合に於いて、発注者が自己の危険に供するものとして引渡しをもちて監理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた瑕疵及び瑕疵が監理のために特に取した費用は、発注者の負担とする。

(新しく編入工事の禁止)

第二十九条 発注者は、工事の取りやめをするときは、取りやめの工事を別段工事と見做すため、通常必要と認められる期間において新しく編入期間として見做す。

する費用は、発注者の負担とする。

(請求及び支払い)

- 第二十八条 第二十三条第一項又は第二項の検査に合格したときは、契約書に別段の定めのある場合を除き、発注者は、受注者にこの契約の目的物を引き渡し、同時に、発注者は、受注者に積算金額の支払いを完了する。
- 2 発注者は、契約書に定めるところにより、工事の完成前に部分払を請求することができる。この場合、出来払いとするときは、発注者の請求額は契約書に別段の定めのある場合を除き、監理者の検査に合格した工事の出来形部分並びに検査済の工事材料及び建築設備の構築に対する積算金額相当額の十分の九に相當する額とする。
 - 3 発注者が前項の出来払いの支払いを求めるときは、その額について監理者の審査を経た上、支払請求権期日までに発注者に請求する。
 - 4 前項を受けているときは、第二項の出来払いの請求額は、次の式によって算出する。
請求額 = 第二項による金額 × [(積算金額 - 前払金額) / 積算金額]
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(工事又は工期の変更)

- 第三十条 発注者は、必要があると思われる場合、工事を追加し、又は変更するることができる。
- 2 発注者は、必要があると思われる場合、発注者により工事の変更を求めることができる。
- 3 発注者は、発注者に対し、工事内容の変更及び当該変更に伴う請負代金の増減額を提示することができる。この場合、発注者は、発注者との協議の上、発注者の同意による承諾を得た場合には、工事の内容を変更することができる。
- 4 第一項又は第二項により、発注者が発注者に報酬を及ぼしたときは、発注者は、発注者に対しその補償を求めることができる。
- 5 発注者は、この契約に別段の定めがあるほか、工事の追加又は変更、不可抗力、原簿工事の遅滞、近隣住民との紛争その他正当な理由があるときは、発注者に対し、その理由を明示して、発注と認められる工期の変更を請求することができる。

(請負代金額の変更)

- 第三十一条 発注者又は発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、その理由を明示して発注と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
- 一 工事の追加又は変更があったとき。
 - 二 工期の変更があったとき。
 - 三 第三十条の規定に基づき発注者との協議に基づき追加費用が生じたとき。
 - 四 支給材料又は賃金品について、品目、数量、支給時期、支給場所又は支払条件の変更があったとき。
 - 五 契約期間内に予想するよりも少ない法令の制定若しくは改定又は発注者の滞り等によって、請負代金額が明らかに適当でないと思われるとき。

(工事又は工期の変更)

- 第三十一条 発注者は、必要があると思われる場合、工事を追加し、又は変更するることができる。
- 2 発注者は、必要があると思われる場合、発注者により工事の変更を求めることができる。
- 3 発注者は、発注者に対し、工事内容の変更及び当該変更に伴う請負代金の増減額を提示することができる。この場合、発注者は、発注者及び関係者との協議の上、発注者の同意による承諾を得た場合には、工事の内容を変更することができる。
- 4 第一項又は第二項により、発注者が発注者に報酬を及ぼしたときは、発注者は、発注者に対しその補償を求めることができる。
- 5 発注者は、この契約に別段の定めがあるほか、工事の追加又は変更、不可抗力、原簿工事の遅滞、近隣住民との紛争その他正当な理由があるときは、発注者に対し、その理由を明示して、発注と認められる工期の変更を請求することができる。

(請負代金額の変更)

- 第三十一条 発注者又は発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、その理由を明示して発注と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
- 一 工事の追加又は変更があったとき。
 - 二 工期の変更があったとき。
 - 三 第三十条の規定に基づき発注者との協議に基づき追加費用が生じたとき。
 - 四 支給材料又は賃金品について、品目、数量、支給時期、支給場所又は支払条件の変更があったとき。
 - 五 契約期間内に予想するよりも少ない法令の制定若しくは改定又は発注者の滞り等によって、請負代金額が明らかに適当でないと思われるとき。

- 六 工期にわたる契約で、法令の制定若しくは改定又は発注者滞り等によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金額が適当でないと思われるとき。
- 七 中止した工事又は改定を受けた工事を履行する機会において、請負代金額が明らかに適当でないと思われるとき。
- 2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については発注者の滞り等を受けた請負代金の原簿の単価により、増加部分については単価とする。

(契約長短金取立)

- 第三十二条 発注者は、前条を踏まえ、工事開始前又は請負に關し、契約の長短金取立ならびに(以下「長短金取立」という。)に於ては、発注者に対し、積戻をせよと、原簿の単価又は改定後の単価に基き、発注者の滞り等による増減額を請求するものとする。ただし、その滞り等の増減額の徴収を受ける場合は、発注者は、発注者の滞り等の増減額を請求するものとする。
- 2 前項の場合に於いて、発注者は、発注者に長短金取立を請求するものとするときは、発注者に積戻した長短金取立の増減額による滞り等の増減額を請求するものとする。
- 3 第一項の場合に於いて、発注者は、発注者に積戻をせよと、積戻をせよと、滞り等の増減額を請求するものとするときは、発注者は、発注者に積戻した長短金取立の増減額による滞り等の増減額を請求するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、積戻をしないものとする。
- 一 滞り等の増減額が長短金取立の滞り等による滞り等の増減額を超過する滞り等の増減額を請求したとき。
 - 二 工事開始前の滞り等又は滞り等の増減額が長短金取立の滞り等の増減額を超過する滞り等の増減額を請求したとき。
 - 三 工事開始前の滞り等又は滞り等の増減額が長短金取立の滞り等の増減額を超過する滞り等の増減額を請求したとき。

- 六 工期にわたる契約で、法令の制定若しくは改定又は発注者滞り等によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金額が適当でないと思われるとき。
- 七 中止した工事又は改定を受けた工事を履行する機会において、請負代金額が明らかに適当でないと思われるとき。
- 2 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については発注者の滞り等を受けた請負代金の原簿の単価により、増加部分については単価とする。

(滞りの意味)

第三十二条 一の契約の目的が、工事の遅延であるときは、発注者は、発注者に対し、滞りの滞り等を求め、その滞りの滞り等がある、又は滞り等が重なり、かつ、その滞り等による滞り等の増減額を請求するものとする。発注者は、滞り等を求めるものとする。

(新設)

(新設)

四 第三号は竣工の命令の恩赦、発注者がこの恩恵に足る理由を以てし、履行の遅延を致したる又はなからざる期間に於てあるとき。

(発注者の中止権及び解除権)

第三十三条 発注者は、工事の完成するまでの間に、必要があるときは、任意をもって発注者を知りて工事を中止し、又はこの契約を解除する権利を有する。この場合において、発注者は、これによりて生じた発注者の損害を賠償する。

- 2 発注者は、任意をもって発注者に通知して、前項で中止された工事を再開せよとすることができる。
- 3 第一項により中止された工事が再開された場合、発注者は、発注者に対し、その理由を明示して、必要と認められる工期の遅延を請求する権利を有する。
- 4 第一項又は第二項に規定する手続がとられた場合、発注者は任意をもって監理者に通知し、前項の請求が行われた場合、発注者は任意をもって監理者に通知する。

(発注者の中止権及び遅延による解除権)

第三十四条 発注者は、次の条項のいずれかに該当するときは、任意をもって発注者に通知して工事を中止し、又は前項の権限を定めたる履行の遅延を理由として発注者に通知してこの契約を解除する権利を有する。ただし、その期間を満了した後に生じた遅延の不備は、この契約及び取付工事の社会利益に照らして許容されるべきであり、この恩恵に属しない。

一 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき又は遅延の報告をしなかったとき。

二 発注者が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(発注者の中止権及び解除権)

第三十四条 発注者は、必要があるときは、任意をもって発注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除する権利を有する。この場合、発注者は、これによりて生じた発注者の損害を賠償する。

- 2 発注者は、任意をもって発注者に通知して、前二項で中止された工事を再開せよとすることができる。
- 3 第一項により中止された工事が再開された場合、発注者は、発注者に対し、その理由を明示して、必要と認められる工期の遅延を請求する権利を有する。
- 4 第一項から第三項までに規定するいずれかの手続がとられた場合、発注者は任意をもって監理者に通知し、前項の請求が行われた場合、発注者は任意をもって監理者に通知する。

(発注者の中止権及び解除権)

第三十四条 発注者は、次の条項のいずれかに該当するときは、任意をもって発注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除する権利を有する。ただし、その期間を満了した後に生じた遅延の不備は、この契約及び取付工事の社会利益に照らして許容されるべきであり、この恩恵に属しない。

一 発注者が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工事が正当な理由なく工程表より著しく遅れ、工期内又は期間後発注者期間内に、発注者が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 発注者が第五十一条第一項の規定に違反したとき。

五 発注者が正当な理由なく、第三十二條第一項の履行の遅延を拒否したとき。

六 前条各号に掲げる場合のほか、発注者がこの契約に違反したとき。

- 2 発注者は、任意をもって発注者に通知して、前項で中止された工事を再開せよとすることができる。
- 3 前二項に規定する手続がとられた場合、発注者は任意をもって監理者に通知する。

(発注者の遅延による解除権)

第三十五条 発注者は、次の条項のいずれかに該当するときは、任意をもって発注者に通知して、自らはこの契約を解除する権利を有する。

一 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき。

二 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき、遅延により発注者の利益に著しい損害が生じたとき。

三 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき、遅延により発注者の利益に著しい損害が生じたとき。

四 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき、遅延により発注者の利益に著しい損害が生じたとき。

五 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき、遅延により発注者の利益に著しい損害が生じたとき。

六 資金不足による手続又は小切手の不渡りを出した等発注者が支払いを

一 工事が正当な理由なく工程表より著しく遅れ、工期内又は期間後発注者期間内に、発注者が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

三 発注者が第五十一条又は第五十二条第一項の規定に違反したとき。

四 第三号の恩恵、発注者がこの恩恵に属しないとき、この恩恵に属しないとき、この恩恵に属しないとき。

- 2 発注者は、任意をもって発注者に通知して、前二項で中止された工事を再開せよとすることができる。
- 3 第一項から第三項までに規定するいずれかの手続がとられた場合、発注者は任意をもって監理者に通知し、前項の請求が行われた場合、発注者は任意をもって監理者に通知する。

(発注者の中止権及び解除権)

第三十五条 発注者は、次の条項のいずれかに該当するときは、任意をもって発注者に通知して、自らはこの契約を解除する権利を有する。

三 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき、遅延により発注者の利益に著しい損害が生じたとき。

四 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき、遅延により発注者の利益に著しい損害が生じたとき。

五 発注者が無断に発注者の権限を拒否したとき、遅延により発注者の利益に著しい損害が生じたとき。

六 資金不足による手続又は小切手の不渡りを出した等発注者が支払いを

停止する等により、発注者が工事を履行せざることを認めらるる限りにおいて、

七 前条に規定する工事の目的物の完成に遅延をきたし、その遅延が目的物の使用に支障を及ぼすに足るときは、発注者の目的を達するに必要と認めらるる限りにおいて、

八 発注者がこの契約の目的物の完成の遅延を回避する義務を明瞭に課せられたる場合、

九 発注者の契約の目的物の履行が不都合である場合又は発注者がこの契約の目的物の履行を遅延する義務を明瞭に課せられたる場合、

十 発注者の契約の目的物の使用に支障を及ぼすに足るときは、発注者の目的を達するに必要と認めらるる限りにおいて、

十一 前条に規定する工事の目的物の完成に遅延をきたし、その遅延が目的物の使用に支障を及ぼすに足るときは、発注者の目的を達するに必要と認めらるる限りにおいて、

十二 発注者が第三十八条第一項又は第三十九条第一項各号のいずれかに規定する理由が認められるときは、この契約の履行を中止し得る。

2 前項に規定する手続がとられた場合、発注者は費用を一切負担する。

(発注者の取めに附する工事の目的物の解除の制限)

第三十六条 第三十四条第一項各号又は前条第一項各号に規定する場合は、発注者の取めに附する工事の目的物の使用に支障を及ぼすに足るときは、発注者は、第三十回条第一項又は第三十回条第一項の規定による契約の解除をすることができる。

(発注者の中止権)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は、発

止する等により、発注者が工事を履行せざることを認めらるる限りにおいて、

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十 発注者が第三十八条第一項又は第三十九条第一項各号のいずれかに規定する理由が認められるときは、この契約の履行を中止し得る。

(新設)

(新設)

十二 発注者が第三十八条第一項又は第三十九条第一項各号のいずれかに規定する理由が認められるときは、この契約の履行を中止し得る。

(新設)

(発注者の中止権及び解除権)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は、発

注者に対し、書面をもちて、理由の期間を定めて催告し、その期間経過後も履行されないうちは、工事を中止するに足る。

一 発注者が前項又は前条を適用したとき、

(新設)

二 発注者が第二項の工事開始等を発注者の使用に供することとなし、ため又は不可抵抗等のため、発注者が遅延をきたし、

三 前二項のほか、発注者の取めに附する工事により工事が著しく遅延したとき、

2 前項各号に掲げる中止事由が発生したときは、発注者は、工事を再開する。

3 前項により工事が再開された場合、発注者は、発注者に対し、その理由を明示し、必要と認められる工事の遅延を請求することができる。

4 現金不足による手形又は小切手の不渡りを生ずる等発注者が支払いを停止する等により、発注者が前項各号の支払いを欠くこと認められるときは、(以下この項において「本件事由」という。)は、発注者は、書面をもちて発注者に通知して工事を中止するに足るとき、この場合に於いて、本件事由が発生したときは、前二項を適用する。

5 前項に規定する理由が認められるときは、発注者は、発注者に通知し、その理由を明示し、必要と認められる工事の遅延を請求することができる。

(発注者の中止権及び解除権)

第三十五条

5 現金不足による手形又は小切手の不渡りを生ずる等発注者が支払いを停止する等により、発注者が前項各号の支払いを欠くこと認められるときは、(以下この項において「本件事由」という。)は、発注者は、書面をもちて発注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除するに足るとき、前二項及び前二項を適用する。

7 前二項から第五項までに規定する理由が認められるときは、発注者は、発注者に書面をもちて通知する。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもちて発注者に通知してこの契約を解除するに足るとき、

三 発注者がこの契約に違反し、その違反が前二項の契約の履行に支障を及ぼすに足るとき、

注者に対し、書面をもちて、理由の期間を定めて催告し、その期間経過後も履行されないうちは、工事を中止するに足る。

一 発注者が前項又は前条を適用したとき、

二 発注者が第二項の工事開始等を発注者の使用に供することとなし、ため又は不可抵抗等のため、発注者が遅延をきたし、

三 前二項のほか、発注者の取めに附する工事により工事が著しく遅延したとき、

2 前項各号に掲げる中止事由が発生したときは、発注者は、工事を再開する。

3 前項により工事が再開された場合、発注者は、発注者に対し、その理由を明示し、必要と認められる工事の遅延を請求することができる。

(発注者の中止権及び解除権)

第三十五条

5 現金不足による手形又は小切手の不渡りを生ずる等発注者が支払いを停止する等により、発注者が前項各号の支払いを欠くこと認められるときは、(以下この項において「本件事由」という。)は、発注者は、書面をもちて発注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除するに足るとき、前二項及び前二項を適用する。

7 前二項から第五項までに規定する理由が認められるときは、発注者は、発注者に書面をもちて通知する。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもちて発注者に通知してこの契約を解除するに足るとき、

三 発注者がこの契約に違反し、その違反が前二項の契約の履行に支障を及ぼすに足るとき、

2 前項に規定する手続がとられた場合、発注者は、監理者に書面をもって通知する。

(発注者の側面による解除)

第三十九条 発注者は、次の場合のいずれかに該当するときは、書面をもって発注者に通知して前項の契約を解除するることができる。

一 第三十條第一項による工事の遅延又は中止期間が、工期の四分の一以上になつたとき又は二月以上になつたとき。

二 発注者が工事を著しく減少させたため、請負代金額が三分の二以上減少したとき。

三 発注者による手続又は小切手の不渡りを出す等発注者から支払を受ける等により、発注者が請負代金の支払に相当する額を支払うことができないとき。

2 前項に規定する手続がとられた場合、発注者は、監理者に書面をもって通知する。

(発注者の側面による発注者の側面による解除)

第四十条 第三十八條第一項又は第三十九條第一項を定むる場合に発注者の側面に規定する手続がとられたときは、発注者は、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の規定による契約の解除をすることができる。

(解除に伴う措置)

7 第一項から第五項までに規定するいずれかの手続がとられた場合、発注者は、監理者に書面をもって通知する。

(発注者の中止権及び解除権)

第三十五条

4 次の場合のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもって発注者に通知してこの契約を解除することができる。

一 第一項による工事の遅延又は中止期間が、工期の四分の一以上になつたとき又は二月以上になつたとき。

二 発注者が工事を著しく減少させたため、請負代金額が三分の二以上減少したとき。

(発注者の中止権及び解除権)

第三十五条

5 発注者による手続又は小切手の不渡りを出す等発注者から支払を受ける等により、発注者が請負代金の支払に相当する額を支払うことができないとき(以下この項において「本件事由」という。)は、発注者は、書面をもって発注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。発注者が工事を中止した場合において、本件事由が解消したときは、第二項及び第三項を適用する。

(新設)

(新設)

(解除に伴う措置)

第四十一条 工事の発注前はこの契約を解除したときは、発注者が工事の出来形部分並びに発注者の工事材料及び建築設備の撤去(有償又は材料を含む。)を怠りなからしめ、かかる撤去の費用は発注者が請負代金を支払わなければならない。

2 発注者が第三十四條第一項又は第三十五条第一項の規定によりこの契約を解除し、賠償の請求権があるときは、発注者は、発注者に対して、その支払を受けた日から法定利率による利息を付けて発注者に返還する。

3 この契約を解除したときは、発注者及び発注者若しくは発注者又は発注者に属する物件について、期間を定めてその引取り、後片付け等の処置を行う。

4 前項の処置が滞っている場合において、催告しても正当な理由なくおこなわれないときは、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。

5 第一項に規定する場合を除いて、前各項の規定のほか解除に伴う生じる事項の処理については発注者及び発注者が民法の規定に従つて協議し得る。

6 工事の完成後この契約が解除された場合は、解除に伴う生じる事項の処理については発注者及び発注者が民法の規定に従つて協議し得る。

(発注者の損害賠償請求)

第四十二条 発注者は、次の場合のいずれかに該当する場合は、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、損害を争はれる場合がこの契約及び取組上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

一 発注者が発注者からこの契約の目的物を引き渡したとき。

二 この工事の完成後この契約が解除された場合。

三 第三十四條第一項又は第三十五条第一項(後者を除く。)の規定

第三十六条 この契約を解除したときは、発注者が工事の出来形部分並びに発注者の工事材料及び建築設備の撤去(有償又は材料を含む。)を怠りなからしめ、発注者、発注者及び監理者が協議して整理する。

2 発注者が第三十四條第一項又は第三十五条第一項の規定によりこの契約を解除し、賠償の請求権があるときは、発注者は、発注者に対して、その支払を受けた日から法定利率による利息を付けて発注者に返還する。

3 この契約を解除したときは、発注者、発注者及び監理者が協議して発注者又は発注者に属する物件について、期間を定めてその引取り、後片付け等の処置を行う。

4 前項の処置が滞っている場合において、催告しても正当な理由なくおこなわれないときは、相手方は、代わってこれを行い、その費用を請求することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めるとき、又は仲裁委员会があつて申し立てし又は調停をしないものとしたとき、又は打ち切られたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて仲裁委员会の仲裁に付することができる。

3 発注者又は受注者は、申し出により、この契約の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議は第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に進行し必要な助言又は意見を求めることができる。

4 前項の規定により調停人の立ち会いのもとで行われた協議が終つたにもかかわらず発注者が定められた受注者を取引する旨である場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあつて申し立てし又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、仲裁委员会のあつて申し立てし又は調停によりその解決を図る。

【注】第三項又は第四項は、調停人を協定に参加せよとする場合は、削除する。

第四十五条(五) この契約において発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会(以下「委員会」といふ。)のあつて申し立てし又は調停によりその解決を図る。この場合において、仲裁委员会の事務について発注者又は受注者との間で特別の合意がないときは、同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める仲裁委员会を指定する。

2 発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めるとき、又は仲裁委员会があつて申し立てし又は調停をしないものとしたとき、又は打ち切られたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて仲裁委员会の仲裁に付するることができる。

【注】(五)は、あらかじめ調停人を指定せず、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会による紛争の解決を図る場合に適用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第四十六条 この契約において書面により行われなければならないとしてお

2 発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めるとき、又は仲裁委员会があつて申し立てし又は調停をしないものとしたとき、又は打ち切られたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて仲裁委员会の仲裁に付するすることができる。

3 発注者又は受注者は、申し出により、この契約の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議は第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に進行し必要な助言又は意見を求めることができる。

4 前項の規定により調停人の立ち会いのもとで行われた協議が終つたにもかかわらず発注者が定められた受注者を取引する旨である場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあつて申し立てし又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、仲裁委员会のあつて申し立てし又は調停によりその解決を図る。

【注】第三項又は第四項は、調停人を協定に参加せよとする場合は、削除する。

第三十七條(五) この契約において発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会(以下「委員会」といふ。)のあつて申し立てし又は調停によりその解決を図る。この場合において、仲裁委员会の事務について発注者又は受注者との間で特別の合意がないときは、同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める仲裁委员会を指定する。

2 発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めるとき、又は仲裁委员会があつて申し立てし又は調停をしないものとしたとき、又は打ち切られたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて仲裁委员会の仲裁に付するることができる。

【注】(五)は、あらかじめ調停人を指定せず、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会による紛争の解決を図る場合に適用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十八条 この契約において書面により行われなければならないとしてお

法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第四十七条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

ない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第三十九条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

改正案	現行
<p>民間建設工事標準請負契約約款</p> <p>発注者 と 受注者 とは</p> <p>この契約書(民間建設工事標準請負契約約款(2)(平成二十二年七月二十六日中央建設業審議会決定)と、添付の図面、仕様書、冊子)により、工事請負契約を締結する。</p> <p>一、工事名 二、工事場所 三、工期 着手 契約の日から 日以内 工事許・認可の日から 日以内 完成 着手の日から 日以内 引渡 令和 年 月 日 引渡 令和 年 月 日</p> <p>四、工事の竣工となる日 工事の竣工となる日 工事の竣工となる日又は引渡を要する場合は引渡の日</p> <p>五、請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)</p> <p>六、支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。 この契約成立のとき ○割 第一回 ○割</p> <p>部分払</p>	<p>民間建設工事標準請負契約約款</p> <p>発注者 と 受注者 とは</p> <p>この契約書(民間建設工事標準請負契約約款(2)(平成二十二年七月二十六日中央建設業審議会決定)と、添付の図面、仕様書、冊子)により、工事請負契約を締結する。</p> <p>一、工事名 二、工事場所 三、工期 着手 契約の日から 日以内 工事許・認可の日から 日以内 完成 着手の日から 日以内 引渡 令和 年 月 日 引渡 令和 年 月 日</p> <p>四、請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)</p> <p>五、支払方法 発注者は請負代金を次のように受注者に支払う。 この契約成立のとき ○割 第一回 ○割</p> <p>部分払</p>

第七、調停人

第八、瑕疵担保責任の履行に関する措置

① 住宅瑕疵担保責任保険の加入状況

保険法人の名称
保険金額
保険期間

② その他の措置の内容

第九、その他

第十、その他

第六、調停人

第七、瑕疵担保責任の履行に関する措置

① 住宅瑕疵担保責任保険の加入状況

保険法人の名称
保険金額
保険期間

② その他の措置の内容

第八、その他

第九、その他

住所
発注者 印

住所
保証人 印
保証の補償額
(保証人を立てる場合に記載する)

住所
発注者 印

住所
保証人 印
保証の補償額
(保証人を立てる場合に記載する)

Ⅷ 保証人を立てる場合は保証額を日本円に換算し、保証額を日本円に換算した金額を記載する。保証額が日本円に換算した金額を記載する場合は、保証額を日本円に換算した金額を記載する。

Ⅸ 保証人(法人を除く)の住所(又は所在地)を以下の欄に記載し、保証額を日本円に換算した金額を記載する。保証額が日本円に換算した金額を記載する場合は、保証額を日本円に換算した金額を記載する。

上記工事に関し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務(建築士法(昭和二十五年法律第二百二条)第一條第一項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するものとして記号を押印する。

監理者 印

住所
発注者 印

住所
保証人 印
保証人を立てる場合に記載する)

住所
発注者 印

住所
保証人 印
保証人を立てる場合に記載する)

上記工事に関し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務(建築士法(昭和二十五年法律第二百二条)第一條第一項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するものとして記号を押印する。

監理者 印

(総則)

第一条 発注者及び受注者は、各々が対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信頼を守り、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(発注の設計図及び仕様書を含む。以下同じ。)に基づき、建築にこの約款(この約款及び設計図書を内容とする請負契約をいふ。その内容を要旨した書面を含む。以下同じ。)を履行する。

2 受注者は、この約款に基づいて、工事を完成し、この約款の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金の支払いを受領する。

3 この約款の各条項に基づく協議、承認、通知、指示、報告、請求等は、この約款に別記されているもののほか、原則として、書面により行う。

4 発注者は、この約款とは別に発注者と監理者との間で締結されたこの工事に係る監理業務(建築士法第一條第一項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。以下同じ。)の委託契約(以下「監理契約」といふ。)に基づいて、この約款が日本法に適用されるように監理者へ指示を受ける。

5 発注者は、第五条第一項各号に掲げる事項その他この約款に定めのある事項と異なることを監理者に委託したときは、この約款の定めに基づいて発注者が行うことを監理者に委託したときは、遅やかに書面をもって発注者に通知する。

(請負代金の監理者及び工務費)

第二条 発注者は、この約款を締結した後、遅やかに請負代金内訳書及び工務費を監理者に提出し、それぞれの写しを監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る経

(総則)

第一条 発注者及び受注者は、各々が対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互いに協力し、信頼を守り、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(発注の設計図及び仕様書を含む。以下同じ。)に基づき、建築にこの約款(この約款及び設計図書を内容とする請負契約をいふ。その内容を要旨した書面を含む。以下同じ。)を履行する。

2 受注者は、この約款に基づいて、工事を完成し、この約款の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金の支払いを受領する。

3 この約款の各条項に基づく協議、承認、通知、指示、報告、請求等は、この約款に別記されているもののほか、原則として、書面により行う。

4 監理者は、この約款とは別に発注者と監理者との間で締結された監理業務(建築士法第一條第一項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。以下同じ。)に関する委託契約(以下「監理契約」といふ。)に基づいて、この約款が日本法に適用されるように協力する。

5 発注者は、第五条第一項各号に掲げる事項その他この約款に定めのある事項と異なることを監理者に委託したときは、遅やかに書面をもって発注者に通知する。

(監理者)

第二条 発注者は、この約款を締結した後、遅やかに請負代金内訳書及び工務費を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る経

受託明細を明示するものとする。

(一) 受託者又は一相手側の責任

第三家 受託者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に発注し、又は請け負わなければならない。

【 受託者又は受託者の責任が主たる部分の工事に係る場合は、そのほかの部分の工事も受託者の責任とするべきである。】

(二) 受託者の承諾

第四家 (ウ) 受託者及び受託者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾を受けることとはならない。

【 承諾を得る場合は、その旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。】

2 受託者及び受託者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物若しくは建設物の工事材料及び建設設備の機能（いずれも既述工事等による影響を除く。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは譲与し、又は既述工事その他の関係の目的に供することとはならない。

第五家 (ロ) 受託者及び受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾を受けることとはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合又はこの契約の目的物の工事を譲渡する目的の譲渡を目的として譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

受託明細を明示するものとする。

(一) 受託者又は一相手側の責任

第三家 受託者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に発注し、又は請け負わなければならない。

【 受託者又は受託者の責任が主たる部分の工事に係る場合は、そのほかの部分の工事も受託者の責任とするべきである。】

(二) 受託者の承諾

第四家 受託者及び受託者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾を受けることとはならない。

【 承諾を得る場合は、その旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。】

2 受託者及び受託者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物若しくは建設物の工事材料及び建設設備の機能（いずれも既述工事等による影響を除く。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは譲与し、又は既述工事その他の関係の目的に供することとはならない。

(新設)

【 受託者又は受託者の責任が主たる部分の工事に係る場合は、そのほかの部分の工事も受託者の責任とするべきである。】

2 受託者及び受託者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物若しくは建設物の工事材料及び建設設備の機能（いずれも既述工事等による影響を除く。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは譲与し、又は既述工事その他の関係の目的に供することとはならない。

3 受託者は、無一課目契約の譲渡により、この契約の目的物の工事を譲渡する目的の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

4 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡する目的の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

(譲渡者)

第五家 譲渡者は、譲渡契約に基づいて受託者の委託を受け、この契約に譲渡した目的物若しくは建設物の機能（以下同じ。）を第三者に譲渡するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

1 譲渡契約の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

2 譲渡者は、無一課目契約の譲渡により、この契約の目的物の工事を譲渡する目的の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

3 譲渡者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡する目的の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

4 譲渡者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡する目的の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

(譲渡者)

第五家 譲渡者は、譲渡契約に基づいて受託者の委託を受け、この契約に譲渡した目的物若しくは建設物の機能（以下同じ。）を第三者に譲渡するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

1 譲渡契約の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

2 譲渡者は、無一課目契約の譲渡により、この契約の目的物の工事を譲渡する目的の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

3 譲渡者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡する目的の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

4 譲渡者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡する目的の譲渡を承諾するときは、譲渡を承諾する旨を相手方に通知し、相手方が承諾する旨を返答し、承諾を得なければならない。

2 前項の発注又は試験に直接必要な費用は、発注者の負担とする。ただし、設計図書に別項の定めのない発注又は試験が原因と認められる場合は、これらを行つときは、当該発注又は試験に要する費用及び特別に要する費用は、発注者の負担とする。

3 発注又は試験に合致しないことと工事現場又は建築設備の機能は、発注者の責任においてこれを引き取る。

4 工事現場又は建築設備の機能の品質については、設計図書に定めることとする。設計図書にその品質が明示されていないものがあるときは、中等の品質のものとする。

5 発注者は、工事現場に搬入した工事材料又は建築設備の機能を工事現場外に検出するときは、発注者（発注者等）の項の業務を監理者に委託した場合、監理者の承認を受ける。

6 発注者（発注者等）の項の業務を監理者に委託した場合は、監理者は、工事現場について明らかに違反であると認められるものがあるときは、発注者に対してその交換を求めるとしてできる。

(発注者の立会い及び工事記録の確保)

第八条 発注者は、設計図書に発注者又は監理者（以下「発注者等」という。）の立会りの上施工することが定められた工事を施工するときは、発注者等に出席する。

2 発注者は、発注者等の指示があつたときは、前項の規定にかかわらず、発注者等の立会になく施工することがある。この場合、発注者は、工事現場等の記録を確保して監理者に提出する。

(設計、施工条件の確保、相違等)

第九条 発注者は、次の各号のいずれかに該当することを発見したときは、直ちに書面をもって監理者に通知する。

一 図面若しくは仕様書の表示が明確でないこと又は図面と仕様書と矛盾、誤謬又は誤謬があること。

二 工事現場の状態、地質、湧水、施工上の制約等について、設計図書

2 前項の発注又は試験に直接必要な費用は、発注者の負担とする。ただし、設計図書に別項の定めのない発注又は試験が原因と認められる場合は、これらを行つときは、当該発注又は試験に要する費用及び特別に要する費用は、発注者の負担とする。

3 発注又は試験に合致しないことと工事現場又は建築設備の機能は、発注者の責任においてこれを引き取る。

4 工事現場又は建築設備の機能の品質については、設計図書に定めることとする。設計図書にその品質が明示されていないものがあるときは、中等の品質のものとする。

5 発注者は、工事現場に搬入した工事材料又は建築設備の機能を工事現場外に検出するときは、監理者の承認を受ける。

6 監理者は、工事現場について明らかに違反であると認められるものがあるときは、発注者に対してその交換を求めるとしてできる。

(監理者の立会い及び工事記録の確保)

第八条 発注者は、設計図書に監理者の立会りの上施工することが定められた工事を施工するときは、監理者に出席する。

2 発注者は、監理者の指示があつたときは、前項の規定にかかわらず、監理者の立会になく施工することがある。この場合、発注者は、工事現場等の記録を確保して監理者に提出する。

(設計、施工条件の確保、相違等)

第九条 発注者は、次の各号のいずれかに該当することを発見したときは、直ちに書面をもって監理者に通知する。

一 図面若しくは仕様書の表示が明確でないこと又は図面と仕様書と矛盾、誤謬又は誤謬があること。

二 工事現場の状態、地質、湧水、施工上の制約等について、設計図書

に示された施工条件を確保し相違すること。

三 工事現場において、土壌汚染、地中障害物の発見、環境文化財の発見その他施工の支障となる事象が生ずることのできない事象が発生したとき。

2 発注者は、図面若しくは仕様書又は監理者の指示によつて施工するものと相違がないと認められたときは、直ちに書面をもって監理者に通知する。

3 発注者（発注者等）の項の業務を監理者に委託した場合は、監理者は、前二項の通知を受けたときは自ら第一項各号のいずれかに該当することを発見したときは、直ちに書面をもって発注者に対して指示する。

4 前項の場合、発注者又は監理者は、相手方に申し、協議を求められる工場の発注又は請負代金の支払を求めるとしてできる。

(適合しない施工)

第十条 施工について、この契約に適合しない部分があるときは、監理者の指図によつて、発注者はその費用を負担して速やかにこれを改修し、このために工期の変更を要するとはできない。

2 この契約に適合しない限りのある施工について発注し認められたとき、発注者はこの契約の目的物の一部を改修して検査することとなる。

3 前項による改修検査の結果、この契約に適合しないものについては、改修検査に要する費用は発注者の負担とし、この契約に適合しているものについては、改修検査及びその復旧に関する費用は発注者の負担とする。

4 適合しない施工が発注者又は監理者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は前二項の責めを負わない。

(損害の防止)

第十一条 発注者は、工事の発注前において、自己の費用で、この契約の

に示された施工条件を確保し相違すること。

三 工事現場において、土壌汚染、地中障害物の発見、環境文化財の発見その他施工の支障となる事象が生ずることのできない事象が発生したとき。

2 発注者は、図面若しくは仕様書又は監理者の指示によつて施工するものと相違がないと認められたときは、直ちに書面をもって監理者に通知する。

3 監理者は、前二項の通知を受けたときは自ら第一項各号のいずれかに該当することを発見したときは、直ちに書面をもって発注者に対して指示する。

4 前項の場合、工場の発注、工場の請負代金を支払を求めると認められるときは、発注者、発注者及び監理者が協議して要する。

(適合しない施工)

第十条 施工について、この契約に適合しない部分があるときは、監理者の指図によつて、発注者はその費用を負担して速やかにこれを改修し、このために工期の変更を要するとはできない。

2 この契約に適合しない限りのある施工について発注し認められたとき、監理者は発注者の承認を得てこの契約の目的物の一部を改修して検査することとなる。

3 前項による改修検査の結果、この契約に適合しないものについては、改修検査に要する費用は発注者の負担とし、この契約に適合しているものについては、改修検査及びその復旧に関する費用は発注者の負担とする。

4 適合しない施工が発注者又は監理者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は前二項の責めを負わない。

(損害の防止)

第十一条 発注者は、工事の発注前において、自己の費用で、この契約の

目的物、工事材料、建築設備の構築又は接続する工作物若しくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書及び関係法令に基づき、工事と設備に相応した必要な処置をする。

2 この契約の目的物に接続する工作物の構築又はこれに附随する処置で、発注者及び受注者が協議して、前項の処置の範囲を超え、請負代金額に含むことが適当でないと認められたもの取用は発注者の負担とする。

3 受注者は、災害防止などのため特に必要と認めるときは、あらかじめ監理者の意見を求めた上で必要な処置を取る。ただし、急を要するときは、処置をした後、監理者に通知する。

4 発注者又は監理者が必要と認めて設備の処置を求めるときは、受注者は、直ちにこれに供する。

5 前二項の処置に要した費用のうち、請負代金額に含むことが適当でないと認められたものの費用は発注者の負担とする。

(第三者の損害)

第十二条 施工のため、第三者の生命、身体に被害を及ぼし、財産などに損害を与えたり又は第三者との間に紛争を生じたときは、発注者はその処理解決に当たる。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

2 前項に既した費用は発注者の負担とし、工期は延長しない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によつて生じたときは、その費用は発注者の負担とし、必要がある限り認めらるるときは、受注者は工期の延長を求めることができる。

(施工一般の措置)

第十三条 工事の完成引渡しまで、この契約の目的物、工事材料、建築設備の構築、工事材料、貨物品その他施工一般について生じた損害は、発注者の負担とし、工期は延長しない。

目的物、工事材料、建築設備の構築又は接続する工作物若しくは第三者に対する損害の防止のため、設計図書及び関係法令に基づき、工事と設備に相応した必要な処置をする。

2 この契約の目的物に接続する工作物の構築又はこれに附随する処置で、発注者、受注者及び監理者が協議して、前項の処置の範囲を超え、請負代金額に含むことが適当でないと認められたもの取用は発注者の負担とする。

3 受注者は、災害防止などのため特に必要と認めるときは、あらかじめ監理者の意見を求めた上で必要な処置を取る。ただし、急を要するときは、処置をした後、監理者に通知する。

4 発注者又は監理者が必要と認めて設備の処置を求めるときは、受注者は、直ちにこれに供する。

5 前二項の処置に要した費用の負担については、発注者、受注者及び監理者が協議して、請負代金額に含むことが適当でないと認められたもの取用は発注者の負担とする。

(第三者の損害)

第十二条 施工のため、第三者の生命、身体に被害を及ぼし、財産などに損害を与えたり又は第三者との間に紛争を生じたときは、発注者はその処理解決に当たる。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

2 前項に既した費用は発注者の負担とし、工期は延長しない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によつて生じたときは、その費用は発注者の負担とし、必要がある限り認めらるるときは、受注者は工期の延長を求めることができる。

(施工一般の措置)

第十三条 工事の完成引渡しまで、この契約の目的物、工事材料、建築設備の構築、工事材料、貨物品その他施工一般について生じた損害は、発注者の負担とし、工期は延長しない。

2 前項の損害のうち、次の各号のいずれかの場合に生じたものは、発注者の負担とし、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。

- 一 発注者の都合によつて、受注者が発注者目までに工事に着手できなかったとき又は発注者が工事を遅延せしめ若しくは中止したとき。
二 前払又は部分払が遅れたため、受注者が工事に着手せず、又は工事を中止したとき。
三 その他発注者若しくは監理者の責めに帰すべき事由によるとき。

(危険処理)

第十四条 (A) 天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することができない事由（以下「不可抗力」といふ。）によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の構築又は施工用機材について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後遅やかにその状況を発注者に通知する。

2 前項の損害について、発注者、受注者及び監理者が協議して重大なもの認め、かつ、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。

3 火災保険、建設工事保険その他損害を一切補するものがあるときは、これらの額を前項の発注者の負担額から控除する。

第十四条 (B) 天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することができない事由（以下「不可抗力」といふ。）によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の構築又は施工用機材について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後遅やかにその状況を発注者に通知する。

2 前項の損害も重大なものについて受注者が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額と発注者及び受注者の負担額とを発注

2 前項の損害のうち、次の各号のいずれかの場合に生じたものは、発注者の負担とし、受注者は、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる工期の延長を求めることができる。

- 一 発注者の都合によつて、受注者が発注者目までに工事に着手できなかったとき又は発注者が工事を遅延せしめ若しくは中止したとき。
二 前払又は部分払が遅れたため、受注者が工事に着手せず、又は工事を中止したとき。
三 その他発注者若しくは監理者の責めに帰すべき事由によるとき。

(危険処理)

第十四条 (A) 天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することができない事由（以下「不可抗力」といふ。）によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の構築又は施工用機材について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後遅やかにその状況を発注者に通知する。

2 前項の損害について、発注者、受注者及び監理者が協議して重大なもの認め、かつ、受注者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。

3 火災保険、建設工事保険その他損害を一切補するものがあるときは、これらの額を前項の発注者の負担額から控除する。

第十四条 (B) 天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することができない事由（以下「不可抗力」といふ。）によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の構築又は施工用機材について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後遅やかにその状況を発注者に通知する。

2 前項の損害も重大なものについて受注者が善良な管理者の注意をしたと認められるときは、その損害額と発注者及び受注者の負担額とを発注

者及び発注者が協議して定める。

3 火災除隊、建設工事除隊その他損害を予知するものがあるときは、これらの額を損害額より除隊したものを前項の損害額とする。

第十四条 (C) 天災その他自然物又は人為的な事故であつて、発注者又は発注者のいずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」といふ。)によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建設設備の機器等又は施工用機器について損害が生じたときは、その損害は発注者の負担とする。

四 (A)、(B)又は(C)を適用し得ず。

(損害除隊)

第十五条 発注者は、工事中、工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料、建設設備の機器等に火災除隊又は建設工事除隊を付し、それらの証券の写しを発注者に提出する。設計図書に定められたその他の損害除隊についても同様とする。

2 発注者は、この契約の目的物又は工事材料、建設設備の機器等に前項の規定による除隊以外の除隊を付したときは、速やかにその旨を発注者に通知する。

(完成及び検査)

第十六条 発注者は、工事を完了したときは、設計図書のとおりに完成を認めて、これを記録して、発注者に交付し、検査(発注者が社会性を確保するために委託した場合は、監理者の社会性のもとに行う検査)を定める。

2 検査に合格しないときは、発注者は、工期又は発注者(発注者が)の項の業務を監理者に委託した場合、監理者)の指定する期限内に、修補し、又は放逐して発注者に対し、検査(発注者が社会性を確保するために委託した場合は、監理者の社会性のもとに行う検査)を定める。

3 発注者は、工期又は設計図書の指定する期限内に、完成物の取扱い、後片付け等の処置を行う。ただし、処置の方法について発注者(発注

者、発注者及び監理者が協議して定める。

3 火災除隊、建設工事除隊その他損害を予知するものがあるときは、これらの額を損害額より除隊したものを前項の損害額とする。

第十四条 (C) 天災その他自然物又は人為的な事故であつて、発注者又は発注者のいずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」といふ。)によつて、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建設設備の機器等又は施工用機器について損害が生じたときは、その損害は発注者の負担とする。

四 (A)、(B)又は(C)を適用し得ず。

(損害除隊)

第十五条 発注者は、工事中、工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料、建設設備の機器等に火災除隊又は建設工事除隊を付し、それらの証券の写しを発注者に提出する。設計図書に定められたその他の損害除隊についても同様とする。

2 発注者は、この契約の目的物又は工事材料、建設設備の機器等に前項の規定による除隊以外の除隊を付したときは、速やかにその旨を発注者に通知する。

(完成及び検査)

第十六条 発注者は、工事を完了したときは、設計図書のとおりに完成を認めて、これを記録して、監理者に交付する。監理者は、現やれに交付し、発注者の社会性のもとに検査を定む。

2 検査に合格しないときは、発注者は、工期又は監理者の指定する期限内に、修補し、又は放逐して監理者の検査を受ける。

3 発注者は、工期又は監理者の指定する期限内に、完成物の取扱い、後片付け等の処置を行う。ただし、処置の方法について監理者の指示が

あるときは、監理者に従つて処置する。

4 前項の処置が遅延している場合において、催告しても正当な理由がなくな行われなるときは、発注者(発注者がこの項の業務を監理者に委託した場合、監理者)は、代わつてこれを行い、その費用を発注者に請求することができる。

(法定検査)

第十七条 前条の規定にかかわらず、発注者は、法定検査(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七條から第七條の四までで規定する検査その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、発注者が申請しなければならないものをいふ。以下「法定検査」といふ。)に於いて、工事の内容及び設計図書のとおりに整備されていることを確認して、発注者に交付し、検査(発注者が社会性を確保するために委託した場合は、監理者の社会性のもとに行う検査)を定める。

2 前項の検査に合格しないときは、発注者は、工期又は発注者(発注者が)の項の業務を監理者に委託した場合、監理者)の指定する期限内に、修補し、又は放逐して監理者に交付し、検査(発注者が社会性を確保するために委託した場合は、監理者の社会性のもとに行う検査)を定める。

3 発注者は、発注者及び監理者が社会性のもと、法定検査を受ける。この場合において、発注者は、必要な協力をする。

4 法定検査に合格しないときは、発注者は、修補、改修その他必要な処置を行い、その後については、前二項の規定を適用する。

5 第二項及び前項の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかつた原因が発注者の責めに帰することのできない事由によるときは、必要な処置を除くとき、発注者、発注者及び監理者が協議して定める。

6 発注者は、発注者に対し、前項の処置で定められた処置の内容に於いて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長又は賠償代金額の徴収を求めらるることとなる。

あるときは、監理者に従つて処置する。

4 前項の処置が遅延している場合において、催告しても正当な理由がなくな行われなるときは、発注者は、代わつてこれを行い、その費用を発注者に請求することができる。

(法定検査)

第十七条 前条の規定にかかわらず、発注者は、法定検査(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七條から第七條の四までで規定する検査その他設計図書に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち、発注者が申請しなければならないものをいふ。以下「法定検査」といふ。)に於いて、工事の内容及び設計図書のとおりに整備されていることを確認して、監理者に交付し、検査(発注者が社会性を確保するために委託した場合は、監理者の社会性のもとに行う検査)を定める。

2 前項の検査に合格しないときは、発注者は、工期又は監理者の指定する期限内に、修補し、又は放逐して監理者の検査を受ける。

3 発注者(発注者が検査社会性を確保するために委託した場合は、監理者)及び発注者(発注者が)は、法定検査に於いて、この場合において、発注者は、必要な協力をする。

4 法定検査に合格しないときは、発注者は、修補、改修その他必要な処置を行い、その後については、前二項の規定を適用する。

5 第二項及び前項の規定にかかわらず、所定の検査に合格しなかつた原因が発注者の責めに帰することのできない事由によるときは、必要な処置を除くとき、発注者、発注者及び監理者が協議して定める。

6 発注者は、発注者に対し、前項の処置で定められた処置の内容に於いて、その理由を明示して必要と認められる工期の延長又は賠償代金額の徴収を求めらるることとなる。

(請求、支払)

第十八条 取組費の定むるところにより委託者が部分払又は中間前払の支払いを求めるときは、監理者の承認を得て、請求書を支払日五日前に委託者に提出する。

2 工事完成後、竣工に合致したとき、委託者は委託者に請負代金の支払いを求め、委託者は契約の目的物の引渡しを交付と同時に、委託者に請負代金の支払いを控する。

3 委託者が前項の請負しを交付することを拒否し、又は引渡しを交付することができずの場合において、委託者は、引渡しを申し出たときからその引渡しを拒否するまで、自己の財産に対する同一の差押えをもち、その物を保管する権利を有する。

4 前項の場合において、委託者が自己の財産に対する同一の差押えをもち、監理したと認めらるるその取組の目的物に付した損害及び委託者が管理のために生じた費用は、委託者の負担とする。

(請負し及び工期の延長)

第十九条 委託者は、工期の延長をするときは、取組費の工期を延長するに相当する期間を認められる期間に於いて請負しを拒否し得る。

(工事の変更)

第二十条 委託者は、必要に応じて工事を追加し、若しくは変更し、又は工事を一時中止することを得る。

2 前項の場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、委託者と委託者とが協議して定める。

(工期の変更)

第二十一条 不可抗力によるもの又は正当な理由があるときは、委託者は、遅延かたその負担を承けて、委託者に工期の変更を求めるときを得る。

(請求、支払)

第十八条 取組費の定むるところにより委託者が部分払又は中間前払の支払いを求めるときは、監理者の承認を得て、請求書を支払日五日前に委託者に提出する。

2 工事完成後、竣工に合致したとき、委託者は委託者に請負代金の支払いを求め、委託者は契約の目的物の引渡しを交付と同時に、委託者に請負代金の支払いを控する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(工事の変更)

第二十条 委託者は、必要に応じて工事を追加し、若しくは変更し、又は工事を一時中止することを得る。

2 前項の場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、委託者と委託者とが協議して定める。

(工期の変更)

第二十一条 不可抗力によるもの又は正当な理由があるときは、委託者は、遅延かたその負担を承けて、委託者に工期の変更を求めるときを得る。

る。この場合において、工期の延長は、委託者及び委託者が協議して定める。

(請負代金の差引)

第二十二条 委託者又は委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の差引を求めるときを得る。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 取組期間内に手取するものではない法令の趣意若しくは政令又は建築事務の取組費等によつて、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。

四 中止した工事又は改修を交付した工事を履行する機会において、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。

2 請負代金額を差引するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の承認を受けた請負代金内取組の取組により、増加部分については時価による。

(契約不履行取組)

第二十三条 委託者は、請負者が工事に目的物の取組又は品質に關して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不履行」という。）であるときは、委託者は、請負者に、原因をもち、目的物の取組又は代物の引渡しによる履行の遅延を請求する権利を有する。ただし、その履行の遅延は部分の取組を遅延するときは、委託者は履行の遅延を請求する権利を有しない。

2 前項の場合において、委託者は、委託者に工期前を履行を請求するものではないときは、委託者は請負した方法に成るべき取組による履行の遅延を請求する権利を有する。

3 前項の場合において、委託者が前項の取組を拒否し、控留をもち、履行の遅延を拒否し、その期間内に履行の遅延がないときは、委託

る。この場合において、工期の延長は、委託者、委託者及び監理者が協議して定める。

(請負代金の差引)

第二十二条 委託者又は委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の差引を求めるときを得る。

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 取組期間内に手取するものではない法令の趣意若しくは政令又は建築事務の取組費等によつて、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。

四 中止した工事又は改修を交付した工事を履行する機会において、請負代金額が明らかに適当でない認められるとき。

2 請負代金額を差引するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の承認を受けた請負代金内取組の取組により、増加部分については時価による。

(契約の取組)

第二十三条 委託者は、請負者が工事に目的物の取組又は品質に關して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不履行」という。）であるときは、委託者は、請負者に、原因をもち、目的物の取組又は代物の引渡しによる履行の遅延を請求する権利を有する。ただし、その履行の遅延は部分の取組を遅延するときは、委託者は履行の遅延を請求する権利を有しない。

2 前項の場合において、委託者は、委託者に工期前を履行を請求するものではないときは、委託者は請負した方法に成るべき取組による履行の遅延を請求する権利を有する。

3 前項の場合において、委託者が前項の取組を拒否し、控留をもち、履行の遅延を拒否し、その期間内に履行の遅延がないときは、委託

工場の増設又は拡張したとき。

四 前項に規定する手形又は小切手の不換りを出す等委託者が支払いを停止する等により、委託者が工事を履行できなくなりおそれがあること認められるとき。

五 引き渡された工場の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を強請した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成するに足らぬものがあるとき。

六 委託者がこの契約の目的物の完成の履行を遅滞する意図を明確に表示したとき。

七 委託者の建設の工場の履行が不換りである場合又は委託者がその建設の工場の履行を遅滞する意図を明確に表示した場合には、競争する部分のみならず契約をした目的を遅滞するに足らぬものがあるとき。

八 契約の目的物の建設が競争者の建設遅延により、建設の工期又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を遅滞するに足らぬものがあるとき、委託者が履行をしないべき時期を遅延したとき。

九 前項に規定する場合は、委託者がその建設の履行をせず、委託者が前条の趣意を以てして契約をした目的を遅滞するに足らぬものがあるとき。

十 委託者が第二十九條第一項及び第三十條第一項各号のいずれかに規定する理由があるにもかかわらず、この契約の解除を申し出たとき。

21 前項に規定する手形又は小切手の不換り等、委託者は前項を以て監理者に通知する。

(委託者の中立権及び解除権)

第二十四條

2 (新設)

三 委託者は第三條又は第十條第一項の規定に違反したとき。

四 委託者は建設費の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき。

五 資金不足による手形又は小切手の不換りを出す等委託者が支払いを停止する等により、委託者が工事を履行できなくなりおそれがあること認められるとき。

(委託者の中立権及び解除権)

第二十四條

七 委託者は前条第二項各号のいずれかに規定する理由がないにもかかわらず、この契約の解除を申し出たとき。

(新設)

(委託者の責任に準ずる事由による場合の解除の趣意)

第二十七條 第二十五條第一項各号又は前条第一項各号に規定する場合は、委託者の責任に準ずる事由により認められるときは、委託者は、第二十五條第一項及び前条第一項の規定による契約の解除をするに足らぬものがあるとき。

(委託者の中立権)

第二十八條 委託者は、委託者が前項又は前条各号のいずれかを規定し、相当の期間を定めて、催告を以てして催告をなすこととなり、委託者は、催告に答へるまで、工事を中止するに足らぬもの。

2 前項に規定する手形又は小切手の不換り等、委託者は、前項を以て監理者に通知する。

(委託者の催告による解除権)

第二十九條 委託者は、委託者がこの契約に違反したとき、相当の期間を定めてその履行を遅滞するに足らぬものがあるときは、この契約を解除するに足らぬものがあるとき、ただし、その期間を満了した後に発覚する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして遅滞するに足らぬものがあるとき。

2 前項に規定する手形又は小切手の不換り等、委託者は前項を以て監理者に通知する。

(委託者の催告による解除権)

第三十條 委託者は、次の各号のいずれかに規定する場合は、催告を以てして監理者に通知し、催告にこの契約を解除するに足らぬもの。

一 委託者の責任に準ずることできない工場の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上、又は二月に達したとき。

(新設)

(委託者の解除権等)

第二十五條 委託者は前条第一項各号のいずれかを規定し、相当の期間を定めて催告して、催告をなすこととなり、委託者は、催告に答へるまで、工事を中止するに足らぬもの。

(新設)

(委託者の解除権等)

第二十五條

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者はこの契約を解除するに足らぬもの。

三 委託者がこの契約に違反し、その違反は、この契約の履行をできなくならしめるに足らぬもの。

(新設)

(委託者の解除権等)

第二十五條

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、委託者はこの契約を解除するに足らぬもの。

一 委託者の責任に準ずることできない工場の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上、又は二月に達したとき。

II 発注者が工事を終了し減少した場合は、請負代金を三分の二に引き下ろす。

III 発注者が請負代金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

2 発注者が発注する手続が完了した場合は、発注者は発注者として請負者に通知する。

(発注者の責務に関する規定)

第三十一条 第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金は、発注者が発注する手続が完了した時点で、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

(発注者の責任)

第三十二条 工場の建設に際しては、発注者は、発注者が工事の目的物を完成させるに必要とする土地の取得に必要となる権利（所有権、地上権、賃借権、借地権等）を、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

3 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

4 工場の建設に際しては、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

II 発注者が工事を終了し減少した場合は、請負代金を三分の二に引き下ろす。

III 発注者が請負代金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

(発注)

(発注者の責任)

第三十二条 工場の建設に際しては、発注者は、発注者が工事の目的物を完成させるに必要とする土地の取得に必要となる権利（所有権、地上権、賃借権、借地権等）を、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

3 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

4 工場の建設に際しては、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

(発注者の責任)

第三十三条 発注者は、次の場合に、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

I 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

II 工場の建設に際しては、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

III 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

IV 工場の建設に際しては、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

2 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

3 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

(発注者の責任)

第三十四条 発注者は、次の場合に、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

第三十三条 発注者は、次の場合に、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

4 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

5 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

(発注者の責任)

第三十四条 発注者は、次の場合に、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

第三十五条 発注者は、次の場合に、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

3 発注者が発注する手続が完了したときは、発注者は、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

(発注者の責任)

第三十六条 発注者は、次の場合に、発注者が第二十条第一項又は第二十一条第一項に定める請負金の支払に遅れたときは、遅延損害金を支払う。

しくは強要等の範囲にそのまじはるべきを、発注者若しくは受注者、発注者又は受注者による契約の履行に支障を及ぼすおそれがあることを知りながら、これを通知したるべきを、この限りとする。

(競争の競争)

第三十三条(ウ) この契約について発注者と受注者との間に競争が生じたときは、発注者若しくは受注者が、又は建設業法による建設工事紛争仲裁委员会(以下「仲裁委员会」という。)のあつせん又は調停によつてその解決を図る。この場合に於いて、仲裁委员会の権限によつて発注者と受注者との間で特別の合意が生じたときは、同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める仲裁委员会を管轄仲裁委员会とする。

2 発注者又は受注者が前項により競争を解決する見込みがないと認めるとき、又は仲裁委员会があつせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切つたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて仲裁委员会の仲裁に付することとする。

3 発注者又は受注者は、申し出により、この条項の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ちあわせ、当該協議が円滑に遂行しようとする必要が認められるときは、当該協議を中止し得る。

4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が断念したときは、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあつせん又は調停により競争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、仲裁委员会のあつせん又は調停によつてその解決を図る。

【(ウ)は、あらかじめ調停人を選定せず、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会による競争の解決を図る場合は適用する。

第三十条(エ) この契約について発注者と受注者との間に競争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会(以下「仲裁委员会」という。)のあつせん又は調停によつてその解決を図る。この場合に於いて、仲裁委员会の権限によつて発注者と受注者との間で特別の合意が生じたときは、

(競争の競争)

第三十条(ウ) この契約について発注者と受注者との間に競争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会(以下「仲裁委员会」という。)のあつせん又は調停によつてその解決を図る。この場合に於いて、仲裁委员会の権限によつて発注者と受注者との間で特別の合意が生じたときは、同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める仲裁委员会を管轄仲裁委员会とする。

2 発注者又は受注者が前項により競争を解決する見込みがないと認めるとき、又は仲裁委员会があつせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切つたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて仲裁委员会の仲裁に付することとする。

3 発注者又は受注者は、申し出により、この条項の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ちあわせ、当該協議が円滑に遂行しようとする必要が認められるときは、当該協議を中止し得る。

4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が断念したときは、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあつせん又は調停により競争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、仲裁委员会のあつせん又は調停によつてその解決を図る。

【(ウ)は、あらかじめ調停人を選定せず、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会による競争の解決を図る場合は適用する。

第三十条(エ) この契約について発注者と受注者との間に競争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会(以下「仲裁委员会」という。)のあつせん又は調停によつてその解決を図る。この場合に於いて、仲裁委员会の権限によつて発注者と受注者との間で特別の合意が生じたときは、

同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める仲裁委员会を管轄仲裁委员会とする。

2 発注者又は受注者が前項により競争を解決する見込みがないと認めるとき、又は仲裁委员会があつせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切つたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて仲裁委员会の仲裁に付することとする。

【(エ)は、あらかじめ調停人を選定せず、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会による競争の解決を図る場合は適用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十七条 この条項において書面により行われなければならないこととされている通知、承認、承諾、解除等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理機構を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に相当するものとならなければならない。

(補則)

第三十八条 この条項に定める各条項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める仲裁委员会を管轄仲裁委员会とする。

2 発注者又は受注者が前項により競争を解決する見込みがないと認めるとき、又は仲裁委员会があつせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切つたときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて仲裁委员会の仲裁に付することとする。

【(エ)は、あらかじめ調停人を選定せず、建設業法による建設工事紛争仲裁委员会による競争の解決を図る場合は適用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十七条 この条項において書面により行われなければならないこととされている通知、承認、承諾、解除等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理機構を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に相当するものとならなければならない。

(補則)

第三十八条 この条項に定める各条項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

改 正 案	現 行
<p>建設工事下請契約書</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工事場所</p> <p>3 工期 発工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日</p> <p>4 工事の竣工しない日 工事の竣工しない期間 <small>※ 工事の竣工しない日又は期間を定める場合は削除</small></p> <p>5 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) <small>※ () の場合は、下請負人が消費税を定める場合は削除する。</small></p> <p>6 請負代金の支払の時期及び方法 支払時期(額)</p> <p>(1) 前払金 契約締結後 日以内に 現金・手形の別又は割合 万円</p> <p>(2) 部分払 〇月 日締切 現金・手形 〇・〇 翌月 日支払</p> <p>(3) 引渡し時 請求後 日以内 手形期間 日 の支払い</p> <p><small>※ 条項に及ぶ額は、原則として現金とする。</small></p> <p><small>※ 部分払の〇は、必ず記入する。</small></p> <p>7 調停人 <small>※ 下請負人が下請負人調停人を定めない場合は、削除する。</small></p> <p>8 その他</p>	<p>建設工事下請契約書</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工事場所</p> <p>3 工期 発工 平成 年 月 日 完成 平成 年 月 日</p> <p>4 請負代金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) <small>※ () の場合は、下請負人が消費税を定める場合は削除する。</small></p> <p>5 請負代金の支払の時期及び方法 支払時期(額)</p> <p>(1) 前払金 契約締結後 日以内に 現金・手形の別又は割合 万円</p> <p>(2) 部分払 〇月 日締切 現金・手形 〇・〇 翌月 日支払</p> <p>(3) 引渡し時 請求後 日以内 手形期間 日 の支払い</p> <p><small>※ 条項に及ぶ額は、原則として現金とする。</small></p> <p><small>※ 部分払の〇は、必ず記入する。</small></p> <p>6 調停人 <small>※ 下請負人及び下請負人調停人を定めない場合は、削除する。</small></p> <p>7 その他</p>

この工事名、建設工事に関する発注の五段階に属する発注(平成十二年建設省告示第10号及び第一号に規定する発注建設工事の発注は、(一)発注工事に関する発注、(二)五段階に属する発注、(三)分譲建設の方法、(四)五段階に属する発注の各条及び五段階についてそれぞれ記入する。

発注者〇による〇〇工事のうち、上記の工事について、元請負人及び下請負人は、各々異なる立場における合意に基づき、別紙の条項に基づいてこの請負契約を締結し、信託に基づいて誠実にこれを履行する。この契約の証として、本書〇通を作り、元請負人及び下請負人(及び保証人)が記名押印して、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

元請負人 住所 氏名
(金銭保証人 " " 保証の程度額)
下請負人 " " 保証の程度額)
(金銭保証人 " " 保証の程度額)

※ () は金銭保証人を定める場合に記入する。

※ 保証人の定まる保証金総額(発注者告示第15条の1)に1項に規定する保証金(保証金)は、保証金の総額を超過し、かつ発注者告示第15条の1に規定する保証金の額を超過する。

※ 保証人(保証人)は、()を定まる場合は保証人(保証人)に記入し、保証金(保証金)は、発注者告示第15条の1に規定する保証金(保証金)に記入する。

(巻頭)

第一条 元請負人及び下請負人は、この契約(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に添付する質問回答書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約及び設計図書を代金とする工事の請負契約をいふ。その内容を要した場合は含む。以下同じ。)を履行する。

この工事名、建設工事に関する発注の五段階に属する発注(平成十二年建設省告示第10号及び第一号に規定する発注建設工事の発注は、(一)発注工事に関する発注、(二)五段階に属する発注、(三)分譲建設の方法、(四)五段階に属する発注の各条及び五段階についてそれぞれ記入する。

発注者〇による〇〇工事のうち、上記の工事について、元請負人及び下請負人は、各々異なる立場における合意に基づき、別紙の条項に基づいてこの請負契約を締結し、信託に基づいて誠実にこれを履行する。この契約の証として、本書〇通を作り、元請負人及び下請負人(及び保証人)が記名押印して、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

元請負人 住所 氏名
(金銭保証人 " ")
下請負人 " ")
(金銭保証人 " ")

※ () は金銭保証人を定める場合に記入する。

(巻頭)

第一条 元請負人及び下請負人は、この契約(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に添付する質問回答書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約及び設計図書を代金とする工事の請負契約をいふ。その内容を要した場合は含む。以下同じ。)を履行する。

- この約款の各条項に基づく協議、承認、通知、指示、請求等は、この約款に附随するものほか原則として、書面により行う。
 - 元請人は、下請人に対し、建設業法（昭和二十四年法律第百号）その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、指導を行い、下請人はこれに従う。
 - 労働災害補償保険の加入は○が行う。
- O：「労働者の健康は労働者に因する義務」（昭和二十四年法律第百号）に基づき加入の義務は争わずに受入する。

(請負代金内訳書及び工程表)
 第二条 下請人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請人に出頭して、その承認を受ける。

2 請負代金内訳書には、機械保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定積立額を明示するものとする。

(関連工事との関係)
 第三条 元請人は、契約書記載の工事（以下「この工事」という。）を含む元請工事（元請人と発注者との間の請負契約による工事をいう。）を日當に受領するたため関連工事（元請工事のうちこの工事の施工に関係のある工事をいう。以下この条において同じ。）との調整を図り、必要がある場合は、下請人に対して指示を行う。この場合においてこの工事の内容を調整し、又は工事の全部若しくは一部の工事を一時中止したときは、元請人と下請人とが協議して工期又は請負代金を変更できる。

2 下請人は関連工事の施工者と調整に調整協議を図り、元請工事の日当な完成に協力する。

(契約保証人)
 第四条 金銭保証人は、当該金銭保証人を立てた元請人又は下請人の

- この約款の各条項に基づく協議、承認、通知、指示、請求等は、この約款に附随するものほか原則として、書面により行う。
 - 元請人は、下請人に対し、建設業法（昭和二十四年法律第百号）その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、指導を行い、下請人はこれに従う。
 - 労働災害補償保険の加入は○が行う。
- O：「労働者の健康は労働者に因する義務」（昭和二十四年法律第百号）に基づき加入の義務は争わずに受入する。

(請負代金内訳書及び工程表)
 第二条 下請人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請人に出頭して、その承認を受ける。

2 請負代金内訳書には、機械保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定積立額を明示するものとする。

(関連工事との関係)
 第三条 元請人は、契約書記載の工事（以下「この工事」という。）を含む元請工事（元請人と発注者との間の請負契約による工事をいう。）を日當に受領するたため関連工事（元請工事のうちこの工事の施工に関係のある工事をいう。以下この条において同じ。）との調整を図り、必要がある場合は、下請人に対して指示を行う。この場合においてこの工事の内容を調整し、又は工事の全部若しくは一部の工事を一時中止したときは、元請人と下請人とが協議して工期又は請負代金を変更できる。

2 下請人は関連工事の施工者と調整に調整協議を図り、元請工事の日当な完成に協力する。

(契約保証人)
 第四条 金銭保証人は、当該金銭保証人を立てた元請人又は下請人の

債務の不履行により生ずる損害金の支払を行う。
 ■ 金銭保証人を立てる場合は従前とする。

(権利義務の譲渡)
 第五条 (A) 元請人及び下請人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この約款により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾を受けることとはできない。

■ 承諾を受ける場合として、たとえば、下請人が前二十条第三項又は第五項の権利を譲渡した後に請負代金管理を譲渡する者や工事に関する請負代金管理を譲渡したときをいふことを（元請人、下請人をいふこと）を指し、建設業法（昭和二十四年一月二十日建設省令第百八号）により受領し入れられたりその他の場合を指す。

2 元請人及び下請人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この約款の目的物並びに該業務の工事材料及び建設設備の機織（いずれも製造工場等による製造を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは譲与し、又は譲与若しくは他の関係の目的に供することとはできない。

第五条 (B) 元請人及び下請人は、この約款により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾を受けることとはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合又はこの約款の目的物に係る工事を完成するための資金調達を目的に請負代金管理を譲渡するもの（融通金借付協定を締結したものであること）を以、担保を現金預貯金としてあらかじめこの約款の目的物に係る工事の施工に必要ない資金を貸与することを説明したときは限る。）は、この限りでない。

■ 承諾を受ける場合として、たとえば、下請人が前二十条第三項又は第五項の権利を譲渡した後に請負代金管理を譲渡する者や工事に関する請負代金管理を譲渡したときをいふことを（元請人、下請人をいふこと）を指し、建設業法（昭和二十四年一月二十日建設省令第百八号）により受領し入れられたりその他の場合を指す。

2 元請人及び下請人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この約款の目的物並びに該業務の工事材料及び建設設備の機織（いずれも製造工場等による製造を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは譲与し、又は譲与若しくは他の関係の目的に供することとはできない。

債務の不履行により生ずる損害金の支払を行う。
 ■ 金銭保証人を立てる場合は従前とする。

(権利義務の譲渡)
 第五条 元請人及び下請人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この約款により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾を受けることとはできない。

■ 承諾を受ける場合として、たとえば、下請人が前二十条第三項又は第五項の権利を譲渡した後に請負代金管理を譲渡する者や工事に関する請負代金管理を譲渡したときをいふことを（元請人、下請人をいふこと）を指し、建設業法（昭和二十四年一月二十日建設省令第百八号）により受領し入れられたりその他の場合を指す。

2 元請人及び下請人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この約款の目的物並びに該業務の工事材料及び建設設備の機織（いずれも製造工場等による製造を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは譲与し、又は譲与若しくは他の関係の目的に供することとはできない。

(新設)
 第五条 (B) 元請人及び下請人は、この約款により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾を受けることとはできない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合又はこの約款の目的物に係る工事を完成するための資金調達を目的に請負代金管理を譲渡するもの（融通金借付協定を締結したものであること）を以、担保を現金預貯金としてあらかじめこの約款の目的物に係る工事の施工に必要ない資金を貸与することを説明したときは限る。）は、この限りでない。

■ 承諾を受ける場合として、たとえば、下請人が前二十条第三項又は第五項の権利を譲渡した後に請負代金管理を譲渡する者や工事に関する請負代金管理を譲渡したときをいふことを（元請人、下請人をいふこと）を指し、建設業法（昭和二十四年一月二十日建設省令第百八号）により受領し入れられたりその他の場合を指す。

2 元請人及び下請人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この約款の目的物並びに該業務の工事材料及び建設設備の機織（いずれも製造工場等による製造を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは譲与し、又は譲与若しくは他の関係の目的に供することとはできない。

3 下請負人は、第一項ただし書の規定により、この契約の目的物に係る
工事を実施するための資金調達を工事は確保を確保しなくてはならず、前項
ただし書の規定を当該工事の種目以外に適用してはならない。

4 下請負人は、当該契約を履行するに際して、下請負人に対し種々の事項
として、これを通知する義務を負うこととする。

(一 経営者又は一 下請負人の職上)

第六条 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に発注し
又は請け負わなくてはならない。ただし、公共工事及び共同仕様の建設工
事以外の工事では、あらかじめ発注者及び下請負人の書面による承認
を得た場合は、この限りでない。

(関係事項の通知)

第七条 下請負人は、元請負人に対して、この工事に関し、次の各号に掲
げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 取締役代理人及び主任技術者の氏名
- 二 雇用管理責任者の氏名
- 三 安全管理者の氏名
- 四 工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 五 工事現場において使用する作業員に対する資金支払の方法
- 六 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指
示する事項

2 下請負人は、元請負人に対し、前項各号に掲げる事項について変更
があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(下請負人の関係事項の通知)

第八条 下請負人がこの工事の全部又は一部を第三者に発注し、又は請け
負おせた場合、下請負人は、元請負人に対して、その契約（その契約に
係る工事が数次の契約によつて行われるときは、次のすべての契約を全

3 下請負人は、第一項ただし書の規定により、この契約の目的物に係る
工事を実施するための資金調達を工事は確保を確保しなくてはならず、前項
ただし書の規定を当該工事の種目以外に適用してはならない。

4 下請負人は、当該契約を履行するに際して、下請負人に対し種々の事項
として、これを通知する義務を負うこととする。

(一 経営者又は一 下請負人の職上)

第六条 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に発注し
又は請け負わなくてはならない。ただし、公共工事及び共同仕様の建設工
事以外の工事では、あらかじめ発注者及び下請負人の書面による承認
を得た場合は、この限りでない。

(関係事項の通知)

第七条 下請負人は、元請負人に対して、この工事に関し、次の各号に掲
げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 取締役代理人及び主任技術者の氏名
- 二 雇用管理責任者の氏名
- 三 安全管理者の氏名
- 四 工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 五 工事現場において使用する作業員に対する資金支払の方法
- 六 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指
示する事項

2 下請負人は、元請負人に対し、前項各号に掲げる事項について変更
があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(下請負人の関係事項の通知)

第八条 下請負人がこの工事の全部又は一部を第三者に発注し、又は請け
負おせた場合、下請負人は、元請負人に対して、その契約（その契約に
係る工事が数次の契約によつて行われるときは、次のすべての契約を全

ひ。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 受任者又は請負者の氏名及び住所（法人であるときは、名称及び工
事を担当する営業所の所在地）
 - 二 建設業の許可番号
 - 三 取締役代理人及び主任技術者の氏名
 - 四 雇用管理責任者の氏名
 - 五 安全管理者の氏名
 - 六 工事の種類及び内容
 - 七 工期
 - 八 受任者又は請負者が工事現場において使用する一日当たり平均作業
員数
 - 九 受任者又は請負者が工事現場において使用する作業員に対する資金
支払の方法
 - 十 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指
示する事項
- 2 下請負人は、元請負人に対し、前項各号に掲げる事項について変更
があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(監督員)

第九条 元請負人は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を
下請負人に通知する。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく元
請負人の権限とされる事項のうち、元請負人が必要と認めて監督員に委
任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を
有する。

- 一 契約の履行についての元請負人又は下請負人の取締役代理人に対する
指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の竣工のための詳細図等の作成及び交付又は
下請負人が作成したこれらの図等の承認

ひ。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 受任者又は請負者の氏名及び住所（法人であるときは、名称及び工
事を担当する営業所の所在地）
 - 二 建設業の許可番号
 - 三 取締役代理人及び主任技術者の氏名
 - 四 雇用管理責任者の氏名
 - 五 安全管理者の氏名
 - 六 工事の種類及び内容
 - 七 工期
 - 八 受任者又は請負者が工事現場において使用する一日当たり平均作業
員数
 - 九 受任者又は請負者が工事現場において使用する作業員に対する資金
支払の方法
 - 十 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指
示する事項
- 2 下請負人は、元請負人に対し、前項各号に掲げる事項について変更
があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(監督員)

第九条 元請負人は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を
下請負人に通知する。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく元
請負人の権限とされる事項のうち、元請負人が必要と認めて監督員に委
任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を
有する。

- 一 契約の履行についての元請負人又は下請負人の取締役代理人に対する
指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の竣工のための詳細図等の作成及び交付又は
下請負人が作成したこれらの図等の承認

三 設計図書に基づき工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事現場の監視若しくは検査

3 元請負人は、監理員はこの約款に基づき元請負人の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監理員を置き前項の権限を全委任したときは、それぞれの監理員の有する権限の内容を、書面をもって下請負人に通知する。

4 元請負人が第一項の監理員を定めないうときは、この約款に定められた監理員の権限は、元請負人が行う。

(現場代理人及び主任技術者)

第十條 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取組みを行うほか、この約款に基づき下請負人の一切の権限(請負代金の受取、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する権限請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行担する。ただし、現場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し、又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。

2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取組み及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における監督を撤回しなうこととする事とすることができる。

3 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。

4 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることもできる。

(工事関係者に関する権限請求)

第十一條 元請負人は、現場代理人、主任技術者、その他下請負人が工事を施工するために使用している関係者、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対し、その理由を明示した書面をもって、必要な権限をとるべきことを求めることができる。

三 設計図書に基づき工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事現場の監視若しくは検査

3 元請負人は、監理員はこの約款に基づき元請負人の権限の一部を委任したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監理員を置き前項の権限を全委任したときは、それぞれの監理員の有する権限の内容を、書面をもって下請負人に通知する。

4 元請負人が第一項の監理員を定めないうときは、この約款に定められた監理員の権限は、元請負人が行う。

(現場代理人及び主任技術者)

第十條 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取組みを行うほか、この約款に基づき下請負人の一切の権限(請負代金の受取、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する権限請求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行担する。ただし、現場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し、又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。

2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取組み及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における監督を撤回しなうこととする事とすることができる。

3 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。

4 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることもできる。

(工事関係者に関する権限請求)

第十一條 元請負人は、現場代理人、主任技術者、その他下請負人が工事を施工するために使用している関係者、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対し、その理由を明示した書面をもって、必要な権限をとるべきことを求めることができる。

2 下請負人は、監理員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な権限をとるべきことを求めることができる。

3 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があつたときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料の品質及び検査)

第十二條 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 下請負人は、工事材料については、使用前に監理員の検査に合格したものを使用する。

3 監理員は、下請負人から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに答ずる。

4 下請負人は、工事現場内に搬入した工事材料を監理員の承諾を受けないうちに工事現場外に搬出しない。

5 下請負人は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。

6 前二項から前項までの規定は、建設機械器具についても適用する。

(監理員の立会い及び工事記録の整備)

第十三條 下請負人は、誤合を致す工事材料については、監理員の立会いを受けて照合し、又は見本検査に合格したものを使用する。

2 下請負人は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から閉鎖することとなる工事については、監理員の立会いを受けて施工する。

3 監理員は下請負人から前二項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに答ずる。

4 下請負人は、設計図書において見本又は工事記録等の記録を整備すべきものとして定められた工事材料の照合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその見本又は工事記録等の記録を整備し、監

2 下請負人は、監理員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な権限をとるべきことを求めることができる。

3 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があつたときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料の品質及び検査)

第十二條 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 下請負人は、工事材料については、使用前に監理員の検査に合格したものを使用する。

3 監理員は、下請負人から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに答ずる。

4 下請負人は、工事現場内に搬入した工事材料を監理員の承諾を受けないうちに工事現場外に搬出しない。

5 下請負人は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。

6 前二項の規定は、建設機械器具についても適用する。

(監理員の立会い及び工事記録の整備)

第十三條 下請負人は、誤合を致す工事材料については、監理員の立会いを受けて照合し、又は見本検査に合格したものを使用する。

2 下請負人は、水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面から閉鎖することとなる工事については、監理員の立会いを受けて施工する。

3 監理員は下請負人から前二項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに答ずる。

4 下請負人は、設計図書において見本又は工事記録等の記録を整備すべきものとして定められた工事材料の照合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその見本又は工事記録等の記録を整備し、監

監員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料及び貨物品)

- 第十四条 正請負人から下請負人への支給材料及び貨物品の品名、数量、品質、規格、仕様、引渡し時期、引渡し時期、運送場所又は運送時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 工程の変更により引渡し時期及び運送時期を変更する必要があると認められるときは、正請負人と下請負人とが協議して、これを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。
- 3 監理員は、支給材料及び貨物品を、下請負人の立会いの上検査して引き渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設計図書に定められたり、又は使用に適合しないと認められたときは、遅滞なくその旨を書面をもって正請負人又は監理員に通知する。
- 4 正請負人は、下請負人から取次後段の規定による通知（監理員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書に定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貨物品を引渡し、又は支給材料若しくは貨物品の品質、規格等の変更をなすことができる。この場合において、必要があると認められたときは、正請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 5 下請負人は、支給材料及び貨物品が品質管理者の検査をもって、使用及び保管し、下請負人の放棄又は廃棄によつて支給材料又は貨物品が滅失若しくは毀損し、又はその運送若しくは保管となつたときは、正請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその検査を依頼する。
- 6 下請負人は、引渡しを受けた支給材料又は貨物品が種類、品質又は数量に誤り（設計図書の仕様と適合しないもの、（第三項の條項に於ける数量に関する）使用に適合しないもの）であるときは、遅滞なく監理員にその旨を通知する。この場合において

監員の要求があつたときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料及び貨物品)

- 第十四条 正請負人から下請負人への支給材料及び貨物品の品名、数量、品質、規格、仕様、引渡し時期、引渡し時期、運送場所又は運送時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 工程の変更により引渡し時期及び運送時期を変更する必要があると認められるときは、正請負人と下請負人とが協議して、これを変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。
- 3 監理員は、支給材料及び貨物品を、下請負人の立会いの上検査して引き渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設計図書に定められたり、又は使用に適合しないと認められたときは、遅滞なくその旨を書面をもって正請負人又は監理員に通知する。
- 4 正請負人は、下請負人から取次後段の規定による通知（監理員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書に定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貨物品を引渡し、又は支給材料若しくは貨物品の品質、規格等の変更をなすことができる。この場合において、必要があると認められたときは、正請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
- 5 下請負人は、支給材料及び貨物品が品質管理者の検査をもって、使用及び保管し、下請負人の放棄又は廃棄によつて支給材料又は貨物品が滅失若しくは毀損し、又はその運送若しくは保管となつたときは、正請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその検査を依頼する。
- 6 下請負人は、支給材料又は貨物品の引渡しを受けた後第三項の條項に於ける数量に関する誤り（設計図書の仕様と適合しないもの、（第三項の條項に於ける数量に関する）使用に適合しないもの）であるときは、遅滞なく監理員にその旨を通知する。この場合において、第四項の規定を準用する。

は、第四項の規定を準用する。

(設計図書不適合の場合の改訂業務)

- 第十五条 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監理員がその改訂を請求したときは、これに従ふ。ただし、その不適合が監理員の指示による等正請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改訂に要する費用は正請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、正請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。
- (条件変更等)
- 第十六条 下請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事項を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監理員に通知し、その補正を求めらる。
- 設計図書と工事現場の状況とが一致しないこと。
 - 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互適合しないこと及び設計図書に隠蔽又は脱漏があることを含む。）。
 - 工事現場の地質、水文等の状態、構工上の制約等設計図書に示された自然の又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
 - 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状況が生じたこと。
- 2 監理員は、前項の補正を求められたとき又は自ら調査を命じ得る事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに於いて何等の補正を請求する必要があるときは、その結果を含む。）を書面をもって下請負人に通知する。
- 3 第一項各号に掲げる事項は正請負人と下請負人との間に於いて補正を求められた場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、正請負人と下請負人とが協議して定める。

(設計図書不適合の場合の改訂業務)

- 第十五条 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監理員がその改訂を請求したときは、これに従ふ。ただし、その不適合が監理員の指示による等正請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改訂に要する費用は正請負人が負担する。この場合において、必要があると認められるときは、正請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。
- (条件変更等)
- 第十六条 下請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事項を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監理員に通知し、その補正を求めらる。
- 設計図書と工事現場の状況とが一致しないこと。
 - 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互適合しないこと及び設計図書に隠蔽又は脱漏があることを含む。）。
 - 工事現場の地質、水文等の状態、構工上の制約等設計図書に示された自然の又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
 - 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状況が生じたこと。
- 2 監理員は、前項の補正を求められたとき又は自ら調査を命じ得る事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに於いて何等の補正を請求する必要があるときは、その結果を含む。）を書面をもって下請負人に通知する。
- 3 第一項各号に掲げる事項は正請負人と下請負人との間に於いて補正を求められた場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、正請負人と下請負人とが協議して定める。

(概しく短く工期の延長)
第二十七条 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を進捗させるために合理的必要と認められる期間に基づき概しく短く期間を定むべきである。

(工事の遅延及び中止等)
第二十八条 元請負人は、遅延があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、遅延があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物の取壊を要し若しくは工事現場の状況が変動したため、下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、遅延があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
3 元請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の履行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を請求し、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(下請負人の請求による工期の短縮)
第二十九条 下請負人は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に就いて、遅延なくその理由を明らかにした書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における遅延日数は、元

(総論)

(工事の遅延及び中止等)
第二十七条 元請負人は、遅延があると認めるときは、書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、遅延があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
2 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物の取壊を要し若しくは工事現場の状況が変動したため、下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、遅延があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
3 元請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の履行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を請求し、又は下請負人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(下請負人の請求による工期の短縮)
第二十八条 下請負人は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に就いて、遅延なくその理由を明らかにした書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における遅延日数は、元

元請負人と下請負人とが協議して定める。
2 前項の規定により工期を延長する場合において、遅延があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(履行遅滞の場合の工期の短縮)
第三十条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に完成することができない場合において、工期遅滞発生の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、工期を延長することができる。

(元請負人の請求による工期の短縮等)
第三十一条 元請負人は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、下請負人に就いて書面をもって工期の短縮を求めらるることもできる。この場合における短縮日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(罰則)
21 前項の場合において、遅延があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
第三十二条 工期中に資金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを修正する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。
2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む工事の部分について、資金又は物価の変動を理由として請負代金額が変更されたときは、元請負人と下請負人は、相手方に就いて、前項の措置を求めらるることもできる。

元請負人と下請負人とが協議して定める。
2 前項の規定により工期を延長する場合において、遅延があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(履行遅滞の場合における損害金)
第三十四条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期遅滞発生の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、下請負人が損害金を徴収して工期を短縮するに同意する。

(元請負人の請求による工期の短縮等)
第三十一条 元請負人は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、下請負人に就いて書面をもって工期の短縮を求めらるることもできる。この場合における短縮日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 この約款の他の各項の規定により工期を延長する場合には、特別の理由があるときは、元請負人と下請負人とが協議して工期を短縮するに同意するに限りなくすることができる。
3 前二項の場合において、遅延があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

(資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
第三十二条 工期中に資金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり、これを修正する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。
2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む工事の部分について、資金又は物価の変動を理由として請負代金額が変更されたときは、元請負人と下請負人は、相手方に就いて、前項の措置を求めらるることもできる。

(過剰の措置)

第二十二條 下請負人は、災害防止等のため必要があると思われるときは、元請負人に協力して過剰の措置をとる。

2 下請負人が前項の規定により過剰の措置をとった場合には、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することと同意でないと思われる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(一般の措置)

第二十四條 工事目的物の引渡し前、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の進捗に阻害を生じた損害(この契約において別に定める損害を除く)は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十五條 この工事の進捗について第三者(この工事に関係する他の工事の請負人等を含む。以下この条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の進捗に伴い通常避けられるべきでない事故により生じたものについては、この限りでない。

2 前項の場合その他工事の進捗について第三者との間に紛争を生じた場合には、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

(天災その他の不可抗力による損害)

第二十六條 天災その他の不可抗力によつて、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入物の工事材料又は建設機械器具(いずれも元請負人

(過剰の措置)

第二十二條 下請負人は、災害防止等のため必要があると思われるときは、元請負人に協力して過剰の措置をとる。

2 下請負人が前項の規定により過剰の措置をとった場合には、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することと同意でないと思われる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(一般の措置)

第二十四條 工事目的物の引渡し前、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の進捗に阻害を生じた損害(この契約において別に定める損害を除く)は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十五條 この工事の進捗について第三者(この工事に関係する他の工事の請負人等を含む。以下この条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の進捗に伴い通常避けられるべきでない事故により生じたものについては、この限りでない。

2 前項の場合その他工事の進捗について第三者との間に紛争を生じた場合には、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

(天災その他の不可抗力による損害)

第二十六條 天災その他の不可抗力によつて、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入物の工事材料又は建設機械器具(いずれも元請負人

が搬入したものに限る。)に損害を生じたときは、下請負人が請負代金額の範囲内において負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の進捗に伴い通常避けられるべきでない事故により生じたものについては、この限りでない。

2 前項の場合その他工事の進捗について第三者との間に紛争を生じた場合には、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

(損害額の算定)

1 工事の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその残価額を差し引いた額とする。

2 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその残価額を差し引いた額とする。

3 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事に搬入することとしている標準費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相当する標準費の額を差し引いた額とする。ただし、標準費によりその機能を回復することができ、かつ、標準費の額が上記の額より少額であるものについては、その標準費の額とする。

4 第一項の規定により、元請負人が損害を負担する場合には、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

5 天災その他の不可抗力によつて生じた損害の取片付けに要する費用は、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(後援及び引渡し)

第二十七條 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもちて元請負人に通知する。

2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもちて下請負人に通知する。

が搬入したものに限る。)に損害を生じたときは、下請負人が請負代金額の範囲内において負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の進捗に伴い通常避けられるべきでない事故により生じたものについては、この限りでない。

2 前項の場合その他工事の進捗について第三者との間に紛争を生じた場合には、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

(損害額の算定)

1 工事の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその残価額を差し引いた額とする。

2 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその残価額を差し引いた額とする。

3 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事に搬入することとしている標準費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相当する標準費の額を差し引いた額とする。ただし、標準費によりその機能を回復することができ、かつ、標準費の額が上記の額より少額であるものについては、その標準費の額とする。

4 第一項の規定により、元請負人が損害を負担する場合には、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

5 天災その他の不可抗力によつて生じた損害の取片付けに要する費用は、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(後援及び引渡し)

第二十七條 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもちて元請負人に通知する。

2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもちて下請負人に通知する。

3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を認めた後、下請負人が任意をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

4 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の着手と同時に工事目的物の引渡しを要求することができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。

5 下請負人は、工事第2項の検査に合格したときは、瑕疵なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の着手を工事の完成となし、前4項の規定を適用する。

6 元請負人が前3項の引渡しを受けることとなるとき、又は引渡しを受けることとならざる場合において、下請負人は、引渡しを申し出たときから、その引渡しをするまで、自己の財産に対する同一の権利をもつて、その物を保蔵する責任を負う。

7 前項の場合において、下請負人が自己の財産に対する同一の権利をもつて管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び元請負人が管理のために負った費用は、元請負人の負担とする。

(部分使用)

第18条 元請負人は、前条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

3 元請負人は、第1項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし、又は下請負人の費用が附加したときは、その損害を賠償し、又は附加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(部分引渡し)

第19条 工事目的物について、元請負人が設計図書において工事の完

3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を認めた後、下請負人が任意をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

4 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の着手と同時に工事目的物の引渡しを要求することができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。

5 下請負人は、工事第2項の検査に合格したときは、瑕疵なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の着手を工事の完成となし、前4項の規定を適用する。

6 元請負人が前3項の引渡しを申し出たときから、又は引渡しを受けることとなるとき、引渡しまでに要する期間中に元請負人が負理する。

(全般)

(部分使用)

第16条 元請負人は、前条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

3 元請負人は、第1項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし、又は下請負人の費用が附加したときは、その損害を賠償し、又は附加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(部分引渡し)

第17条 工事目的物について、元請負人が設計図書において工事の完

成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、その部分の工事が完了したときは、
 第27条(検査及び引渡し)中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第23条(引渡し時の支払)中「請負代金」とあるのは「指定部分に相当する請負代金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第20条 この契約に關する請負代金の支払方法及び時期については、契約書の定めるところによる。

2 元請負人は、契約書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、下請負人の同意を得て請負代金支払いの時期又は支払方法を変更することができる。

3 前項の場合において、元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負人が被った損害を賠償する。

(前金払)

第21条 下請負人は、契約書の定めるところにより元請負人に対して請負代金についての前払を請求することができる。

(部分払)

第22条 下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料(及び製造工事等による工務製品)(監理員の検査に合格したものに限る。)に相当する請負代金引当額の十分の〇以上の額について、契約書の定めるところにより、その部分払を請求することができる。

- 前払の効果なくして工事現場にないものは〇の部分を指す。(第1項に引く限り)
- 〇は以上の額を指す。(第2項に引く限り)

2 下請負人は部分払を請求しつらうとするときは、あらかじめ、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料(又は製造工事

成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、その部分の工事が完了したときは、
 第25条(検査及び引渡し)中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第21条(引渡し時の支払)中「請負代金」とあるのは「指定部分に相当する請負代金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第18条 この契約に關する請負代金の支払方法及び時期については、契約書の定めるところによる。

2 元請負人は、契約書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、下請負人の同意を得て請負代金支払いの時期又は支払方法を変更することができる。

3 前項の場合において、元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負人が被った損害を賠償する。

(前金払)

第19条 下請負人は、契約書の定めるところにより元請負人に対して請負代金についての前払を請求することができる。

(部分払)

第20条 下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料(及び製造工事等による工務製品)(監理員の検査に合格したものに限る。)に相当する請負代金引当額の十分の〇以上の額について、契約書の定めるところにより、その部分払を請求することができる。

- 前払の効果なくして工事現場にないものは〇の部分を指す。(第1項に引く限り)
- 〇は以上の額を指す。(第2項に引く限り)

2 下請負人は部分払を請求しつらうとするときは、あらかじめ、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料(又は製造工事

等による工務職員の選定を受ける。この場合において、下請負人は、その選定を行い、その結果を前請負人に通知する。

3 下請負人は、第二項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるようにしにより部分私を履行する。

4 前条金の支払いを遅れている場合においては、第二項の規定は次のようにして適用する。

前条第一項の請負代金相当額×(前代金額-受領済前私金額) / 前代金額 × (〇 / 10)

5 第三項の規定により部分私金の支払いがあった後、再度部分私金の請求をする場合には、第二項及び前項中「請負代金相当額」とするものは「請負代金相当額から既に部分私金の効果となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(前条し時の支払い)

第三十三条 下請負人は、第二十七條(後述及び引渡)第二項の規定に合致したときは、引渡しと同時に前項をもちて前代金の支払いを請求する。このとき、

2 下請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるようにしにより、前代金を支払う。

(部分私金等の支払に対する下請負人の工事中止)

第三十四條 下請負人は、前請負人が前私金又は部分私金の支払いを遅滞し、遅滞の期間を定めその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止する。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

2 第十八條(工事の遅延及び中止等)第三項の規定は、前項の規定により下請負人が工事の施工を中止した場合について適用する。

(契約不履行を事由)

等による工務職員の選定を受ける。この場合において、下請負人は、その選定を行い、その結果を前請負人に通知する。

3 下請負人は、第二項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるようにしにより部分私を履行する。

4 前条金の支払いを遅れている場合においては、第二項の規定は次のようにして適用する。

前条第一項の請負代金相当額×(請負代金額-受領済前私金額) / 請負代金額 × (〇 / 10)

5 第三項の規定により部分私金の支払いがあった後、再度部分私金の請求をする場合には、第二項及び前項中「請負代金相当額」とするものは「請負代金相当額から既に部分私金の効果となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(前条し時の支払い)

第三十一條 下請負人は、第二十五條(後述及び引渡)第二項の規定に合致したときは、引渡しと同時に前項をもちて前代金の支払いを請求する。このとき、

2 下請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるようにしにより、前代金を支払う。

(部分私金等の支払に対する下請負人の工事中止)

第三十一條 下請負人は、前請負人が前私金又は部分私金の支払いを遅滞し、遅滞の期間を定めその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止する。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

2 第十七條(工事の遅延及び中止等)第三項の規定は、前項の規定により下請負人が工事の施工を中止した場合について適用する。

(遅滞理由)

第三十五條(4) 下請負人は、前条をもちた工事目的物の種類又は品名は、前条に規定の仕様と適合しなからぬ(以下「契約不履行」という。)ときは、下請負人は、前条の仕様又は仕様書の記載に準じて履行の遅延を請求する。このとき、前条の仕様と適合の程度を認め、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

2 前項の場合において、下請負人は、前請負人に不相当な負担を課するものとならぬ。前請負人は、遅滞なく前項をもちた履行の遅延による履行の遅延を請求する。このとき、

3 第一項の場合において、下請負人は、遅滞なく前項の期間を定め履行の遅延を請求し、その遅滞に履行の遅延を認め、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。このとき、前条の仕様と適合の程度を認め、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。このとき、

1 履行の遅延が不相当なものである。

2 下請負人が履行の遅延を認め、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

3 工事目的物の種類又は品名が前条に規定の仕様と適合しなからぬ(以下「契約不履行」という。)ときは、下請負人は、前条の仕様と適合の程度を認め、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

(遅滞)

(契約不履行を事由)

第三十五條(5) 下請負人は、前条をもちた工事目的物の種類又は品名は、前条に規定の仕様と適合しなからぬ(以下「契約不履行」という。)ときは、下請負人は、前条の仕様又は仕様書の記載に準じて履行の遅延を請求する。このとき、前条の仕様と適合の程度を認め、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

第三十三條(3) 工事目的物の種類が前条に規定の仕様と適合しなからぬ(以下「契約不履行」という。)ときは、下請負人は、前条の仕様又は仕様書の記載に準じて履行の遅延を請求する。このとき、前条の仕様と適合の程度を認め、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

(遅滞)

(遅滞)

4 工事目的物が第一項の規定による請求を受けたときは、下請負人は、第二項に定める期間内に、その遅延又は遅滞の理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

第三十三條(2) 工事目的物の種類が前条に規定の仕様と適合しなからぬ(以下「契約不履行」という。)ときは、下請負人は、前条の仕様又は仕様書の記載に準じて履行の遅延を請求する。このとき、前条の仕様と適合の程度を認め、遅滞なくその理由を明示した書面をもちてその旨を前請負人に通知する。

そのときはなお、上訴人に対し、目的物の権利又は債権の消滅し
たる虞生の消滅（工事目的物の範圍に限り）を請求するに足らな
る。ただし、その権利の消滅に相当の期間を経過するときは、上訴人は
履行の消滅を請求するに足らな。

2 前項の場合において、上訴人は、上訴人が権利を請求する
そのときは、上訴人は、上訴人が権利を請求した時点に於ける履行の
消滅を請求するに足らな。

3 第一項の場合において、上訴人は、履行の消滅を定め、履行の消滅の
権利を、その期間に履行の消滅を定め、上訴人は、その不
履行の期間に於いて、その権利を請求するに足らな。ただし、次の
各号のいずれかに該当する場合は、例外を認め、前項に代り、消滅
を請求するに足らな。

- 一 履行の消滅を不問とするとき。
- 二 上訴人が履行の消滅を拒絶する意思を明確に表明したとき。
- 三 工事目的物の種類又は消滅の範囲が、約定の目的又は
その消滅に履行しなれば、消滅した目的を請求するに足らな。
場合に於いて、上訴人が履行の消滅を、その時期を超過した
とき。

四 前号に掲げる場合のほか、上訴人が、この規定による権利を
しる履行の消滅を怠るに足らな。この期間が、この規定による権利を
(前條)

第 36 条 (4) 又は (5) を適用し得ない。

(上訴人の生業維持)

第三十六條 上訴人は、工事が完了しない限り、本条及び第三十八條に
規定する場合は、この規定を排除するに足らな。

。を請求し、又は権利を行使し、又は権利を行使するに相当の期間（工事
目的物の範圍に限り）を請求するに足らな。ただし、賠償請求
しな。か、その権利に相当の期間を経過するときは、上訴人が、権
利を請求するに足らな。

第 36 条 (4) 又は (5) を適用し得ない。

(新設)

(新設)

4 工事目的物が第一項の消滅にその消滅を認め、上訴人は、上訴人が
は、前項に定める期間が、か、その権利行使の目的が、この規定
に限り、第一項の権利を行使するに足らな。

第三十六條 上訴人は、工事が完了しない限り、前条第一項に規定する
場合は、この規定を排除するに足らな。

る。
(前條)

2 上訴人は、前項の規定によりこの規定を排除した場合には、こ
れにより上訴人は、賠償を及ぼし、その賠償を請求する。この
場合に於ける賠償額は、上訴人と上訴人とを協議して定める。

(上訴人の消滅による消滅)

第三十七條 上訴人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の
期間を定め、その履行の消滅を、その期間に履行しないときは、こ
の契約を解除するに足らな。ただし、その期間を超過した後に於
ける履行の不履行が、この規定及び前項の社会理念に照らして、消滅である
ときは、この限りでない。

一 上訴人が、第三十五條第一項の履行の消滅を認め、又は権利を請求し
たとき。

第 37 条 (2) を適用し得ない。 (4) を適用し得ない。

二 上訴人が、正当な理由がないのに、工事に着手せず、工期を過ぎ、
工事に着手したとき。

三 上訴人が、工期又は工期超過後、相当期間に、工事を完了する見込
がないと認められるとき。

四 工期が、第三十五條第一項の履行の消滅を認めないとき。

五 前号に掲げる場合のほか、上訴人が、この規定に違反したとき。

(上訴人の消滅による消滅)

第三十八條 上訴人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に
この契約を解除するに足らな。

2 前条第一項から第四項までの規定は、前項の規定によりこの規定を排
除した場合には、適用しない。ただし、同条第四項の規定の目的が、この
規定に、適用しない。

3 上訴人は、第一項の規定によりこの規定を排除した場合には、こ
れにより上訴人は、賠償を及ぼし、その賠償を請求する。こ
の場合に於ける賠償額は、上訴人と上訴人とを協議して定める。

(上訴人の消滅)

第三十五條 上訴人は、上訴人が、次の各号のいずれかに該当するときは、
この規定を解除するに足らな。

(新設)

一 正当な理由がないのに、工事に着手せず、工期を過ぎ、工事に
着手しないとき。

二 その規定に違反する理由により、工期又は工期超過後、相当期間に、
工事を完了する見込がないと認められるとき。

三 前項に於ける場合は、この規定に違反し、その違反により、
この規定の目的を害するに足らな。この限りでない。

四 第三十七條 (上訴人の消滅) 第一項の規定により、この規定
の解除を申し出たとき。

(新設)

- 一 下請負人が第五十二条第一項の規定に違反して、誰かの名義を濫用したときは、
- 二 下請負人が第五十二条第三項の規定に違反して、誰かの名義を濫用し、その期間中に履行せられたときは、
- 三 下請負人がこの契約の目的物を担保に提供せられたときは、
- 四 引当金その他の工賃目的物の取崩しを認める場合は、その不適格な目的物を取崩し、その期間中に履行せられたときは、
- 五 下請負人がこの契約の目的物の担保の履行を拒絶する場合は、
- 六 下請負人の債務の一部の履行を拒絶する場合は、
- 七 取崩しの目的物の担保を前項の趣意に反し、担保の目的又は一定の期間中に履行しなければならぬことを認めることとならざる限り、
- 八 債権者に對する債権の保全、下請負人がこの契約の履行を拒絶し、前項の規定に違反するときは、
- 九 第四十条（下請負人の催告による解除権）又は第四十一条（下請負人の催告による解除権）の規定に反し、この契約の解除を申し出たときは、

(下請負人の催告による解除権)
 第三十七条 第三十条各号又は前条各号に定める場合に下請負人の催告による解除をすることができる。

(新設)

- (下請負人の催告による解除権)
- 第四十条 下請負人が、第四十一条の契約に違反したときは、第四十一条を定めてその履行の遅延をし、その期間中に履行せられたときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を超過した時に於ける前項の規定に反し、取崩し及び取崩しの社会通念に照らし、繼續せられたときは、この限りでない。
- (下請負人の催告による解除権)
- 第四十一条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- 一 第三十八条（工事の遅延及び中止等）第二項の規定により工事内容を変更したため遅延代金額が十分の〇以上減少したとき。
 - 二 第三十九条第一項の規定による工事の施工の中止期間が〇を超えたとき。ただし、中止後工事の一部のみを施工し、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後〇日を経過しても、なおその中止が解除せられたとき。
 - 三 下請負人が誰かの名義を濫用し、その期間中に履行せられたときは、

(下請負人の催告による解除権)
 第四十一条 第四十条（下請負人の催告による解除権）又は前条（下請負人の催告による解除権）各号に定める場合に下請負人の催告による解除をすることができる。

- (下請負人の解除権)
- 第三十七条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、この契約を解除することができる。
- 三 下請負人がこの契約に違反し、その違反により工事を拒絶するときは、
- (下請負人の解除権)
- 第三十七条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、この契約を解除することができる。
- 一 第三十七条（工事の遅延及び中止等）第二項の規定により工事内容を変更したため遅延代金額が十分の〇以上減少したとき。
 - 二 第三十九条第一項の規定による工事の施工の中止期間が〇を超えたとき。ただし、中止後工事の一部のみを施工し、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後〇日を経過しても、なおその中止が解除せられたとき。
 - 四 下請負人が誰かの名義を濫用し、その期間中に履行せられたときは、

(新設)

指しは該協定の範囲により争じたりしものとせば、これを覆すことなし。

(紛争の解決)

第四十八条 (A) この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協...

2 元請負人又は下請負人は、前項のあつせん又は調停により紛争を解決...

3 元請負人又は下請負人は、申し出により、この約款の各条項の規定に...

4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかつ...

【注】 第三項及び第四項は、調停人を協議に参加せしめずれば、同項とする。

第四十八条 (B) この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協...

指しは該協定の範囲により争じたりしものとせば、これを覆すことなし。

(紛争の解決)

第三十九条 (A) この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協...

2 元請負人又は下請負人は、前項のあつせん又は調停により紛争を解決...

3 元請負人又は下請負人は、申し出により、この約款の各条項の規定に...

4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかつ...

【注】 第三項及び第四項は、調停人を協議に参加せしめずれば、同項とする。

第三十九条 (B) この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協...

解決を図る。

2 元請負人又は下請負人は、前項のあつせん又は調停により紛争を解決...

【注】 (B) は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争処理法による紛争の解決を図る場合に適用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第四十九条 この約款において書面により行われなければならないことと...

(補則)

第五十条 この約款に定めのない事項については、必ずしも元請負人と...

解決を図る。

2 元請負人又は下請負人は、前項のあつせん又は調停により紛争を解決...

【注】 (B) は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争処理法による紛争の解決を図る場合に適用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第四十条 この約款において書面により行われなければならないことと...

(補則)

第四十一条 この約款に定めのない事項については、必ずしも元請負人と...